

会議録・令和8年6月11日第2回定例会（第2日目）

1. 招集の年月日 令和8年5月20日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 6月11日 午前9時00分 議長宣告

4. 出席議員 12名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

10番 山 本 章

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 欠席議員

9番 松 本 忍

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西 尾 仁 志

議会書記 西 川 佳 江 松 原 佑 記 小 竹 将 太
霜 幸 佑

7. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 森 井 義 和 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 畑 弘 人

まちづくり戦略
課 長 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

会計管理者（兼）会計課長 椿 ゆかり 産業振興課長 肥留間 誠

建 設 課 長 西 尾 直 伸 上下水道課長 丹 合 信 隆

こ ども 課 長 家 城 和 司 住民ほけん課長 日 置 加奈子

生活環境課長 中 川 英 之 学校教育課長 中 瀬 基 司

社会教育課長 松 井 友 吾

8. 会議録署名議員

13番 下 井 清 史

1番 江 京 子

9. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9 時 00分)

◎開議の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

なお、松本議員から、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

また、福祉総合支援課長からも、所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

13番 下 井 清 史 議員

1 番 江 京 子 議員

の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（辻井 成人） 日程第2 「一般質問」を行います。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

12番 高橋 浩司 議員

○議長（辻井 成人） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「明和町の財政運営について」「命と心を守る明和町を目指して」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（12番 高橋 浩司議員 登壇）

○12番（高橋 浩司） 皆さん、よろしくお願いします。

議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

先日梅雨入りしましたが、本日は快晴に恵まれました。この天気のような執行部の明快な答弁を期待いたします。私も極力かまないように努めます。それでは、今日は2つの項目について町の考えを伺います。

まず、明和町の財政運営について、将来の財源を生み出すための投資という視点からお尋ねします。

現在、財政の厳しさから事業費の圧縮を重視した予算編成が続いています。しかし、予算を切り詰めるだけでは将来の人口や税収の増加にはつながりません。

一方で、本町は、伊勢市と松阪市の中間に位置し、交通の利便性に恵まれています。過去30年の推移を見ると、全国や近隣の市町で人口減少が続く中、明和町はほぼ横ばい、世帯数は約1.5倍と伸びております。これに明和北小学校

の開校により子育て世代の住宅需要は確実に高まっており、これは「選ばれるまち」としての大きな期待と感じております。こうした需要を確実に取り込み、人口、税収増加と地域経済の活性化につなげることが重要と考えます。そのためには将来を見据えた計画的な行政運営が求められています。

そこでお尋ねします。財政が厳しいからこそ、単に予算を削るだけでなく、将来への投資を積極的に進めるべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問が終わりました。

これに対し答弁願います。

町長。

○町長（下村 由美子） おはようございます。

高橋議員からのご質問にお答えしたいと思います。

本町の財政運営と将来への投資の考え方につきましては、議員ご指摘のとおり、人口減少や税収の伸び悩みが懸念される中で、将来の収入増につながる投資の重要性については十分認識しているところです。本町には県内はもとより、名古屋圏への通勤・通学も可能な立地条件を有していること、明和北小学校の開校をはじめ子育て環境の整備が進んでいることなどの理由から、住宅地としての需要が十分にあると認識しております。こうした需要を確実に取り込み、人口増加や税収の増加、さらには地域経済の活性化へとつなげていくには、将来を見据えた投資的な施策を進めていくことも必要であると考えております。

一方で、現在の財政状況を踏まえますと、支出抑制と将来投資のバランスを図ることも財政運営上重要であります。そのため、投資によって将来の税収や地域活力が生まれるという視点をしっかりと持ちながら、効果や優先順位を十分に見極め、選択と集中を図りながら取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、単なる歳出削減に終始するのではなく、財政規律を維持しながら、将来の人口増加や税収確保につながる施策については積極的に取り組み、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問、高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町長は名古屋も通勤可能、私の娘も4月から名古屋に通学しておりますというぐらい、明和町は名古屋にも通勤通学ができるような位置やということで、本当にレスポンスは高いと思っています。積極的な投資を考えていかなければならないという前向きな答弁をいただきました。この町長の考えの下で、ブライトガーデン明和についてお伺いします。

この施設に関しまして、契約満了に伴い、この10月に撤退すると先日の全員協議会で説明を受けました。この施設に関しては、町が誘致をしております。その町の責任は重く、今後の対応が強く問われる問題です。撤退により建物が取り壊され、更地になると聞いております。その上、農地に戻った場合に固定資産税などの税収への影響だけでなく、隣接するイオン明和との集客面の人の流れによる効果も弱くなり、地域経済への影響は大きいと考えます。この土地は国道23号線沿いにあり、幹線道路との交差点であるなど、立地条件にも恵まれており、これまでも道の駅構想など、そういった計画が検討されてきたと承知しております。

そこでお伺いします。現在の状況と今後の土地活用について町としてどう関わっていくのか、お考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 高橋議員の質問に対する答弁。

町長。

○町長（下村 由美子） ご質問のありましたブライトガーデン明和に関する件でございますが、ブライトガーデン明和につきましては、議員ご指摘のとおり、本町にとって看過できない重要な課題であると認識しております。このたび撤退されることとなったことから、今後の土地利用や地域活性化の観点も含め、対応を検討していく必要があると考えています。

当該地につきましては、これまで道の駅としての活用可能性も含め、国土交

通省をはじめとする関係機関との協議を重ねてきた経緯がございます。また、隣接する大型商業施設との連携による相乗効果も視野に入れながら、地域の情報発信、観光振興、地場産業の活性化、さらには本町への人の流れを生み出す拠点としての可能性について検討してきたところでございます。このため、施設撤退後に当該地が十分に活用されない状況となった場合には、税収面への影響だけでなく、地域経済や周辺エリアの活力、景観、防犯面などにも影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。

町といたしましては、これまでの検討経緯を踏まえつつ、道の駅という手法にこだわらず、大型商業施設周辺を含むこの地域全体の活性化を図るという観点から、今後の土地利用の在り方を幅広く考えていく必要があると考えています。具体的には、民間活力の活用、周辺施設との連携、観光・交流機能の向上、町民の生活利便性の向上、地域経済への波及など、当該地だけでなく周辺エリア全体の価値を高める方策を検討してまいりたいと考えています。

今後につきましては、土地所有者や関係事業者の意向を尊重しながら、必要な情報共有や連携を図り、この地域の活性化につながる方策について検討してまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町長がおっしゃっていただくように、経済とか地域に対してのこの影響というのは大きいので、しっかり進めていただきたいと思います。町が指導してもらい土地の所有者をはじめ県関係者と連携を密にして、道の駅だけにこだわることなく、この立地の強みを生かした新たな拠点づくりを強く要望させていただきます。

次に、旧丸二ホテル伊勢の郷の施設再生など今後の方針について、先日も窃盗事件が発生しましたが、防犯・防災上の対策についてお伺いします。

この施設の問題について、周辺の6地区の自治会から昨年8月に連名で提出

された要望書に対し、11月17日付で町長から回答が出されています。また、私、一般質問でも取り上げましたこの施設について、現在プロジェクトを立ち上げてもらい、対応してもらっていると承知しております。その進捗状況と防災と防犯、現在の課題をどう考えているのか、また、今後のこの土地の建物の利用を含めた方向性について、事業者、管理者、地権者などの立場にも配慮しながら、答えられる範囲でいいのでお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 旧丸二ホテル伊勢の郷につきましては、周辺6自治会の皆様から連名により要望書を提出していただいております。地域の皆様の強い関心とご不安の声を真摯に受け止めているところでございます。また、議員におかれましては、その取りまとめにご尽力をいただいたことに改めて感謝申し上げます。

現在の進捗状況につきましては、庁内において関係部署によるプロジェクトを立ち上げ、事業者、管理者、地権者等の権利関係や現状の課題を整理しながら、今後の対応について検討を進めているところでございます。当該施設は民間所有の施設であり、町が一方的に利活用の方針を決定できるものではございませんが、現時点ではお答えできる内容には限りがありますけれども、町といたしましては、地域の安全・安心に関わる重要な課題であるというふうに認識しております。

防災・防犯面につきましては、施設の老朽化に伴う建物の安全性の懸念、不法侵入や不法投棄、火災発生時の危険性、景観や生活環境への影響などが課題であると認識しております。特に周辺にお住いの皆様から不安の声が寄せられていることから、適正管理の確保や地域の生活環境への影響を抑えることは重要な課題であると考えております。

今後につきましては、事業者そして管理者等との協議や関係法令の整理を進めながら、まずは地域の安全確保を最優先に対応していきたいというふうに考えております。その上で、本町のまちづくりや地域活性化の観点からも有効な

利活用の可能性があるかどうかについて、民間活力も含めて検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、周辺にお住まいの皆様の安全・安心につながるよう、関係者との連携を図りながら必要な対応に努めてまいります。また、今後の進捗については、関係者の権利や個人情報、事業上の情報にも十分配慮しながら、適切な時期に議会や地域の皆様へお示しできるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 町長おっしゃったように、所有者、管理者、この関係が時間を置けば置くほど、例えば相続が発生したりとか、そういう複雑に、時間をかければかけるほど複雑になってくるというのはあると思います。先日の盗難事件に関しましても、盗難、窃盗未遂かな、そういったことが頻繁に起こっておるので、地域の方々の例えばその犯罪者が潜伏しているところは周辺自治会とか、あとそれを見てしまった、見てしまったがゆえに向こうから攻撃されたりとか、いろいろな想像を働かせたりします。心配が募っています。先日の台風でも、私、通りましたが、いわゆる施設からの建材がもう老朽化で飛散して道路に散らかっていて、それを自治会の人たちが掃除をしたりしています。そういった現状も踏まえながら、対策を考えてもらいたいと思います。何よりも安全の確保は最優先の課題だと思います。町長おっしゃっていただいたとおり、防災・防犯対応策を徹底してもらい、地域の不安を解消してもらおうようお願いします。

その上で、町長おっしゃるように、この施設が将来、地域の財産と生まれ変わるよう関係者との協議を迅速に進めることを強く要望いたします。

次の質問に移ります。

雨水排水対策の課題認識と計画の進捗について伺います。

町の雨水排水対策の遅れにより、住宅開発や企業立地がなかなか進まない状

況にあります。町がこの問題を単なる技術課題と捉えるのか、それとも明和町の成長と財政基盤に関わる重要課題と理解しているのか伺います。

併せて、過去に策定した雨水排水計画の全体事業費とこれまでの整備の進捗状況をお示してください。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹合 信隆） 雨水排水の対策計画についてお答えをさせていただきます。

雨水排水対策と住宅開発の関係につきましては、一部地域において雨水の放流先が確保できないことが、住宅開発だったり企業立地の制約の一因となっているということは重々承知をしております。解消していかなければならない課題であるというふうに認識をしております。これは単なる技術的課題というものではなくて、本町の成長と財政基盤に関わる重要課題というふうに認識をしております。

雨水排水計画の事業費につきましては、詳細な積算には至っておりませんが、平成10年度に町南部を対象に、それから平成13年度には町北部を対象に実施をしました計画策定業務委託によりまして算出をされた概算事業費は、全体39の排水区があるんですけれども、それで280億円余りとなっております。整備には相当規模の事業費が必要になってまいります。

なお、本町では、平成10年度と平成13年度の計画策定業務において計画説明書というものを作成しておりますけれども、具体的な整備計画の策定には至っておらず、事業規模の大きさや財政的な制約、他の事業との優先順位の調整などの理由によりまして、その大部分が実際の施設整備に至っていないという状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 課長、答弁いただいたとおり、今、排出先の容量不足ということで開発であったり企業立地がちょっと制約がかかっているエリアがあ

るということ、その辺の認識は一致したということで、ただ、概算事業費は280億円からあるということ、そして39エリアというか区画に明和町を分けたとしての話かと思います。そのあまりの事業費の上、財政負担が大きく、約25年計画から停滞しているというような状況かと思います。

だからこそなんですけれども、現在の排水施設の負担を減らすために、なるべく財政負担のかからない手法、できる手法を優先する、ただ、確実に進める現実的な手段が必要だと考えます。そこで、これまでも他の議員から何度か質問・提案のあった雨水排水を分散させる、いわゆるグリーンインフラの導入について、町としてその方向性をどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹合 信隆） 分散型の雨水対策につきましては、議員おっしゃられるように田んぼダムの活用であったり、使われなくなった浄化槽の転用、それから雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置など、いわゆるグリーンインフラによる手法というものが、その雨水の流出抑制という観点から有効な手段であるというふうに認識をしております。大規模な排水施設整備のみで対応するのではなくて、こうした分散型の対策を組み合わせた多層的な雨水対策が必要であるというふうに考えておりまして、流域治水の考え方の下、従来の排水施設整備と組合せの方向で検討のほうを進めております。

しかしながら、その地形であったり地盤の状況、既存排水施設との関係など、地域によって条件が異なるため、現時点では、その各手法による具体的な負荷軽減効果について数値として十分整理はできていない状況でございます。

今後につきましては、実証的取り組みなどを通じて分散型対策の効果について検証を進めていくことも必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

分散型の有効性は共有できたかなというふうに思います。ただ、この効果の

数値化が進んでいないのが課題だと感じました。いわゆる手法がないのではなくて、検証が足りないのではないかというふうに考えます。だからこそ段階的に事業を展開して、効果の検証を速やかに進めるように要望させていただきま
す。

続いて、排水対策を推進する上の町の責任についてお伺いします。

計画の実行には限られた財源の中で、例えば浸水リスクの大きい地区や住宅需要が高いが、開発が止まっている地区を優先すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、雨水浸透ますの設置補助や田んぼダムなどの現実可能な対策をもう今年度からでも着手することが重要だと考えます。ちなみに、この群馬県明和町、提携姉妹している群馬県明和町では、雨水浸透ますの設置補助を行っています。こういったことに関して町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 雨水排水対策は、町民の生命と財産を守る防災対策であると同時に、住宅開発や企業立地を支え、将来の人口増加や地域活力の向上につながる重要な基盤整備であると考えております。近年は、降雨の激甚化や頻発化が進むとともに住宅開発に対する需要も高まっており、雨水排水対策はもはや先送りできない重要な課題であるというふうに認識しております。

現在、浸水リスクの高い地域や開発需要の高い地域を中心に整備の優先度の整理を進めており、流域治水の考え方の導入や分散型対策の検討、そして優先順位を踏まえた段階的な整備を柱として、雨水排水対策プロジェクトの中で関係部署が連携しながら、今の課題を全てすぐに解決することは困難ではありますが、実現可能な対策から順次取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

引き続き、財政状況のバランスも図りながら、町民の安全・安心な暮らしと持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。先ほど雨水の浸透ますといろいろ話がありましたが、今、このプ

プロジェクトの中でこれを引き続きやっていったらいいかというようなことを今検討していただいております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

町長から、先送りにすることはできないと答弁をいただきました。実現可能な対策から着手するということだと思います。ただ、ちょっと一抹の心配があるのは、いろいろな計画をつくっても、計画だけで終わってしまってなかなか進まない、全然進まないというようなことが中には見受けられたりします。この計画の実行性と判断基準についてお伺いさせていただきます。

都市計画マスタープランや立地適正化計画にも、雨水排水対策の整備を進める、推進するとはっきり明記されております。財政が厳しいことや一部の反対意見を理由に、結果として町が策定した計画が白紙になったり停滞したままになることはないのでしょうか。そのような判断をする場合、どのような手順を踏み、最終的に誰がその判断を下すのか、それに対する議会等への説明とか、それらに関してお答えください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 令和5年5月に策定いたしました明和町都市計画マスタープラン、そして今年4月に策定いたしました明和町立地適正化計画におきまして、雨水排水対策は重要な基盤整備として位置づけられております。本町といたしましては、これらの計画は単なる理念や方針にとどめるのではなく、実際の施策に結びつけていくための実行のための計画であると考えております。

一方で、社会情勢や財政状況の変化、事業効果の検証結果などを踏まえて必要に応じて優先順位や実施手法、費用対効果も十分に見極めながら内容の見直しや調整も行うことはあろうかと思っております。しかしながら、計画の方向性そのものが大きくぶれることやいたずらに停滞させるようなことはあってはならないと考えております。仮に計画内容の大幅な変更や見直しなどが必要となった

場合には、関係部署における検討であったり、それから事業効果の検証を行った上で、議会への報告・説明、そして町民の皆様への丁寧な情報提供を行い、ご理解を得た上で進めていくことが重要であると考えております。その上で、計画に関する最終的な判断、まずは町長である私が責任を持って行うべきものであるというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

費用対効果とかを見極めながら進めていくということで、もし大幅な見直しがあれば、判断、責任は町長が負うという答弁をいただきました。

ここで先日の全員協議会で示された雨水排水対策プロジェクト委員会の事業、その中に令和8年、9年のスケジュールが記載されていました。しかし、私がここで心配するのは、先ほどもちょっと申し上げたような、ここで具体的な事業化や工事着手、そして現在開発にストップがかかっているエリアはいつ解消されるのか、そういった時期的なことが明記されておられません。そして、先日の全員協議会でも話が上がりました旧陸軍のいわゆる排水管の現状についてお答えいただいた説明の中に、所有者、事業実態、管理責任が国なのか町なのか、いまだに曖昧な状況であると聞きました。この雨水排水計画に関しても、この施設の実態把握、その整理を早急に完了させて、それが使えるのか、また老朽化に対してどういうふうな手当て、アプローチが必要なのか、そういったものを確定させながらしっかりと計画を進めていく必要があると思います。それに基づいたこの進捗を図ってもらいたいと思いますので、これに関しては要望とさせていただきます。

続いて、この計画を進める上で欠かせない明和土地改良区との連携について伺います。

明和町内の雨水排水の相当量が改良区の農業用排水路へ流入しており、施設管理者である明和土地改良区にも早い段階から協議に加わってもらう必要があ

と思います。このことから、プロジェクトに参加してもらおう考えはありますか。いかがお考えでしょうか。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹合 信隆） 現在の雨水排水対策プロジェクトにおいては、庁内関係部署を中心に委員会を設置して検討を進めている段階でありまして、改良区関係者が正式な構成メンバーとして参画をいただいているという状況には至っておりません。

しかしながら、本町では農業用排水路に一定程度の雨水排水が流入をしている実態があります。農地の湛水防除と住宅地での浸水防止は密接に関係しておりますので、農業用排水路は本町の雨水排水対策において重要な役割を担っているというふうに考えてございます。近年の降雨の激甚化によって排水能力を超える場合には、農地や営農への影響が懸念されることから、施設管理者である改良区関係者の意見を頂戴することは不可欠であるというふうにも認識しております。

このため今後は、改良区関係者との意見交換や協議の場を設けるなど、正式な参画に向けて連携を強化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

今後、明和土地改良区にも協力を得ながら、実効性のある対策に向け早期実現に向けて進めてもらうよう要望いたします。

ここで改めての質問になります。実際これから何をするかということに関してです。平成10年、13年の南部・北部の計画から約25年計画は進まなかった点を踏まえ、今年度は具体的に何を行うのかお示してください。

○議長（辻井 成人） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹合 信隆） まず、過去に計画が十分に実行されてこなかったという部分につきましては、その事業規模の大きさであったり、財政的な制

約、他の事業との優先順位の調整などが主な原因、要因というふうに考えてございます。現在は、浸水リスクの高い区域や開発需要の高い区域などを踏まえて、整備の優先度の整理を進めているところでございます。

今年度の具体的な取り組みにつきましては、雨水排水対策プロジェクト委員会において、優先整備箇所の絞り込みと排水区ごとの課題の整理、それから田んぼダム、雨水貯留タンク、浸透ます等の分散型対策の導入の検討、そして改良区との意見交換・協議の場の設置、以上の３点を本年度中に着手することを目標として取り組んでまいります。

25年以上にわたりまして実行が伴わなかったことにつきましては、率直に反省すべき点であるというふうに認識をしております。今後は、検討から実行の段階へ着実に移行できるように努めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

検討から実行へ動き出すということを強く期待いたします。

次に、課題と進め方が明確になった今、必要なものは対策事業のもたらす効果を客観的に示すことが必要かと思います。先ほど町長、この雨水排水対策に対する考え方の中に、費用対効果も考えなければいけないというふうにおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。そこで、住宅開発などに伴ういわゆる経済効果、それと防災・減災面に関する具体的な試算、いわゆるこの対策によって冠水・浸水が軽減されるとか抑制されるといったことも勘案しなくてはならないというふうに考えております。この整備に係る費用だけでなく、それによって生まれる収入や効果を見極め、全体として判断すべきと考えます。

例えば、分譲住宅100戸、300戸、500戸規模を想定した予測数値を設定し、それぞれの場合にどれだけの税収が増えるのか、地域にどのような経済効果があるのか、具体的な数字で見積もる必要があると考えます。併せて、浸水のリスクがどれだけ下がるのかについても数字で示すべきではないでしょうか。的

確な投資判断や効果の見える化を進めるためにも、町としてこのような総合的な試算に積極的に取り組むべきという考えがあるのかお答えください。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 一定規模の住宅開発が進めば、固定資産税や住民税の増収、建築投資による地域経済への波及であったり継続的な消費増など、本町の財政とか地域経済に大きな効果が見込まれるものと認識しております。一方で、インフラ整備の費用であったり維持管理費、将来的な更新費用なども含めた総合的な検討が必要であることから、現時点において100戸、300戸、500戸規模といったモデルケースを想定したエビデンスに基づいた試算というのは行っておりません。

しかしながら、投資による将来的な収入の確保という観点は重要であり、必要に応じて基本的なモデルの試算の整理に着手できるように努めてまいりたいと考えております。

また、防災面での浸水リスク低減効果の数値化につきましても、町民の生命や財産を守り、安全・安心を確保する観点から、優先整備箇所の絞り込みなどと並行して、可能な限り定量的な評価が行えるよう努めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

今後の試算や数値化に向けて前向きに取り組む姿勢を確認させていただきました。これまでの議論で、雨水排水対策は単なる防災・減災対策にとどまらず、住宅開発や経済に与える影響や経済効果、将来への投資であることを考え、財政難で予算を絞るだけではなく、投資で生み出す効果を数字で示し、議論を進めていただくよう要望いたします。

ちなみに、伊勢市長、鈴木市長は、昨年11月、予算関係のことに関する会議で幹部職員への訓示で、コストカットはもちろん大事だけでも、それよりも最大の効果を生む予算編成を考えろというふうな指示を出したと新聞に載って

おりました。これらは隣の町のことなんですけども、住宅開発やその企業を立地することに対する効果というのもやっぱりしっかり数値化してもらいたいと重ねてお願いします。

今年度の取り組みを確実に前へ進め、将来の人口増加、豊かな財政基盤になげえていくことを要望し、次の質問に入りたいと思います。

続いて、財政難において守るべきものとして、職員の定着と組織運営について伺います。

明和町役場では近年、職員の早期退職が続いています。本年3月末にも課長1名、係長2名が退職されました。時間をかけて育てた職員が経験を積んで成長した後に退職することは、町にとって大きな損失です。育成コストの損失、行政サービスの低下、新たな職員を育てるための費用という三重の負担が発生します。これに関して、以下の順番でお伺いいたします。

まず、職員の早期退職がもたらす影響について伺います。

町長は、職員の早期退職を単なる人事管理の問題でなく、財政や組織運営の事項としてどのように受け止めているのか見解をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 職員の早期退職につきましては、先ほど議員がご指摘のとおり、組織運営上の重要な課題であるというふうに認識しております。私は、職員は町政を支える大切な財産であると考えており、職員は、採用後、様々な経験や知識を積み重ねながら成長し、町政を支える人材となっております。その過程において、研修や人材育成をはじめ多くの時間と費用を要することも十分認識しております。そのため、経験を積んだ職員が途中で退職することは、業務の継続性や組織力の維持、人材育成の面において影響を及ぼすものであり、組織運営上の損失であるとともに、結果として住民サービスにも関わる課題であると受け止めております。

一方で、職員の退職につきましては、本人のキャリア形成や家庭の事情、健康上の理由など様々な要因が複合的に関係しており、その背景は一人一人異な

っています。したがって、全てを組織や財政の問題として一律に捉えることについては慎重であるべきというふうに考えています。しかしながら、職員がその能力を十分に発揮し、安心して働くことができる環境を整えることは、組織の安定運営のみならず、住民サービスの維持・向上の観点からも重要であると認識しております。

本町といたしましては、これまでも働きやすい職場環境づくりや人材育成に取り組んできたところであり、今後につきましても、人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを継続し、持続可能な行政運営と住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 早期退職が組織の損失で、住民サービスなどにも影響するという点に関しては同じ考えかと思います。ただ、ちょっと違和感があるのが、町長がおっしゃられた、退職の原因はキャリアの形成であったり家庭の事情、そして健康上のものとか、組織として一律に捉えることは慎重であるべきというふうなことをおっしゃられたんですけども、後から聞くんですけども、私も、この退職した職員さんと話す機会ももちろんありますし、その中でそういったキャリアの形成とか家庭の事情、健康上の理由というのはいかなる点ではないかなというふうに思います。そこを掘り下げると時間がないので、また別の機会にお話をさせていただくということで、質問に戻ります。

近年の自己都合いわゆる早期退職者数の推移についてお伺いします。また、そうした早期退職による町財政への影響について、職員が将来もたらすはずであった貢献度や価値を含めた財政的損失の試算を行ったことはあるのか、併せて町の見解をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 職員の早期退職に係る財政的損失の試算についてでございますが、本町におきましては、議員ご指摘のような、職員の将来の貢献度

や付加価値まで含めた形での具体的な財政的損失についての試算は行っておりません。その理由といたしましては、先ほどの答弁でも申し上げましたように、職員ごとに業務の内容や役割とか経験年数、保有する知識や技能が異なることに加え、退職理由につきましても、先ほどご指摘もありましたが、本人のキャリア形成や家庭の事情、健康上の理由など様々であることから、将来的な組織への貢献や住民サービスの影響を客観的かつ統一的な手法で評価することが難しいと考えているためです。

一方で、職員の育成は一定の時間と費用を要しており、経験を積んだ職員が退職することは、先ほども申し上げましたが、業務の継続性や組織力の維持、人材育成の面において影響を及ぼすものであると認識しております。そのため、本町といたしましては、財政的損失を具体的に試算しているものではありませんが、人材の確保・育成・定着は重要な行政課題であり、職員は町政を支える大切な財産であると考えております。

なお、過去の職員の退職者数や推移については、総務課長から説明いたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 近年の退職状況ということで、平成30年度以降の退職者の状況について、表を用意しましたのでご覧いただきたいと思います。

平成30年度、これ一番右端でございますけれども、合計が13名。それ以降、令和に入りまして15名、14名、11名、14名、11名、13名、8名と、8年間で99人、年度平均で12.3人の退職がございます。このうち定年退職や60歳の自己都合退職を除く自己都合等の退職者が99人中68人と、真ん中の欄でございますが、となっております。平均8.5人程度が退職しております。直接個人では詳細の理由を聞いていない方も多くありますので、詳細はお答えできませんけれども、若手の方の退職の状況を見ますと、結婚などのほか転職が既に決まって退職する方も一定見られる状況でございます。

議員からもありましたように、職員の退職が損失であることは間違いないん

ですけれども、近年の社会情勢からも離職率が上がっている状況は明和町だけでなく、多くの職場でも課題となっております。少しでも離職者が下げるような方策を町として取り組んでいく必要があります、賃金・手当等の労働条件の向上をはじめ、働きやすい職場づくり、安心して長く勤められる職場づくりに努めていくことが重要というふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 8年間で68人の早期退職、定年でない方が退職したということで、これがすごく大きな損失だというふうに私は思うんです。試算はしていないということをおっしゃられたんですけど、総務課長、どこの町でも離職者が多いんだというような言い方をしたんですけど、それはどういう比較をしたのか分かりませんが、転職先が決まって離職したら、早期退職したら、何で転職したのかというところが問題だと思うんです。さっきの話にもありましたが、戻って、その損失の試算が必要やと私は思うんです。40代から50代の経験豊富な職員が1人退職した場合、定年までに提供すべきサービスの価値や育成コストを考えると、いろいろな試算をして引用しました。大体地方自治体で1人1億から2億円規模の損失が生じるという試算があります。民間ではこれの倍になってくるんですけども、単純に今のこの数字を当てはめると、もう100億からのこの8年間で損失という計算になります。私もこの計算を見てびっくりしたんですけど、中身を見てみるとやっぱりそれぐらいかかるということが確認できます。それは、やはり試算してみるべきやと思います。民間企業は、人材流出する損失は数字で把握するのが当たり前です。よくテレビコマーシャルでやっている転職サイトとかで、いわゆるヘッドハンティングとかいろいろな条件で人材を確保するためにいろいろな試算をされています。町長がおっしゃるように、人、その内容、仕事の内容、いろいろな部分に関して当てはめて試算方法はあると思います。今で言うたら、生成AIを活用してその人の試算はすぐ出ると思います。この財政難の中で職員の早期退職がいかんに財政を

圧迫しているのか、その実態を把握せずに、この行政運営を進めることはできないと私は考えます。この点に関して町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 先ほど、申し上げておりますように、経験豊富な職員が退職した場合、またこれまでの人材育成に要した時間や費用に加え、将来にわたる組織への貢献や住民サービスへの影響を考えますと、組織にとって大きな損失であることは十分認識しております。また、人材流出による影響を一定程度把握し、人材定着施策の効果検証につなげていくという考え方についても理解するところです。

一方で、職員ごとに職種や経験年数、保有する知識や技能、担っている業務内容が異なることに加え、将来にわたる組織への貢献や住民サービスへの影響を客観的かつ統一的な手法で評価することは容易ではないのではないかと考えています。そのため、現時点では本町独自の損失試算を行う考えはございませんが、人材流出が組織の運営上、大きな課題であるという認識には変わりございません。人材流出が損失であるということは言うまでもないんですけれども、重要なのは損失額を算定することよりも、その損失をできる限り発生させないことであるというふうに考えています。

本町といたしましては、働きやすい職場環境づくり、人材育成の充実、職員の健康管理、働きがいのある職場づくりなどを通じて、職員が安心して能力を発揮できる環境を整え、人材の確保・育成・定着に努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 損失を防ぐには、民間流出の原因を正確に把握して、そうですね、試算をしないと町長、言い切らんと、試算できない理由はないと思うので、ぜひやってもらいたいと思います。要望しておきます。

次に、4つ目、組織の空洞化と職場環境についてお尋ねいたします。

中堅・ベテラン職員が退職すると、ほかの職員が1人で幾つもの仕事を背負うことになります。経験で培われた判断能力や調整業務もまだ力をつけていない職員が背負うことになり、業務と心理の両面で追い詰められたりします。やがて疲弊した若者も職場を去る、この負の連鎖が町の財政体制そのものを揺るがす危機になっているんだと私は感じます。

この組織力の低下について、退職・求職そういった人間関係、ハラスメント、心の不調の問題はなかったのでしょうか。新規採用だけでは年齢構成、経験、知識といった組織バランスは補えません。職場環境の課題と組織のバランスが失われることにどのように実態を把握し、検証しているのかお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 中堅・ベテラン職員の退職は、業務の継続性や知識・経験の継承、人材育成の面において組織へ影響を及ぼすものであり、組織運営上の重要な課題であると認識しております。特に中堅層の職員は、日常業務の遂行だけではなく、若手職員への指導や助言、関係機関との調整など、組織運営を支える重要な役目を担っております。そのため、経験豊富な職員の退職が続いた場合には、残された職員への負担増加や人材育成への影響が生じる可能性もあるものと認識しております。

このため本町では、業務の共有化やマニュアルの整備、複数人による業務体制の確保、人事配置の工夫などにより、知識や経験が特定の職員に集中しない体制づくりに努めているところです。また、職場環境につきましては、ストレスチェックの実施、産業医による面談、衛生委員会での協議、職員相談体制の整備、ハラスメント防止研修の実施などを通じて、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。

一方で、メンタルヘルスや職場環境に関する課題は目に見えにくく、組織として常に注意を払い続ける必要があると考えています。そのため、職員の休暇や退職の状況、ストレスチェックの結果、職員からの相談内容などを踏まえながら、職場環境の実態把握と改善に継続して取り組んでいるところです。

今後も、職員一人一人が安心して働き、その能力を十分発揮できる職場づくりを進めるとともに、人材の確保・育成・定着に努めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 町長のおっしゃることも分かるんですけども、特に私がお願いしたいのは、急な退職があった場合、その後の迅速な対応が必要かと思われまます。失われた経験・知識、その空白に関して単に新しい人を補充すれば済むという問題ではないと思います。予防策はもちろん進めてもらわなあかんですけれども、突発的な欠員による影響を最小限に抑える機動的な仕組みが必要と考えます。

本町でも、従来の定期採用に加え、年度途中でも必要に応じ柔軟に対応できる募集採用を行うべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 職員の退職や組織課題に迅速に対応するためには、機動的な人材確保について検討していく必要があるとは認識しております。本町におきましても、これまで定期採用に加え、10月採用の実施や社会人や公務員経験枠採用など、即戦力になり得る多様な人材確保に取り組んできたところであります。一方で、自治体職員の採用につきましては、将来的な組織運営や年齢構成も踏まえた計画的な採用が基本であると考えています。

議員ご提案の随時公募であったり随時採用につきましては、専門職の確保や突発的な欠員への対応など、有効な手法となる場合もあると考えています。しかしながら、事務職員の4月採用枠につきましては、現時点において一定の応募がございます。人材の質を確保しやすい状況で、仮に4月以外の随時採用を行うこととなれば、新卒者の採用枠を狭めてしまうことにもなりかねないことから、直ちに随時採用制度を導入することは今のところ考えておりません。

今後につきましては、人材確保を取り巻く環境の変化や職員の退職状況、他の自治体の先進事例の例も踏まえながら、より柔軟で効果的な手法、採用手法

について検討を進め、人材確保には努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

私の思いも採用手法にこだわっているわけではないんですが、町長もおっしゃったように、そもそも辞めない、職員が辞めない組織づくりが原則なんですけれども、実際この今の職員の配置とかを見ると、よく町長はみんなが協力して乗り越えるんだとよく言われたりするんですけども、しかし、私の考えるところによると、兼務であったり年度内の人事異動が頻繁に行われたりしています。早期退職が多い現状だからこそ、残された職員一人一人の負担を減らすため柔軟な人材確保のほうのお考えも検討したらどうかと思います。

多気町では事務事業に必要な職員を洗い出して5月に採用を行い、36人の応募から3人の採用をされました。こういったように、多気町では柔軟に必要な応じた職員を採用しています。

また、角度を変えますが、三重県伊賀市、伊勢市、いなべ市などでは、全職種で学力の縛りをなくし、優秀な人材確保へ制度の改良を行っています。人口減少が進む中、自治体も選ばれる職場でなければ生き残れません。財政が厳しい時代だからこそ、退職者を出さない組織づくりを最優先とし、同時にいざというときの機動的な採用枠を設けることを要望いたします。

次に、質問事項、命と心を守る明和町を目指してについて、前回、12月は時間切れで答弁いただけなかったので、今日は明瞭簡潔に私も質問いたしますので、回答をお願いします。

防げたはずの自死事案に対して、役場がどう動いたのか、そして二度と起こさないためのトップや幹部の責任についてお尋ねします。

まず、令和4年1月の教育委員会職員が自ら命を絶った事案について、法令や抽象論ではなく実際の行動を、以下の5点についてはいかいいえ、または具体的な時期や回数で分かりやすくお答えください。

第1に、行方不明のときにどういった初期対応をしたかについてです。令和4年1月に事案が起こる約4か月前、この職員の行方不明届が警察に出された事実を当時町当局は知っていたか、知らなかったのか。また、知っていた場合、いつ、誰から報告を受けたのかお答えください。

第2に、安全配慮義務に基づく具体的措置についてです。直属の上司による叱責が繰り返され、上層部も心配していたとされる中、安全配慮義務に基づき次の対応を行ったのか、行わなかったのかお答えください。残業させずに帰宅させる。休養や休暇を取らせる。人事異動によって物理的に環境を引き離す対応。産業医や医療機関への確実につなぐ対応。ハラスメント行為者に対して即座に指導・注意する対応。当事者双方から個別に聞き取りを行う対応。

第3に、事後検証です。この事案以降、今日に至るまで町当局として次の調査を行ったか、行っていないのかお答えください。全職員または関係職員の聞き取り調査、全職員を対象としたアンケート調査、第三者委員会の設置。

第4に、防止策の実績について。役場におけるハラスメント防止の研修や啓発活動は、令和4年の事案が起こる前のいつから行い、事案後からこれまでの実施回数をお尋ねします。

また、この答弁は、できれば当時の副町長であり衛生委員会のトップであった下村町長はもちろんです。森井教育長にもお答えいただければありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 質問に対する答弁。

教育長。

○教育長（森井 義和） 令和4年に発生しました教育委員会職員の自死事案は、極めて重大かつ深刻な出来事であり、職場全体が大変つらく悔しい思いをいたしました。当時は、自殺の要因は様々考えられる中、職場において相談、過重労働などの兆候的なものが見受けられなかったことから、第三者を含む事後検証を実施する考えには至らず、職場全体で不安や悩みの微妙なサインに注意をしながら、話しやすい職場づくりをつくることに取り組む意思共有をしながら

進めていくことを強く思ったところでございます。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） すごく個人的なことになるのであれですけども、4か月前の行方不明になったということの、どういうふうに受けたかということによろしいですか。

○12番（高橋 浩司） はい。

○町長（下村 由美子） 担当課長のほうから、お昼以降、連絡がないということなので、一応探したんですが、いないということで、警察のほうで行方不明の連絡を、捜査というか、それを言ったというふうに記憶しております。

安全配慮義務については、そのようなその当時は認識をしておりませんでしたので、一応無断で休んだということで注意喚起をさせていただきました。その当時、関係職員への聞き取りというのは、ハラスメントというふうな感覚というか、それでの思いではなかったので、聞き取りはしておりません。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 私は、研修の部分だけお話しさせていただきたいと思います。

令和4年以前も含めてと、全部全て持っているわけではないんですけども、平成22年以降の資料がありました、コミュニケーション研修とあります。25年とか、3年に1回ぐらい、これは決まっていはいないんですけども、25年に職場のハラスメント、27年にコンプライアンス、29年にハラスメントの研修、30年にコンプライアンス、元年にコミュニケーションというふうに、令和3年にハラスメント、メンタル研修を行っています。4年以降につきましては、令和5年にコンプライアンス、6年にハラスメント、7年にハラスメントとコミュニケーション、そして今年度につきましてもハラスメント講習とコミュニケーション研修は毎年行っている、毎年やっている状況です。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 昨年12月に質問した、その前の話も含めて、執行部さんの言っていることがもうてんてんばらばらで、ちょっと噛み合っていないんです。自ら命を絶った教育委員会の職員が、いわゆる行方不明になって、その認識はあったわけですね。兆候はあったわけですね。それで、去年、前教育長との全員協議会でのやり取りの中で、直属の上司からの長期間、断続的に叱責が行われ、ハラスメントと捉えられるような行為が繰り返しあるので、それを心配していたというふうに前教育長言われているじゃないですか。そんな兆候があって、私さっき安全配慮義務に関して残業させずに帰るかとか、病院に連れていくとか、人事異動させたらどうやったんやろとか、その点に関して全然答えられていないですね。それで、教育長、こういう兆候はなかったとか、そういうハラスメントみたいなことは確認できていなかったと、実際答えられていて、知っていたと言われているやんか。何で食い違ってくるんですか。これやったら、一般質問にならんので、何でそんな状態になるのか。

その自ら命を絶った教育委員会の職員に、その兆候は明らかにあった上で、行方不明になるような兆候があった。それで、直属の上司から叱責をずっと受けていたということがあったわけですね。そこに関してはどうですか。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 私が今まで言わせていただいたのは、直属の上司から叱責云々があったということ、私の口から一切言っていないと思います。

○12番（高橋 浩司） 教育長。

○町長（下村 由美子） 私はそれは見ていないので、私が聞いたのは、以前、お知らせさせてもらったと思いますけれど、違う原因でそういうふうな形になったというのは思っていて、そのことについてはすごく心配をしておりました。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 13分)

○議長（辻井 成人） 休憩を閉じまして、一般質問を再開いたします。

(午前 10時 18分)

○議長（辻井 成人） もう一度、高橋議員、質問のほうよろしくお願いします。

○12番（高橋 浩司） 通告させていただいた中に、こういったことが含まれると理解しておったところなんですけど、一言一句ではないんですけども、詳細に答えていただきたいものを出されていないから答えることはできないということでしたので、あらかじめ提出してあることに限ってというか、その中の範囲でお尋ねするというご理解ください。

従来の安全衛生体制では、職員個々の深刻な精神的負担を十分に把握できたか疑問があります。相次ぐ重大事案を踏まえた組織としての認識の変化と、相談窓口の機能不全・ハラスメントの潜在化に対する根本的な改善策について見解を求めます。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 職員一人一人の心身の健康状態、精神的負荷を適切に把握し、必要な支援につなげていくことは、組織として極めて重要な責務であると認識しています。

これまで本町では、衛生委員会の運営やストレスチェックの実施、ハラスメント防止研修、「職員の声」のボックスの配置であるとか、相談体制の整備、職場環境の改善に取り組んでまいりました。しかしながら、近年発生した事案を踏まえますと、職員の悩みや精神的負担、職場における課題をより早い段階

で把握し、適切な支援につなげていくことが必要であるし、さらなる改善の必要もあると考えています。

また、ハラスメントは職員の尊厳を傷つけるだけでなく、職場全体の活力や信頼関係を損なう重大な問題であると認識しています。そのため、相談しやすい環境づくりや相談体制の充実、管理職を含めた職員研修の強化、職場環境の実態把握などに引き続き取り組み、職員が安心して声を上げることのできる職場づくりを進めていきたいというふうに考えています。

今後も、職員一人一人の声や職場の状況を丁寧に把握しながら、潜在化している課題の早期発見と改善に努め、ハラスメントの防止と働きやすい職場環境づくりに継続して取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） ありがとうございます。

この点をお答えしていただけるかどうか分からないんですが、昨年12月に一般質問させてもらった際に、第三者委員会の報告書の閲覧環境、職員がためらわずに閲覧できる環境改善をするということをお答えいただきました。その報告書の閲覧方法、場所、職員への周知方法の具体的な変更点を教えてください。それが1点です。

次に、通告の最後、直近の自死事案及び、直近というと令和6年10月の事案と令和4年の事案の構造的関連性の調査状況、関係者への説明の一貫性及び安全配慮義務違反に対する組織トップ、三役と管理職としての法的・政治的・道義的責任についての見解をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 第三者委員会の報告書の件でおっしゃったんですが、出させていただいたのは、当時、議会のほうと課長以上の管理職には氏名を抜いた、A、B、Cと換えたものを配付をしております。全員集会、町職員にも全員集会をしまして、概要版はお配りしております。その後、正式なものとい

うか、A、B、Cの版を見たいということであれば、私のほうで出させて、総務課長とか人事課係長の方へ来てくださいますということになったんですが、後ほど、ちょっと時系列を覚えていないですけれども、分かりづらいと、見づらいというご意見をいただいて、改善はすると答えた。改善としては実際にはほとんど改善はしていない、自由に見てくださいということで、総務課の窓口のほうに原本を置いてあって、見ていただくような状況で対応した程度でございます。現在も置いてございます。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 令和6年の事案と令和4年の事案との構造的関連性及び組織としての責任についてお答えしたいと思います。

令和4年の事案と令和6年の事案は、それぞれ発生した時期、状況が異なることから、町として両事案の構造的な関連性についての調査を行っているものではなく、関連性についても判断しているものでもございません。また、亡くなられた職員の個人情報や遺族への配慮も必要であることから、個別事情や原因等について公の場で詳細に申し上げることは差し控えさせていただきます。

令和6年の事案につきましては、第三者委員会による調査結果が示されており、町としてその内容を重く受け止めております。

職員の安全と健康を守り、安心して働くことができる職場環境を整えることは、私をはじめ副町長、教育長、管理職を含む組織全体の重要な責務であると認識しております。私自身、組織の長としてこれらの事案を重く受け止めており、第三者委員会から示された提言やこれまでの経験から得られた教訓を踏まえながら、再発防止と職場環境の改善に全力で取り組んでまいりたいと思います。

今後も、職員一人一人が安心して働くことのできる職場づくりを進めることが組織の長としての責務であると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

高橋議員。

○12番（高橋 浩司） 総務課長の残念な回答にちょっと落胆しておりますが、さらなる改善を要望いたします。町長おっしゃられる、いわゆるプライバシーであったり個人情報であったり、ご遺族の意向、ご遺族への配慮という点をおっしゃられるわけなんですけども、それでもしお答えいただけないということであれば、私、そのご遺族に了解をもらってきて、改めてご質問をさせていただきますので、その際はしっかりお答えいただきたいと思います。

そして、プライバシーや個人情報をご遺族の意向云々ということに関して、いわゆる公務の公益性ということをしっかり把握していただきたいと思います。何でもかんでもとは言いませんが、プライバシー、個人情報、ご遺族への配慮ということで、何ら聞いていることに答えてもらえないということに関しては、公益にそぐわない部分があるかと思いますので、そこはお互いしっかり勉強させてもらって、また次の機会にご質問させていただきたいと思いますので、今日はちょっといろいろ失礼な点がありましたことをおわびしつつ、議長、議運の委員長、すみませんでした。町長、副町長、教育長、すみませんでした。改めて私もしっかりと勉強して、もう一度質問に立ちたいと思いますので、その際はお願いいたします。

以上、今日、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 暫時休憩いたします。隣の時計で35分。

（午前 10時 27分）

○議長（辻井 成人） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

2 番 田邊 ひとみ 議員

○議長（辻井 成人） 2 番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「生命の安全教育の推進と学校生活における安全環境整備について」、「自衛官募集事務にかかる名簿提供および除外申請制度の周知と行政の説明責任について」の2点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（2 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2 番（田邊 ひとみ） どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1点目、「生命の安全教育」の推進と学校生活における安全環境整備についてお伺いいたします。

今年の春、国のほうにおいて「生命の安全教育」の推進が示されました。これは、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育がメインの「生命の安全教育」です。これを進める上で、子どもの命と尊厳を守る教育環境づくりが一層求められているのだと私は認識しております。明和町においても、これまでも子どもを中心に据えた教育が進められていると受け止めておりますけれども、そのさらなる充実の観点から、学校全体の視点で確認をさせていただきます。

私はこれまで、子どもの尊厳を守るということから包括的性教育の重要性について議会で取り上げてまいりました。国による「生命の安全教育」の推進が示されたことにより、教育の位置づけが従来の性教育から性暴力防止と人権教育を柱とする取り組みへと大きく整理されたのだと考えております。三重県の

政策の中でも包括的性教育の視点が位置づけられるということもございまして、包括的性教育の必要性も大きくなると考えております。併せて、命を守る教育は、授業内容にとどまらず、学校生活全体の安全確保と結びつけて考える必要もあると考え、幾つかの質問を行います。

まず1つ目、「生命の安全教育」と人権教育としての位置づけについて伺いをします。

国が推進する「生命の安全教育」について、性暴力防止及び人権教育としての位置づけをどのように認識されているのか。発達段階に応じた教育の中で、自己尊重、他者尊重、同意の理解、主体性であったり、明確さ、撤回可能、相互尊重など、これらをどのように扱っているのか、これまでの性に関する教育との関係をどのように整理されていくのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（森井 義和） 田邊議員の「生命の安全教育」と人権教育としての位置づけについてのご質問にお答えいたします。

国が推進する「生命の安全教育」につきましては、性暴力防止を目的とした教育であり、同時に人権教育としての重要な位置づけを持つと認識しております。

本町では、これまでも包括的性教育の推進に取り組んでまいりました。令和7年3月の定例会でも答弁させていただきましたとおり、世界の性教育は、人権や多様性理解、人間関係やジェンダー、暴力と安全確保などを学ぶ包括的性教育への転換・移行しており、本町もこの方向性に沿って進めております。

小学校高学年では、助産師による講話や養護教諭による学習を通じて、自分の体は自分だけの大切なものであることを学びます。中学校では、思春期保健相談士による講話やLGBTQやSOGIについても学びます。

これまでの性に関する教育との関係につきましては、知識中心の性教育から

性暴力防止と人権教育を柱とする取り組みへと整理されてきたと考えています。
国による「生命の安全教育」の推進が示されたことにより、この位置づけがより明確になったものと受け止めています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 答弁ありがとうございます。

私も、これ繰り返し同じような質問をしているんですけども、包括的性教育に関しまして、いろいろと社会も進んできて、いろいろな部分で進んできている部分があるんですけど、まだまだ日本は遅れている部分があると考えております。

もう少し若い、子どもの小さい頃からの包括的性教育の必要性とかも、これまでも私もお話しさせてもらっているんですけども、そういう部分についてもしっかりと明和町でも取り組んでいただきたい。そのためには、やはり県であったり、国であったりが進んでいくということも必要だと思いますので、そういう部分をしっかりと声を上げていっていただきたい、そのような思いも持っております。

そして、次の質問なんですけれども、この包括的性教育とは、単に性に関する知識を教えるものではなく、子どもの命・身体・尊厳・人権を守るための教育であり、今回、国が示した「生命の安全教育」は、その方向性を明確にしたものだと受け止めております。先ほども言いましたけど、積極的な包括的性教育を進めていただきたいと考えております。

この点についての明和町の考え方をお伺いするのと併せて、「生命の安全教育」を年間計画に体系化する考えなどは持っておられるでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 包括的性教育は、議員おっしゃるように、単に性に関する知識を教えるものではなく、子どもの命・身体・尊厳・人権を守る

ための教育であり、今回、国が示した方向性を町も同様に認識しております。

町では、今後も計画的に包括的性教育を進めていく考えてございます。こちらでも令和7年3月の答弁でも申し上げましたが、年間計画に体系化しまして、保護者の理解を得ながら取り組んでまいります。また、教職員も包括的性教育について学ぶ必要があるというふうに考えておりますので、教職員向けの学びの場づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

教職員もしっかりと知識を身につけていただく、これは本当に大切だと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問なんですけれど、この「生命の安全教育」では、自分の体は自分だけの大切なものであること、これを学びます。

自分の命と体を守るという観点から、「生命の安全教育」は学校安全とも密接にリンクしている、このようにも言われております。この学校安全というのは、児童生徒が自らの命を尊重し、安全に行動できる能力（自助・共助）、これを養うとともに、学校が安全な環境を整える活動の総称でございます。

多くの自治体では、学校安全計画の中に「生命の安全教育」を位置づけ、年間を通じて計画的に実施しています。そこで、「生命の安全教育」を単なる単発の授業や性教育の一部とするだけでなく、学校生活における安全・負担軽減などを含めた学校生活全体の安全教育として位置づけることについての見解をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 「生命の安全教育」は、学校生活全体の安全教育として位置づけておりまして、各学校で毎年行っておるわけでございます。学校安全計画に記載されている学校もありますけど、一部の学校では記載されていませんでしたので、今後、記載をしていくということで、より明確に「生

命の安全教育」を行っていくという形を取ってまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

明和町、幾つかの学校がある中で、その中で、これも教育の格差があつてはいけないということで、子どもさんが平等なそういう教育、指導を受けていく。そういうところで育つような環境をつくっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

児童生徒の身体的負担の軽減、これは安心して学ぶ環境づくりという点で、「生命の安全教育」にも関わる課題だと考えております。

身体的負担の軽減や安全という面で見えますと、重い荷物による身体的負担、登下校の安全リスク、不安やストレスの増加、学校生活への心理的負担、これらが全国的な課題として指摘をされております。

そこで、身体的負担の軽減という視点での質問を行います。

重いランドセルという指摘や課題、これが全国的に何年も話題となっております。

私の孫は県外に住んでいるんですけれども、その孫も小学校に入学してすぐにランドセルが重く通学が苦痛だという理由で、軽いかばんに変えて学校に行くという、これを実際経験しております。体格や体力の個人差が関係する問題なのかもしれませんが、うちの孫の経験のように、全国的に通学荷物の重さの課題があるというのが現実だと考えます。

ある企業が小学校1年生から3年生に調査を行った「2025年版／小学校の荷物重い問題」というレポートでは、9割を超える子どもが「荷物が重い」、このように回答しております。

また、ランドセル以外にも荷物を持ち運びしている子どもは90.7パーセントと、ランドセルとサブバッグ、この2つ持ちが常態化している、このような報告もございます。

1年生の子どもたちと話をしておりますと、「荷物が重たい」と言ってくる子もおります。

そこでお伺いします。

本町において児童が登下校時に持ち運んでいる荷物の重量について、教育委員会として実態を把握されているのかどうか、これをお答えください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 児童が登下校時に持ち運んでいる荷物の重量についてということでございますけれど、現在、教育委員会、まだ今年のものですね、実態の把握を行ってはおりません。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 実態の把握を行われていないというのであれば、もし何かの機会があれば、ぜひとも、特に低学年の子どもさんなんかは、一度意見を聞く機会、これを取っていただいて、ちょっと実態を把握していただきたいなと思います。

また、次の質問に移るんですけども、文部科学省の通知で、教材の持ち帰りの負担軽減、これが早くから求められておりますけれども、現在、明和町内各学校での「置き勉」などの柔軟な運用の実施状況、これがどのようになっているのか、これをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 教材の持ち帰りの負担軽減につきまして、文部科学省から、平成30年9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」という表題で通知が出ております。

本町では、この通知の趣旨を踏まえまして、現在は、国語と算数と、あと宿題がある教科以外の教科書や教材、学用品などは、学校に置いて帰っていいというような運用を行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） こちら明和町では、文科省の通知のとおり置き勉も進められているということ、これを確認することができました。これはやはり大事なことで私は考えております。

続きまして、登下校時の荷物としまして、今、熱中症対策として水筒の携行、これが一般化しております。水分補給は健康管理を行う上でとても大切なことなんです。そして、多くの子どもさんが水筒を持って元気よく登下校されております。

そこでお伺いしたいんですけれども、水筒の肩がけによる転倒や引っかかり等の安全面についてどのように指導・点検をされているのかお伺いしたいと思います。

今年の5月の連休明けにも、インターネット等で小児科医が水筒事故に関して注意喚起をしているの、これを目にいたしました。転倒した子どもが、肩から斜めがけしていた水筒でお腹を強打して大けがをする事故があるということで、医療関係者が注意を呼びかけておりますし、こども家庭庁は要望書を受けて去年3月に「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」に、水筒についての注意を加えております。水筒をリュックサックなどに入れる、首や肩にかけているときは走らない、遊具で遊ぶ場合は置いておくように呼びかけているんですけれども、実際の子どもの様子を見ていますと、肩がけをして元気に走っている姿、これを目にすることもございます。また、下校時などに道路の端で座り込んで荷物を広げて水分補給する姿、これを見かけたこともございます。

既にこの点については、各学校で指導が行われているとは思いますが、荷物全体の増加との関係で見ておく視点も重要ではないかと考えます。水筒の携行方法を含めた通学時の安全確保について、現状をどのように認識されているのか答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 水分補給は、熱中症対策など児童の健康管理において大切なことであると考えております。各学校では、児童に対して水筒の安全な携行方法について指導を行っております。肩がけによる転倒や引っかかり等の安全面についてということ。特に、首や肩にかけているときには走らないというような注意喚起をしておるところですけれど、先ほど議員おっしゃることからも、まだまだ指導の徹底に課題があるものと認識しております。

健康を守るための水筒です。それが結果として子どもを傷つけることがあってはなりません。今後、荷物全体の増加との関係で見る視点も必要かなと思っております。水筒の携行方法含めた通学時の安全確保について、各学校と連携して現状を確認しながら、効果的な指導を行っていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 私も、この数年、新入生、1年生の下校の付添い、ボランティアをしていたときに、やはり子どもさん、肩がけが危ないというんで、リュックサック、ランドセルの中に水筒を入れておられて、やはり4月といっても暑いんです。「おばちゃん、水筒の水飲んでええかな」と言うて、ランドセル下ろして、開けて、荷物を出して、しゃがみ込んで飲んでいって。どちらが安全なのかということもあるんですけれども、やはり水分補給は必要です。リュックサックに入れるというのは正しいことなんやけど、そういう事態もあるということです。それは仕方がない、水分補給は最優先に考えてほしいんですけれども、そういう部分で交通安全、ちょっと車の通行状況を見るとか、安全な場所で水分補給するとか、そういうような指導もしていただけると、本当、より安全になるのかなと、そういう思いも持っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きましての質問なんですけど、さらに通学、これは毎日の積み重ねでございます。荷物の重さや暑さ、疲労の蓄積が登校後の体調や心理面に影響する可能性も否定できません。「学校に行くだけで疲れる」という心理的ハードルは、

不登校につながる複合要因として、初期段階の「見えにくい引き金」になり得る、このような指摘もございます。

登校後の体調不良や通学負担を感じている子どもについて、学校のほうではどのように把握をされていらっしゃるのでしょうか。また、そのような場合、どのような支援につなげていらっしゃるのかお伺いをします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 不登校の要因は複雑かつ多様なものであります。議員おっしゃるとおり、通学の心身の疲労や負担が不登校の引き金となる「見えにくい初期要因」の一つとなり得る指摘があるということは認識しております。

現在、学校現場では、担任や養護教諭による日々の声かけや健康観察、また欠席が続く場合には保健室登校や相談室の活用、またスクールカウンセラーによるアセスメント等を通じて、児童生徒の様子をいろいろな視点から把握をしています。

体調不良を訴える児童生徒については、家庭での様子とか睡眠・食事といった生活リズムの状況を保護者と共有しながら、必要に応じて登校時間の緩和とか別室登校などの柔軟な対応、また関係機関への橋渡しなども行っております。

今後も学校と連携もしながら、通学の負担感や不安についての把握に努めるとともに、一人一人の状況に合わせた無理のない通学方法や登校の在り方などを保護者と共に考えながら支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも、不登校の要因というのは本当に分からないんです。実は私の大事な大事な孫も、今、ちょっと半分不登校ぎみになっていて、その原因が分からず悩んでいると、そういう自分自身も実際経験しておりますので、そういうところへ丁寧な対応、保護者さんと一緒にやっていただきたいな、そういう思いをしております。

続きまして、次の質問にいきます。

先ほども置き勉の話とか安全管理などの答弁をいただきました。それを伺ったところなんですけれども、今、明和北小学校開校いたしました。その開校によって通学方法や通学の距離などが大きく変わった子どもさんたちがたくさんいらっしゃいます。

これまで明和町では、先ほども言いました置き勉など先進的に取り組んでこられたということもございます。子どもたちの通学の安全という面でも様々に取り組んでこられていること、これは先ほども確認いたしました。その成果を踏まえ、次の段階として通学時の荷物の負担や安全面について、一度全体的に確認することは、子どもの健康と安心につながる取り組みになると考えております。

教育環境、時代とともに変化をしております。ＩＣＴ端末の導入や暑さ対策など、子どもたちを取り巻く通学環境も大きく変わっております。

毎日繰り返される通学は、僅かな負担の積み重ねで体調や心理面で影響が出る可能性があります。だからこそ、学校生活の入り口である「通学」の段階でしっかりチェックしていただいて、子どもの視点で見直しを行うことが、不登校を未然に防止することや安心できる学校環境づくりにつながると考えております。教育委員会として、学校全体と連携して現状を確認し、必要な改善について検討していく、このことについて教育長のお考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（森井 義和） 明和北小学校の開校に伴い通学環境の変化、それから近年のＩＣＴ端末の導入、酷暑など様々な変化がある状況を踏まえて、児童の負担を多角的に見ることは大変重要であると考えております。

これまで取り組んできた置き勉や安全管理に加え、時代の変化に対応するため、子どもたちの視点に立った現状把握をしていくことは欠かせないと思っております。毎日の通学における僅かな負担、それが蓄積して、児童の体や学校生活に与える影響は少なくないと認識しております。

引き続き各学校と連携しながら、不登校の未然防止につながるよう、全ての児童生徒が安心・安全に通学できる環境づくりに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にいきます。

学校を取り巻く環境については、児童生徒の安全確保とともに、教職員が安心して働ける環境整備も、ますます重要になってくると感じております。

先日、知り合いの元教員の方から、「A L Tの勤務時間は厳密に管理されている一方で、一般の教員については勤務時間管理が十分とは言えず、結果として過重労働につながっているのではないか」、このような声を伺いました。

学校現場では、日常の学校生活に関わる課題が多く存在しておりますが、これらへの対応は、教職員の負担とも密接に関わっております。

子どもたちの安全な学校生活を支えるためには、教職員の働く環境を含め、学校全体の安全環境整備を総合的に考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、明和町の現状についてお伺いいたします。

明和町におけるA L Tと教職員の勤務時間管理、これはそれぞれどのように行われているのか答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 現在の明和町における勤務時間管理につきましては、A L T、教職員ともにタイムカードによる勤務時間の管理を行っております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 今の答弁では、タイムカードによって管理をされているということなんですけども、そもそも職員さんは給与体系の中で、残業を見

越しての給与体系になっている中で、タイムカードで管理をされていても、そういうことに対しての支払いがないとか、そういうことは全国的な問題となっています。そういうこともやはり働き方の環境を改善していかなければいけないんじゃないかと。これは全国的な大きな議論になっておりますので、そういう部分に関してもしっかりとしていただきたいと思います。

現に明和町でタイムカードで管理をされて、それだけのことが一定管理されているというのでもよろしいんですけれども、教職員やA L Tの勤務管理について、本当、負担が大きくなっていないのかどうか、このことについての認識、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 教職員の勤務時間や勤務管理につきまして、学校現場における教職員の長時間労働は、依然として極めて深刻な問題であると受け止めております。

I C T活用の加速とか、新たな教育課題への対応など、教職員が担うべき役割が多岐に、また複雑にわたっている中で、物理的にも精神的にも負担が増大しているというところです。

教職員の勤務管理を適正に行うことは、議員おっしゃるように、教職員が健康を維持して、子どもたちと向き合う質を確保するということでは欠かせないかなと思っております。

今後も、現場の教職員の声も聞きながら、学校現場における教職員が本来の教育活動に専念できる環境づくりを目指して、人員配置、また校務支援ソフトなどI C Tの活用を進めることによって、教職員が心身ともに健康で働ける学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 教職員の勤務環境の問題というのは、本当に全国的な大きな問題となっておりますので、明和町だけで解決するというのは、大変厳しい部分もあるという、これは認識をしておりますけれども、教職員の健康管

理、働き方改革の観点から、今後、こちら勤務時間の客観的な把握や業務負担軽減について今後どのように進めていかれるのか、それもお伺いしたいと思います。

学校全体として統一的な労務管理を行う視点が必要だと考えておりますけれども、教育委員会としての見解はいかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） まず、勤務時間の客観的な把握につきましては、先ほど申し上げたようにタイムカードによる勤怠管理システムを基に、勤務時間を把握しております。このデータを活用して、時間外勤務が多くなっている職員につきましては、管理職、校長ですね、校長による速やかな面談や業務の見直しを指導するなど、健康確保を最優先とした対応を徹底してもらっているところでございます。

次に、A L Tと教職員の労務管理の統一的な視点につきましては、職種を問わず、学校現場においては学校長が管理するということでございますので、それぞれの勤務条件に基づいた適切な管理を行っております。

A L Tは、生きた英語の提供により、コミュニケーション能力の育成、また異国文化の理解や国際感覚を養うという役割を期待しているため、教職員とは少し違うところではありますけれども、教職員とA L TとのいわゆるT T、チーム・ティーチングですね、により、より充実した授業が実現するということで、教員一人で抱えるプレッシャーも軽減されまして、指導の質が高まるという教育的な効果があると考えます。

教職員もA L Tも、子どもたちによりよい教育を提供したいというためのパートナーということで、双方にとって無理のない、持続可能な勤務環境を整えることが、結果として子どもたちの学びにつながるということで考えているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

教育環境の改善という点では、A L Tの方と教職員での勤務管理、これもきっちりしていただくということ、これが大事だと思います。

また、私も時々、上御糸小学校時代ですけれども、学校の端へ行ったら、掃除の時間にA L Tの方と子どもたちが楽しく掃除をして、すごくわいわい掃除している姿を拝見したこともあります。こういうのはすごくいいことだなと思いましたもので、そういう部分をしっかり伸ばしていただきたいなと思っております。

そういう中で、次の質問なんですけれども、現在の学校においては、多様な外部人材が出入りしており、校内での役割分担、指揮命令系統も複雑化しているのではないかと思っております。

A L Tをはじめ、支援対応、不登校支援、生活指導、安全確保など支援人材の重要性が増しております。そういう中でやはり働き方改革、これが必要だと考えております。

このような人的配置について個別の事業ごとではなく、学校全体の教育・安全対策としてどのように設計されているのかを伺います。設計されていないのでしたら、設計が必要だと思うんですけれども、この点について答弁をお願いします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 学校全体の教育・安全対策としまして、外部の支援人材を単なる支援員というわけではなく、教職員とともに「1つのチーム」の一員として最大限に活躍してもらうとともに、教職員が心身ともにいい状態で働ける環境を目指しておるものでございます。

学校現場を取り巻く環境が変化していく中、A L Tや支援員など多様な人材が多様な勤務形態で勤めている状況であります。一方で、教職員が増えるということは、教職員間の調整業務が増えるといった側面もあります。

こういったこともありますけれども、学校に入ったら、全ての職員、外部支援

人材は校長の指揮下の下、校務分掌の担当職員と共に、やはり子どもにとってよりよい学校運営を目指して協力し合って活動をしております。学校では、勤務している全職員の勤務表を全職員が共有しておりますので、どの職員がどんな勤務形態なのか分かるようにしておりますので、それも含めて一定の統制が取れておるかなというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

実は、先日、議会のほうで視察を行いまして、加賀市のほうを訪問させていただきました。これ一般質問の通告をしてからの研修でしたので、ちょっと今回の質問にはのせられなかったんですけども、この訪問した加賀市では、STEAM教育や探究的な学びと併せて、学校組織の心理的安全性の向上、これを教育ビジョンに位置づけられておられて、子どもも教職員も安心して学び合える学校づくりを進めておられます。

特に私が印象的だったのは、単なるICT活用や学力向上ではなく、誰一人取り残さないという理念を土台としまして学校づくりを進めているところでございます。

子どもたちが安心して学べる環境をつくるためには、まず教職員自身が安心して相談し、支え合える学校組織であることが重要だと考えられておられ、それを教育ビジョンに位置づけられておられる。そういうところが私も本当大切なことなんだと感じました。

これからの教育では、自由に意見を述べ、挑戦し、失敗から学べる環境づくり、困ったときに助けを求められる、そういうような学校組織をつくることが求められていくんだと考えておりますので、ぜひとも明和町でも教育ビジョンへのそういう部分の位置づけや内容の実践、充実をさせていただきたい。それについての研究も進めていただきたい、そういう思いを加賀市を訪れて私は感じましたので、このことを今回のこの質問に関してはコメントさせていただき、

次のテーマの質問に入りたいと思います。

続きまして、自衛官募集事務にかかる名簿提供および除外申請制度の周知と行政の説明責任について質問を行います。

地方自治体を取り巻く行政課題は、個人情報保護、人権配慮、多様性への対応、災害時の権限行使など、年々高度化しております。こうした中で、公務員には憲法99条に基づく憲法尊重擁護義務が課されており、行政判断の基礎として、憲法理解の重要性が高まっていると考えております。

三重県内では、せんだって伊賀市が新規採用職員研修に憲法学習を取り入れるなど、行政倫理・人権意識向上の観点から、このような取り組み、始まっております。

そこでお伺いいたします。

町長は自治体行政における平和主義及び基本的人権への配慮などこれらをどのように職員へ共有していかれるのか、そのお考えをお示してください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 町では、明和町人権尊重のまちづくり条例に基づき、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し、人権を尊重したまちづくりを進めております。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則としており、地方自治体においても、これらの理念を踏まえた行政運営が求められています。

また、町民お一人お一人の人権と尊厳を大切にし、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことは、自治体の重要な責務であると考えております。

公務員は、先ほど議員おっしゃられたように憲法第99条に基づく憲法尊重擁護義務が課されており、職員一人一人が法令を遵守し、公平・公正な立場で職務を遂行することが重要であると認識しております。

こうした考えにつきましては、職員の倫理保持と行政の公正性確保に向けて、新規採用職員研修の際に、公務員倫理、法令順守、コンプライアンスの基礎研

修を実施するほか、昇格時に、職員に求められる責任と役割を明確化するための研修を実施しております。

また、行政倫理、人権意識の向上として、人権問題対策担当者による人権啓発や研修を実施するとともに、全職員を対象としたコンプライアンスや服務規律に関する研修を継続して取り組んでおります。

近年は、個人情報保護であるとか、人権への配慮、多様性への対応といった現代的な課題など、行政に求められる役割が高度化しております。そのため、職員が憲法や法令の理念を正しく理解し、日々の行政判断や住民対応に生かしていくことが重要であると考えております。

今後につきましても、ご紹介いただきました他の自治体の取り組みも参考にしながら、憲法尊重擁護義務の趣旨や人権尊重の考え方について、職員研修等を通して理解を深め、住民の皆様から信頼される行政運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 公務員だけじゃなく、日本で暮らす我々、憲法という大きな大きな決まりの中で人権というものが大切に守られ、一人一人の生きる権利というのは守られている、そういう社会だと思いますので、公務員としてのそういう考え方をしっかり持っていただくように今後とも取り組みを進めていただきたいと思います。

そういう中で、次の質問に入ってまいります。

以前にも自衛官募集について除外申請制度などの整備についての質問を行ってまいりました。改めて現状の確認などについてお伺いしたいと思います。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛官の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されていると考えております。

自治体が自衛官募集に関して、対象者の情報を提供する事務は、防衛省や自

衛隊からの依頼に基づいて、自衛隊法第97条に定められた法定受託事務として実施されるものだという事は認識しております。

一方で、自治体による募集対象者名簿の提供の在り方や、個人情報の取扱いという部分において、全国的に議論が広がっております。

世界各地での紛争状況や日本国内における様々な議論がある中で、自衛官に関して、自衛官と他の職業の違いに「自らの命をかけて」という賭命義務があるということについて様々なご意見、これを頂戴する機会がございます。

自衛官は、自衛隊法第52条に基づく、サービスの宣誓により「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」と定められ、これにより命の危険を前提とした任務を受けることを制度上予定されております。これは消防職員や警察官にはない賭命義務を負う自衛官の決まりでございます。そういう部分での自衛官の募集について、明和町の住民の皆さんから、個人情報の提供が本人の同意がなく行われることは問題なんじゃないですかとか、単なる就職支援とは性質が異なるのではないですかとか、名簿提供について自治体はもっと慎重になるべきでは、このようなご意見を伺っております。

また、日本全国では、高校生が名簿提供の在り方をめぐって裁判を提起するなど、若い世代自身が制度への関心を示す動きも見られております。

国際情勢の緊張が続く中で、自衛隊の役割や活動範囲について社会的な関心も高まっております。そういう時期だからこそ、自治体として住民への丁寧な説明や理解の促進がこれまで以上に必要になっているのではないかと考えております。

そこで、今、全国的に、自衛隊の在り方や自治体との関係が議論されている中で、こちら明和町として、現在の社会情勢と自治体が担う自衛官募集事務について、どのように認識されているのかお伺いいたします。

併せて、現在の提供している情報の内容、提出方法、対象人数もお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 自衛官募集事務につきましては、議員が言われたように、自衛隊法第97条や自衛隊法施行令第120条に基づき市町村が協力する仕組みでございます。「募集に関する必要な資料を提供する」とございます。

18歳、22歳の対象者の氏名、住所等を提供することとなっておりますが、提供している情報につきましては、氏名、生年月日、性別、住所であり、紙面で提供後使用後は返却していただいております。なお、対象人数は令和7年度で400人、内訳は18歳が226人と22歳が174人となっております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 現在の提供している情報の内容等答弁いただきました。

先ほど答弁にありましたが、私の認識のとおりなのですが、名簿提供、これは法令に基づく事務であること、これは十分承知をしておりますけれども、個人情報外部提供という観点で見ますと、自治体には最大限の慎重な配慮や取り扱い責任があると考えております。提供された個人情報について、情報の流出や二次利用の可能性も考えられます。これについてどのように考えておられるのか答弁をお願いします。

併せて、個人情報の観点から本人の明確な同意を前提とした提供方法や、プライバシー保護を優先とした形に見直すお考えはないのかについても伺いをいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 法に基づく名簿提供につきましてはやむを得ないものと考えておりますが、一方でできる限り個人情報の提供に配慮する必要があると考えております。その一つとして、除外申請を令和6年度から実施しております。これにより提供してほしくないという申請があれば、提供から除外することとしております。

情報流出への懸念についてもございましたけれども、当然守っていただく必要がありますし、町では終了後には返却していただくなどで対応しております。

同意を前提とした提供などについては、現時点では検討していない状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） 現時点では同意を求めるような形は検討されていないということ、これは確認をさせていただきました。

そして、先ほど答弁にもございましたけれど、こちら明和町では、本人の申請によって名簿提供から除外する除外申請制度というものがつくられております。

そこで、現在の周知方法、これまでの申請件数、住民への案内状況、これらについて答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） この除外申請につきましては、令和6年度から除外申請の制度を開始いたしました。周知方法といたしましては、町のホームページでの周知であり、個別の周知は行ってはおりません。

申請件数の実績につきましては、令和6年度に申請された令和7年度分としては3名の方が除外申請をいただいている状況でございます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

ホームページでの記載、周知、そして令和6年度分では3名の方が除外申請のそういう申請をされたということ、今、答弁で確認をいたしました。

3名という数字、多いか少ないか、これは個々のことですので、私も判断できないですけれども、この自衛官募集に関しての除外申請制度、これを設けられて、住民の意思に配慮しようとしている点は評価できるものと考えておりますけれども、自治体の個人情報の取扱いという観点からお伺いしますと、憲法19条が保障する思想・良心の自由には、「自己の意思を表明しない自由、いわ

ゆる沈黙の自由」、これも含まれていると私は理解しております。その観点から見てみますと、現行の除外申請方式は、提供を望まない住民に意思表示を求める仕組みとなっているため、思想・良心の自由への配慮という点で十分な制度設計となっているのでしょうか、こういう思いを持っております。この点について明和町として検討されたり、今後、配慮されるということがあったのでしょうか。

制度を設けただけでなく、住民の意思表示を強いられていると感じないような運用となっているかどうか、そういう検証が必要だと考えるんですけど、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、憲法第19条での沈黙の自由の考え方があることも承知している一方で、法で定められた事務をどの程度対応するかについては、全国的にも議論になっているところがございます。

引き続き全国の事例等も参考にしながら、個人情報の取扱いに留意し、かつより多くの方に理解していただけるよう制度運営に向けては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） こちら明和町除外申請制度があること自体、先ほど言いましたけれども、評価をいたしますけれども、「申請しないと提供される」という構造の中では、住民側に大きな負担がかかっている、そういうことになると考えます。やはり3人しか申請されないというのもどうなのかなと私も個人的には考えております。

併せていろいろ報の取扱いが近年特に慎重に扱われているようになっている時代でございますので、名簿提供に関しても、住民本人の意思が尊重され、制度を理解した上で選択できる環境、これを整えることが大事ではないかと考え

ております。

この除外申請制度について、明和町のホームページを見ましても、検索してもすぐにはたどり着けず分かりにくい、このようなご指摘が町民の方からありました。実際に町民の方から、「そんな制度あるんですか」と尋ねられたり、「ホームページのどこに書いてあるんですか」と尋ねられることもあります。私自身もホームページをちょっと探してみたんですけど、なかなか見つけれずにちょっと苦労いたしました。もっと簡単に常時確認できる形にしないと、周知が十分ではないと判断されても仕方ないと思っております。そもそも制度の存在を知らない住民さんも少なくないのではないのでしょうか。こういう制度を知らないまま不安な気持ちになっている住民さんもいらっしゃるのではないかと推測します。自衛隊への協力と住民の自己決定権、これは両立できるものだと考えております。そこで、制度の透明性を高め、住民本人の意思を尊重することが、自治体への信頼にもつながると考えております。

そこで、今現在の明和町のホームページなどもっと分かりやすい形で掲載する。三重県いなべ市は、「自衛官募集事務に係る募集対象者情報の提供について」の後ろに、「除外申請の受付」とはっきり分かるような表示をされたり、申請期間を長くする自治体、そういうのがあります。また、今、いろいろネット社会も広がってきて、ＩＣＴとかそういう部分はちょっと私も詳しくないんですけども、そういうところで年間を通じて申請ができる、そういうような形態に取り組んでいる自治体もあると聞いております。

それと、対象年齢世帯への案内を行うと、そういう考えもございます。など、より分かりやすい周知や運用を行う考えはないのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 申請制度の見直しについてかと思いますが、町のホームページで掲載のところが分かりづらいというご指摘については、改善に向けて検討していきたいと考えております。

また、申請期間の延長や個別の案内につきましては、この制度が開始して明和町で2年しか経過しておりませんので、早期の対応としてはまだ考えておりませんが、他の自治体等の事例も踏まえながら、引き続き検討等はしていきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ぜひとも、全国的に先進的な取り組みをされている自治体もあると思いますので、検討もしていただきたいし、ホームページだけでも早く分かりやすく、さっと検索できるような形にしていいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

この自衛隊に関しましては、私もこの自衛隊は、国の防衛や災害派遣という国民の生命に直結する極めて公共性の高い任務を担っておられる、そのように考えております。そしてまた、隊員の成り手不足という課題、こちら也十分承知をしております。

ですが、昨今の改憲をめぐる議論や安全保障政策の変化など、国の在り方が問われている今日において、自衛官募集について、主権者である国民が十分な情報を得た上で自ら判断できる環境を保障することは、国民主権の観点からも極めて重要なことだと考えております。

また、昨日でしたか、国会のほうで、予備自衛官等兼業特例法、これが成立しております。これによって自衛隊の人員確保に向けた動きがさらに進められていくのではないかと、このようにも考えております。

自治体の役割というものは、住民の暮らしと福祉、平和を守ることでございます。国の人員確保政策に自治体が過度に組み込まれることがあってはならない、このように私は考えます。

住民の自己決定権と知る権利、こちらを尊重した行政運営がこれからも強く求められるということも併せまして、明和町にお住まいの皆さんが、安心してこの制度を選択することができる環境をつくっていただく、それによって明和

町の行政への信頼も高まっていくのではないのでしょうか。

それと併せまして、地方自治の自主性と住民の権利を守る明和町であり続けていただくこと、これを強く求めて、今回の私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

11 番 宇田 雅行 議員

○議長（辻井 成人） 3 番通告者は、宇田雅行議員であります。

質問項目は、「歴史・文化資源を活かした教育・産業・生活基盤整備と地域公共交通、通学路安全について」の 1 点であります。

宇田雅行議員、登壇願います。

（11 番 宇田 雅行議員 登壇）

○11 番（宇田 雅行） よろしくお願ひします。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。

本町には、斎宮跡をはじめとする歴史・文化資源や豊かな自然環境など、多くの地域資源があります。私は、これらの資源を教育や産業振興、観光振興につなげるとともに、道路や公共交通、通学路安全など生活基盤と一体的に進めることが持続可能なまちづくりにつながると考えております。

そこで、歴史・文化資源を活かした教育・産業・生活基盤整備と地域公共交通、通学路安全について質問させていただきます。

まず、1 番、教育分野における発展的取り組みについて質問させていただきます。

本町では、「めいわ楽習」により、地域資源を生かした特色ある教育が進められております。

斎宮跡をはじめとする歴史・文化、地域の自然や産業など、明和町ならではの

の学びは、子どもたちの郷土理解や地域への愛着形成につながる大変重要な取り組みであると考えております。

一方で、学校再編など教育環境が大きく変化する中、こうした学びを単なる授業で終わらせるのではなく、地域活動や将来的な人材育成へどう発展させていくかが重要であると思います。

そこで、4点お伺いします。

「めいわ楽習」の成果についてですが、「めいわ楽習」による地域資源を生かした教育について、現在どのような成果を認識しているのか。

2つ目、地域活動への発展についてですが、学校教育で得た地域理解を地域行事や世代間交流、地域活動への参加を発展させていく考えはあるのか。

3つ目、卒業後のつながりについてですが、中高生や若者世代が将来的に地域に関わり続ける人材となるよう、どのような支援や仕組みづくりを考えているのか。また、将来的な関係人口や定住人口の育成につなげる取り組みについてどのように考えているのか。

4つ目としまして、学校再編後の地域愛についてですが、学校再編後においても、子どもたちが自分の地域や集落とつながりを維持して、将来の地域の担い手として育っていくためには、どのような取り組みを考えているのか。

以上4点をお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 宇田議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（森井 義和） 宇田議員の教育分野における発展的取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

本町の「めいわ楽習」は、明和を愛し、誇りに思い、よさを語れる子どもの育成を目標に、明和町の教育の大きな柱の一つとなっております。「めいわ楽習」を中心とした地域資源を生かした教育を通じて、子どもの郷土理解や地域への愛着を育んでいきます。

児童生徒が歴史・文化、地域の自然や産業について、自ら問いを立て、調べ、まとめ、発表する探究的な学びを進めます。本年度から小学校では副読本「め

いノート」を活用した学習が本格実施となりました。また、明和中学校2年生において、地域学習「明和ふるさと体験学習」に取り組み、その成果を発表しております。その発表からも、郷土への知識と愛着が着実に深まっているものと考えております。

さらに、町の教育大綱では、郷土愛に満ちた人材の育成を基本方針の一つとして掲げており、今後は、これらの学びを地域行事や世代間交流、地域活動へ発展させ、中高生や若者世代が将来的に地域へ関わり続ける人材となるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となった取り組みを推進していきたいと考えております。その取り組みの中心として考えているのが、「めいわ楽習」とコミュニティスクールです。コミュニティスクールの運営を通じて、地域住民との交流が増え、地域の伝統文化や産業に携わる大人との関わりを深め、知識と経験の継承を図り、これらを通じて、地域とのつながりと地域愛を維持・強化し、将来の「地域を支える人づくり」へとつなげていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。

「めいわ楽習」の成果についてですが、地域への関心や愛着が高まっていくということは、大変素晴らしいことであり、先生方や地域の方々の努力に敬意を表します。

しかしながら、今後さらに発展させるためには、成果を客観的に把握して、改善につなげていくという視点も重要だと思います。

「めいわ楽習」は、子どもたちの郷土理解や地域への愛着につながっているということは素晴らしいことであり、今後、成果だけではなく、学校間の取り組みの違いや地域講師の担い手確保などの課題も検証しながら、より充実した事業へ発展させていただきたいと思います。

2番目の地域活動への発展についてですが、地域との連携を進めるだけではなく、子どもたちが主体的に地域づくりに関わる機会を増やしていくことが重

要だと思います。参加から参画へと発展させ、将来の地域の担い手育成につなげていただくことを期待いたします。

3つ目の卒業後のつながりについてですが、教育、産業、観光など、関係部署が連携して、若者が将来も明和町に関わり続けられる環境づくりを進めていただき、行政としても支援や提案のほうをよろしくお願いいたします。

4つ目の学校再編後の地域愛についてですが、地域学習を継続していただくことは重要であり、一方で、学校が広域化するということで、自分の地域とのつながりが希薄になることも懸念され、学校再編後も地域とのつながりを維持して、地域の担い手を育てる視点が重要であると考えます。

学校再編という大きな転換期を迎える今だからこそ、学ぶ、地域を知る、地域を好きになる、地域に参加する、地域を支えるという流れを意識した教育が必要ではないでしょうか。

また、教育だけで完結するのではなく、教育、産業、観光、地域活動が連携しながら、将来の関係人口や定住人口の育成につなげていく視点が重要であると考えます。

学校再編は、学校を統合することが目的ではありません。未来の明和町を支える人材を育てることが本来の目的であります。ぜひ、「めいわ楽習」を地域を支える人づくりへと発展させていただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

2番、産業振興と観光の連携強化について質問させていただきます。

本町には、国史跡斎宮跡をはじめとする歴史・文化資源があります。しかし、これらを「観光資源」として生かすだけでなく、地域経済や地域活性化へどう結びつけていくかが重要であると考えております。

また、近年、SNSやデジタル技術を活用した情報発信が極めて重要であると思います。加えて「持続可能な観光」の視点も必要であります。

私は、斎宮跡を中心とした歴史・文化資源を交流人口拡大だけではなく、地域経済を支える柱へ発展させるべきと考えております。

そこでお聞かせください。

1 つ目、第 2 次明和町観光振興計画に基づく現在の取り組みについて、どのような成果と課題を認識しているのかお伺いします。お願いします。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 観光振興計画の成果と課題の認識についてご質問をいただきました。

昨年度、第 3 次明和町観光振興計画を策定するに当たり、旧計画である第 2 次明和町観光振興計画の成果を整理した上で、現状と課題を分析し、次期計画に反映させております。

具体的には、第 2 次明和町観光振興計画の 3 つの基本方針、「おもてなし」の環境づくり、「きてもらう」、「滞在してもらう」環境づくり、行政、民間、学校などとの「連携」を行う環境づくりに基づき、復元建物を活用したイベント等の実施や、インバウンドの誘客を含む様々な体験ツアーの造成と実施、町内小中学校での地域学習用教材の制作といった、明和町ならではの文化観光を資源とした様々な事業を展開し、これらを SNS やガイドなどを含む様々な媒体による情報発信を随時行ってまいりました。

その結果といたしまして、明和町における観光入込客数や体験コンテンツ、特産品などの消費額は上昇傾向であり、様々なお客様に来てもらい消費してもらうことに関しましては、一定の成果があったと認識しておるところでございます。

その一方で、近隣市町の状況や町民アンケートにおける観光に対する認知度・関心度の結果などを整理しましたところ、現状の取り組みだけでは十分に対応しきれない点や、今後強化が求められる内容が明らかとなってまいりました。

具体的には、観光による地域経済への効果が十分に可視化されておらず、観光に対する町民の方の関心や協力体制が十分に広がっていない点や、歴史・文化の魅力が若年層を中心に再認識されにくくなっている点、また、情報発信力

の弱さとそれに伴う観光コンテンツが十分に認知されていない点が挙げられると考えられます。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。

これまでの取り組みにより、観光入込客数や消費額の増加など一定の成果があったということは理解させていただきました。

一方で、地域経済への効果の可視化や町民の参画、情報発信力の強化など課題も明らかになっているということでもあります。

今後は、観光による経済効果を具体的な数値で把握しながら、町民や事業者が成果を実感できる仕組みづくりを期待いたします。

次に、2つ目としまして、SNSやデジタル技術を活用した情報発信強化を今後どのように進めていくのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 先ほどの答弁でも少し申し上げましたが、整理した課題の一つに「情報発信力の弱さと観光コンテンツの認知不足」を挙げております。地域の魅力を効果的に発信する仕組みや媒体が十分ではなく、今後、戦略的な情報発信やプロモーションの強化が必要であると整理しているところでございます。

そのため、昨年度新たに策定いたしました第3次明和町観光振興計画の戦略の中で、「観光DXによるデータ活用と効率性向上」、また「戦略的な情報の発信と強化」を目指すこととしており、定期的な情報発信はもとより、例えばアニメーションなどの映像やストーリー性のあるショートムービーなどを活用した分かりやすい、印象に残る情報発信や、これらを活用したポータルサイトの構築、消費動向などのデータ分析に基づくターゲット別の情報発信方法などを検討していくこととしております。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

情報発信の重要性については十分認識されており、観光DXやデータ分析を活用した戦略的な発信を進めていく方針であることが分かりました。

今後は、単に情報を発信するだけではなく、誰に何をどのような成果を目指して発信するのかを明確にして、来訪者の増加や消費拡大につながる効果的な情報発信となるようよろしくお願いします。

次、3つ目ですが、斎宮跡をはじめとする地域資源を地域産業や交流人口拡大へどうつなげていくのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 斎宮跡をはじめとする地域資源をどう生かしていくかについてでございますが、まずは、地域内での経済効果の可視化を図るため、行政、観光事業者、教育機関、企業など、様々な分野の方々が協力し、観光を通じた地域課題の解決や新たな産業や文化の創出を目指していきたいと考えておるところでございます。また、広域的な連携をしていく中で、史跡や文化、食、体験など地域ならではの資源を磨き上げ、観光経営基盤の確立を目指していきたいとも考えております。

そのためにも、明和町日本遺産活用推進協議会の体制強化を行い、分野横断的な協力体制を固めて、様々な方々と協議検討を行いながら、日本遺産を中心とした歴史・文化体験や食・自然・暮らしを組み合わせた体験プログラムを提供していきたいと考えているところでございます。明和町ならではの滞在型観光の仕組みを整備していくことで、観光客にとっては「また来たい」と思われるような、また、町民にとっては「誇りになる」、「明和町に戻ってきたい」と思えるような魅力づくりを目指し、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

行政だけでなく、事業者や教育機関、地域団体などが連携しながら、斎宮跡を核とした滞在型観光を推進していく考えは理解させていただきました。

今後は、交流人口の増加だけでなく、宿泊、飲食、物販など地域内での消費拡大や雇用創出へどのようにつなげていくのか。その成果を見える形で示していただきながら、地域経済の活性化につながる取り組みを期待いたします。

4つ目としまして、先ほど3つ質問させていただいたことを踏まえて、持続可能な観光政策をどのように進めていくのか。また、観光をどのように捉え、将来像をどのように描いているのか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 今後の持続可能な観光政策をどのように進めていくのか。また、観光をどのように捉え将来像をどのように描いていくのかとのご質問をいただきました。

私は、観光は、人を地域へと呼び込み、新たな交流と活力を生み出す大きな力を持っていると考えています。外から訪れる皆様がもたらす消費や交流、地域経済を支えるだけでなく、私たち自身がふるさとの魅力を再発見し、地域への誇りを育むきっかけにもなります。

また、人口減少や少子高齢化が進む社会において、観光は交流人口の拡大や移住・定住の促進につながるだけでなく、地域の新しい可能性を生み出し、地域課題を横断的に解決し得る実践的な手段でもあると考えております。

こうした認識の下、本町では、将来を見据えた戦略の一つとして第3次観光振興計画にて「住んでよし、訪れてよし、担ってよし 持続可能な観光地域づくり」を観光ビジョンに掲げ、日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ斎宮」を核としたまちづくりと観光振興を一体的に推進しております。

今後は、持続可能な観光地域づくりの実現に向け、明和町日本遺産活用推進協議会の体制強化を図りながら、行政だけでなく、観光事業者、地域団体、教育機関、企業、住民の皆様など多様な主体が連携し、分野横断的な取り組みを

進めてまいりたいと思います。

そして、斎宮跡をはじめとする歴史・文化資源に加え、伝統行事、自然や農水産業、食、地域の暮らしなど、地域の魅力を再発見し、磨き上げ、それを次世代へ継承しながら、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、地域経済の好循環を生み出す仕組みづくりを進めてまいりたいと思います。

町民の皆様にとって、「明和町に住んでよかった」、「この町を誇りに思う」、そして町外へ出た若い世代にも「いつか明和町に戻ってきたい」と思っただけのような魅力ある地域づくりにつなげていきたいと考えています。

観光の主役は、地域に暮らす「人」です。ふるさとの魅力を生かし、磨き、未来へつなげていくには、何より住民の皆様お一人お一人のお力添えが欠かせません。今後も、持続可能な観光と地域産業振興の両立を図りながら、交流人口・関係人口の拡大、地域経済の活性化、そして、地域の誇りの醸成につながる観光まちづくりを町一丸となって推進してまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

（午前 11時 56分）

○議長（辻井 成人） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど宇田議員と調整をさせていただいて、質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩をしたいと思います。

お昼また1時から再開ということでよろしく願いいたします。

（午前 11時 57分）

(午後 1 時 00分)

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。
宇田議員、どうぞ。

○11番（宇田 雅行） 先ほどの町長の答弁からの続きでさせていただきます。

町長、答弁ありがとうございました。斎宮跡をはじめとする歴史、文化資源を交流人口拡大だけではなく、地域経済や地域活性化へどう結びつけていくかという視点でお伺いいたしました。持続可能な観光と地域産業振興の両立を図り、明和町全体の活性化につながる取り組みに対し要望とさせていただき、次の質問に移りたいと思います。

3 番、生活基盤整備と防災対応の総合化について質問させていただきます。

道路や生活基盤の整備については、住民生活の安全・安心を支える重要な施策であります。

しかし、財政状況が厳しい中、限られた財源や人員で最大限の効果を上げるために、全てを同時に進めることは難しく、優先順位を明確にした整備が必要であります。

また、防災、道路、安全対策、観光動線などをそれぞれ別々に考えるのではなく、町全体として一体的に進める視点が重要であると考えます。

私は、要望対応型だけではなく、全体最適を意識した生活基盤整備へ進めていくべきと考えております。

そこで、以下の4点をお伺いします。

1 つ目、道路や生活基盤整備について、安全性向上のため、どのような優先順位で整備を進めているのかお伺いします。お願いします。

○議長（辻井 成人） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 道路生活基盤などのインフラについて、安全性の確保と優先順位の考え方に基つきどのように整備、メンテナンスを行っているの

かという趣旨のご質問と理解してお答えさせていただきます。

道路は、通行機能を確保することで効果を発揮する重要なインフラです。明和町では特にアスファルト舗装と橋梁について、全施設の点検を実施し、国土交通省が示す基準に基づき損傷度合いを評価しております。その評価の結果のうち、損傷が著しく早期に対応する必要がある施設については、修繕計画を策定し、計画的に修繕を進めております。

また、小規模な破損等につきましては、道路包括管理委託により迅速に対応しており、限られた財源の中で最大限の効果をもたらすようメンテナンスに努めているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。

舗装や橋梁の点検結果に基づき、損傷度や緊急性を踏まえて計画的に修繕を進めること、また包括管理委託により、迅速な対応に努めていただいているということは理解いたしました。

一方で、限られた財源の中だからこそその単なる施設の老朽化対策だけでなく、防災、通学、観光、生活利便性といった視点も含めた優先順位づけが重要であると考えます。

そこで次に、2つ目としまして、高齢者や子ども、来訪者にとって分かりやすい案内表示や避難誘導整備について現状と課題をどう認識しているのかお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 現状として避難誘導における案内表示につきましては、現在、大淀及び下御糸の海岸沿いに誘導看板を設置しております。また、町内約400か所の電柱には海拔標示と避難施設の案内、標語などを記載したプレートを設置して誘導啓発を行っています。

加えて、各避難所には、避難所である旨の看板を分かりやすい場所に設置し

ており、誰もが容易に避難所を認識できるように配慮しているところでございます。

現時点で大きな課題はございませんが、ご指摘の高齢者や子ども、来訪者といった多様な利用層に対応した案内表示の充実は、今後も継続的に検討すべき重要な課題と認識してございます。特に、視認性の向上、多言語対応、ピクトグラムを活用など、より分かりやすい表示方法の導入について検討し、今後も災害時に誰でも分かりやすい案内ができるよう、引き続き避難誘導整備に取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

海岸部の誘導看板や電柱プレート、避難所看板など一定の整備が進められていることは理解させていただきました。また、今後の課題として、多言語化やピクトグラムの活用など誰にでも分かりやすい表示の必要性についても認識されていることが確認できました。

しかし、災害時には、分かっているつもりが命取りになることもありますので、高齢者や子ども、観光客など、多様な方々が迷わず避難できる環境づくりが重要であると考えますので、そこで次の質問に移らさせていただきます。

3つ目としまして、実際の災害発生時を想定した生活道路機能の確保や避難経路整備をどのように進めていくのかお伺いします。お願いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 災害時の避難道路として現在特定の道路を指定しておりません。災害時の避難には、災害の種類や規模によって最適な避難経路が異なることから、住民の皆様が日頃から複数の避難経路を検討、把握していただくことが重要でございます。

今後も引き続き避難意識の向上と複数経路確保の周知を進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

災害の種類や規模によって避難経路が異なるため、住民さん自身が複数の避難経路を把握していくことが重要であるという説明は理解いたしました。一方で、住民任せをするのではなく、行政としても道路ネットワーク自体を俯瞰し、災害時に重要となる生活道路や避難経路の確保を計画的に進めていくことが必要ではないかと考えます。

防災と生活基盤整備は密接に関係することから、次に4つ目としまして防災、安全対策、観光動線、生活道路整備について部門横断的な優先順位づけをどのように行っているのかお聞かせください。お願いします。

○議長（辻井 成人） 副町長。

○副町長（高木 謙治） ご質問の防災、特に避難所ですとか、道路交通安全対策、それから観光のための動線、それから生活道路の整備につきましては、地元住民の要望も踏まえつつ、まちづくりに関する計画ですとか、方針との整合を図りながら優先順位をつけて行っているところです。

特に道路整備ということでありましたら、基本的には建設課において各年度の予算の範囲内で優先順位をつけて実施しているところです。

なお、部門横断的な調整を要する場合には、町の総合的な発展と町民の皆様の生活の質向上を最優先に、各部門間で情報共有と協議を行いながら、必要に応じて町長にも意見を聞いたりですとか、相談したりしながら事業の優先順位づけを行うこととしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 答弁ありがとうございます。

住民要望や各種計画との整合を図りながら、必要に応じて部門間で協議し、町長に諮った上で優先順位を決定していくということではありますが、防災安全対策、観光振興、生活道路整備はそれぞれ個別の施策ではありますが、実際には

相互に関連し合う重要な政策課題であります。今後は単独部署部との対応だけでなく、町全体の将来像を見据えた横断的な連携と戦略的な事業推進を期待し、要望とさせていただき、次の質問に移りたいと思います。

4 番、地域公共交通の再編と交通空白地帯対策について質問させていただきます。

本町では、令和 8 年 4 月に町民バスの路線、ダイヤの改正が行われました。今回の改正につきましては、人口減少や利用者の減少、運行経費増加など、公共交通を取り巻く厳しい状況を踏まえ、持続可能な交通体系を目指して見直しが行われたものと理解しております。

しかしながら、斎宮地区をはじめ多くの地域住民の皆様からは、説明が十分でなかったのではないかと、突然決まったように感じる、今後利用できなくなるのではないかとといった不安の声が寄せられておりまして、今回の改正により、停留所の削減、運行本数の減少、ルート変更などが行われる中で、高齢者や自家用車を持たない方にとって通院や買物など、日常生活への影響を心配する声も多く聞いております。

私は、町民バスは単なる交通手段ではなく、住民生活を支える基盤であり、特に高齢化が進む本町においても、公平性の観点が極めて重要であると考えております。

そこで、3 点質問させていただきます。

1 つ目が、住民説明や意見聴取について、どのような方法で行い、どのような意見があったと認識しているのかお伺いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 本改正に先立ち、パブリックコメントを実施いたしました。周知方法といたしましては、ホームページの周知のほか、公式 LINE、小・中学校やこども園の保護者向けアプリ、町民バス車内、自治会回覧、老人クラブの集まりなど、多様な媒体と機会を活用し、幅広い町民の皆様に情報をお届けするように努めたところでございます。

寄せられましたご意見の内容といたしましては、バス停の追加を要望する意見が多かったと認識してございます。このご意見は改正に伴う利便性への懸念を反映したものと考えられ、今後の公共交通サービスの改善に向けて、貴重なご指摘として受け止めております。

今後も町民の皆様からのご意見をしっかりと聞きし、より利用しやすく持続可能な公共交通サービスの実現に向けて対応してまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

今回の改正の趣旨については理解いたします。しかし、私が特に重要と考えておりますのは、納税者としての公平性の問題であります。町民さんは皆同じように税金を納めております。にもかかわらず、利用しやすい地域、実質的に利用が難しくなる地域が生じるのであれば、これは税負担と受益のバランスが崩れているのではないかと考えます。特に高齢者や障害のある方、自家用車を持たない方にとって、町民バスは単なる交通手段ではなく、生活基盤そのものであります。

そこでお聞きします。

今回の改正による地域間格差や交通空白地帯の発生について、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） まず、今回の町民バスの路線とダイヤ改正は、令和6年6月に策定いたしました明和町地域公共交通基本計画において、町民バスの考え方を交通空白地域を埋める形で町内全域をカバーするものから、拠点間の移動を絞って、交通空白地域はデマンド型交通でカバーするという基本方針にのっとり実施したものでございます。

具体的には、町民バスについて利用者の少ないバス停を廃止し、バス本来の拠点間の大量輸送に切り替えるため、4路線から2路線にスリム化し、便数を

増やすことで利便性の向上を図りました。

ご指摘の交通空白地帯の対応といたしましては、先ほども申し上げましたが、バス停がなくなった地域に対して、デマンド型交通の「チョイソコめいひめ」でフォローすべく、昨年10月から1台増車し、計3台としたところでございます。これにより、町が主体的に運営する公共交通について交通空白が生じないように努めております。

本改正は、本年1月に実施したばかりでして、まだ十分なデータが蓄積されていない段階ですが、今後町民バス、チョイソコめいひめ、結モビなどの乗降データなどを調べ、調査、分析した上で、改正の効果と課題を適切に評価していきたいと考えております。

地域間格差の解消と交通空白地帯の発生防止については、引き続き重要な課題として認識し、町民の皆様の利便性向上に向けて取り組みを進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

町民バスを幹線化して、交通空白地域については、チョイソコめいひめなどで補完するという考え方で理解いたしました。

また、現時点で改正直後であり、今後の利用データを分析しながら評価していくとの答弁がありましたが、しかし実際にですね、利用される住民の皆様にとって利用できる制度があることと、使いやすさとは必ずしも同じではありません。地域による利便性の差が生じていないか、丁寧に検証していただくことを期待し、次に公平性の考え方についてお伺いします。

4つ目としまして、納税者としての公平性や税負担との受益のバランスについて、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 納税者としての公平性と税負担と受益の balan

スについてのお尋ねでございますが、本町の公共交通施策の基本的な考え方を
ご説明申し上げます。

本町では、明和町地域公共交通計画において、利用しやすく、持続可能でま
ちづくりと一体的な公共交通サービスを目指しています。この基本方針の下、
デマンド型交通の本格運行を踏まえ、利用者の利便性向上を図りながら、町民
バスの再編と公共交通の再構築を実施いたしました。

ご指摘の公平性とバランスについては、限られた財源の中で持続可能な公共
交通を確保することが重要な課題と認識しております。そのため、小回りの利
くデマンド型交通を主軸として町民バスや電車、タクシーなど、他の交通手段
と連携させることで、より多くの町民にとって利用しやすく、かつ効率的で公
平なサービスの展開を目指しているところでございます。

今後も限られた財源を最大限に活用しながら、持続可能で公平な公共交通サ
ービスの実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

今回の改正については、町としては苦渋の判断であったとは理解いたします。
その上で、今後に向けて3点申し上げます。

1、説明責任であります。

まず、住民説明については極めて重要であり、単なる周知ではなく、理解と
納得を得る説明をぜひ丁寧に行っていただきたいと思います。

2 番目としまして、公平性の担保であります。

最も重要なのは、納税者としての公平性の確保でございます。同じ税金を払
っている以上、使える人と使えない人が出る交通体系は、長期的には住民の信
頼を損なうと思います。これは政策の根幹の問題でありますので、よろしくお
願いいいたします。

3 目としまして、改善前提の運用であります。

今回の改正については、完成形ではなく、暫定運用と位置づけるべきと考えます。交通空白の検証、利用実態の把握、予約不成立などのデータ公開、あとこれらを踏まえ、柔軟に見直す前提で運用することを強く求め、町民バスは単なる交通ではなく、住民の生活を支える基盤であります。持続可能性と同時に、公平性と安心をどう確保するか、この視点で今後の交通政策を進めていただくことを強く要望し、次の質問に移らせていただきます。

5、町全体の通学路安全対策について質問させていただきます。

子どもたちが安心して通学できる環境整備は、教育環境だけでなく、子育てしやすいまちづくりの根幹であります。

通学路安全対策については、これまでも点検や改善が進められておりますが、学校再編に伴い、新たな通学動線や交通環境の変化が生じております。

斎宮小学校区の参宮街道については、交通量が多く、道幅も狭いことから、危険性を心配する声もあります。

また、明和北小学校開校後の通学実態についても継続的な検証が必要であると考えます。

私は、通学路安全を点検して終わりではなく、継続的に改善していく制度として確立すべきと考えております。

そこで、以下の3点について質問させていただきます。

1つ目としまして、斎宮小学校区の参宮街道の危険性について、現在どのように把握されているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 参宮街道につきましては、以前からご指摘をいただいているとおり、交通量が多く、道幅も狭く、道路の両側に住宅が建ち並んでいることから、歩道整備などのハード面の対策が難しく、子どもへの教育と指導、大人への見守りの依頼、ドライバーへの啓発などのソフト面に頼る面が大きく、参宮街道は特に危険性が高い通学路という認識を持っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

参宮街道における交通量や危険箇所の認識状況について理解させていただきました。しかしながら、通学路の安全は行政の認識だけではなく、実際に通学する児童や保護者がどのような不安を抱かれているかを把握することも重要であると考えます。

そこで次に、2つ目としまして、明和北小学校開校後の通学実態について想定と実態の差をどのように検証しているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 明和北小学校の通学につきましては、昨年度から様々な形で通学の練習をしてまいりましたが、実際の日々の通学の中で児童や保護者の方々から様々な意見をいただいております。これらの声を基に教育委員会、学校、警察など道路管理者等の交通安全の関係者で継続的に検証してまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） 明和北小学校開校に当たり、通学方法や通学経路について一定の想定の下、進められてきたことは理解いたしました。一方で実際の運用が始まると当初の想定と異なる通学状況や新たな課題が生じることも考えられます。子どもたちの安全確保をするためには、実態を継続的に把握し、必要に応じて改善につなげていくことが重要であります。

そこで次に、今後の通学路安全対策の進め方についてお伺いします。

3つ目としまして、通学路の安全確保について危険箇所の継続的な把握や改善、あと関係機関との連携による点検、情報共有、さらには道路標示や防護柵、見守り活動など、ハード、ソフト両面の対策を今後どのように進めていく考えなのかお答えください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 通学路の交通安全の確保に向けた取り組みにつきましては、町全体の通学路の交通安全に取り組む明和町通学路交通安全推進会議というものを設置しております。

これは国が全国の自治体に設置、取り組みを求めているもので、明和町は平成26年に設置をしており、教育委員会、学校、警察、道路管理者等の交通安全関係者で構成をしております。取り組みの基本は、通学路交通安全プログラムとしまして、児童・生徒や保護者、地域や学校等からいただいた通学路の危険箇所の合同点検の実施、対策の検討、次、対策の実施、あと対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善、充実という一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施することが、継続的な安全性の向上につながるものということで毎年実施をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

宇田議員。

○11番（宇田 雅行） ありがとうございます。

通学路の安全確保に向けて学校や関係機関との連携の下、様々な取り組みを進めていく考えが示されました。通学路の安全対策は一度点検して終わるものではなく、交通環境や地域状況の変化に応じて継続的に見直していくことが重要であります。

特に、学校、保護者、地域住民、警察、行政が情報を共有しながら、危険箇所の把握と改善を積み重ねていく仕組みづくりが必要であると考えます。

子どもたちが毎日安心して通学できる環境整備を強く要望し、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で宇田雅行議員の一般質問を終わります。

10 番 山本 章 議員

○議長（辻井 成人） 4番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上」の1点であります。

山本章議員、登壇願います。

（10番 山本 章議員 登壇）

○10番（山本 章） 議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、この4月で、人事異動で新しい顔ぶれの方もいますし、教育長も初めていますので、どうぞよろしくお願いします。

それと、ここに立つのは3か月に1回ということで、何分、何回やっても緊張しますので、口調が早くなったり、分かりにくいところがあったら言ってもらえれば丁寧に説明させていただきますので、その辺もよろしくお願いします。

それでは、質問させていただきます。

学校統合後における課題抽出と持続可能な教育運営について、今回、明和北小学校の開校に伴い、スクールバス通学が始まりました。通学の安全は、バスが運行しているかだけではなく、家から学校、またはバス停までを含めた通学環境全体で考える必要があります。

今回の通学動線では、これまで通学路として使用してこなかった場所を通るケースが見受けられます。本来、通学路は、次の考え方で設定されてきたはずですが。

まずは、交通量が比較的少ない場所を優先する。歩道が整備されている場所を通る。子どもの安全を最優先に考える。しかし今回は、今までとは逆方向へ歩く動線になっている。歩道が設けられていない場所を歩いてバス停へ向かっている。交通量の多い道路を横断する箇所が増えているなど、従来とは異なる通学環境が生まれています。特に感じるのは、安全性よりも2.6キロという距離基準に合わせるために、この2.6キロ、学校から2.6キロの離れたところはスクールバスが走るという、そういうラインです。その2.6キロに合わせるために、子どもたち側が動かされているように見える点です。制度上の基準や運行

上の制約があることは理解しています。

実際の現場では、次のような条件が数多く存在します。交通量、歩道の有無、横断箇所、雨天時の危険性、夏場の暑さ、冬季の日没後の安全性、子どもの年齢、登校時間帯、また今回の学校統合では、集団登校から自由登校へと通学形態も変化しました。これまでの集団登校には、地域による見守り、上級生によるサポート、登校時間帯のまとまりがありましたが、自由登校化により、保護者や地域側の負担感、不安感も増えています。

さらに、夏場に向けた日陰のないバス停での熱中症リスクも懸念されます。始発付近では早めにバスが到着して、車内待機できる一方、途中停留所では、屋外待機時間が長くなるなど、バス停ごとの環境差もあります。学校統合直後の今だからこそ、丁寧な安全確認と課題整理が必要な時期です。

そこで伺います。

1つ、町は雨天時、猛暑時、冬季の日没後も含め、現在の通学路線やバス停環境をどのように確認しているのか。

2つ目、バス停までの動線や徒歩通学路を含め横断箇所、歩道の有無、交通量などの危険箇所の把握はどのように行っているのか。

3つ目、雨風や日差しを避ける待機場所、熱中症対策についてどのような認識と改善方針を持っているのか。

4つ目、集団登校から自由登校へ変化した中で、地域や保護者負担、安全面の変化についてどのように把握しているのか。

最後に、学校統合後の通学課題について、今後どのように検証して、優先順位をつけて改善していく考えなのか。

スクールバスは、単なる移動手段ではなく、子どもたちの毎日の命と安全に関わる通学インフラです。運行開始後に見えてきた現場の課題を地域、保護者、学校と連携しながら丁寧に検証し、改善を積み重ねていくことが重要と考えますが、以上について町の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 山本議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（森井 義和） 山本議員のほうから、学校統合後における課題抽出と持続可能な教育運営についてご質問をいただきました。お答えさせていただきます。

1 つ目に、課題抽出についてでございます。

学校統合により、メリットは、教育環境の充実、教育活動の多様化、豊かな人間関係の獲得、社会性の向上などが挙げられます。

一方、統合により問題点、課題点は通学環境や通学手段の変化、地域と子どもの関係性、つながりの変化、教育環境の変化、人間関係の変化などがよく言われております。

そこで、課題抽出につきましては、現場のリアルな声を真摯に受け止めて、丁寧に対応していきたいと考えております。現場とは、児童の声、保護者の声、教職員の声、そして地域の声、この4つの視点で考えております。やはり課題は、立場によって異なると思います。誰が何をどう困っているのか、そこを明らかにしてアプローチをしていきます。

まず、児童は、アンケート調査などを行いながら、そして保護者、地域は学校や教育委員会に寄せられる声を基に、学校は校長先生の聞き取りを基にして情報を収集したいと思います。

そして、出てきた課題を分類し、優先順位を決めて対応を考えていきたいと考えております。

実際に、想定していた課題以外にも課題が出てきております。出てきた課題を整理、共有し、改善していきたいと考えております。

2 つ目に、持続可能な教育運営についてです。

統合によって、これまでできなかった多様な教育活動が可能になります。しかし、今まで統合前の学校の大事にしてきた行事などを全て引き継ごうとすると、どうしても現場が過密化し、持続不可能になってしまいます。

そこで、統合前の学校の行事なども大事にしながら、新しい学校が大事にする学校教育目標に沿ってブラッシュアップし、持続可能なものに時間をかけて

改善していく仕組みを学校がつくっていく必要があると考えております。

どのようにブラッシュアップしていくかは、学校運営協議会、コミュニティスクールなどで協議をしながら進めていきます。もちろん、教育委員会も伴走支援をしながら、徐々に持続可能性を高めるようPDCAサイクルを回しながら仕組みをつくっていきたいと考えております。

ご質問の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） まず、通学路及びスクールバスのバス停の決定や危険箇所の把握につきましては、保護者や地域、学校を中心に道路管理者、警察など交通関係機関とともに相談をしながら決定をしております。

待機場所につきましては、徒歩通学の集合場所と同様に、現在各地域にお願いしているのが現状でございます。

熱中症対策につきましても徒歩通学児を含む全児童及び保護者に対して帽子、水分補給などの啓発を行っています。

明和北小学校の通学方法につきましては、保護者の意見も踏まえて令和8年度は自由登校ということにしております。昨年度から練習をしていただきながら、今年度を迎えました。地域や保護者の見守りには、大変感謝をしておるところでございます。

安全面の変化、課題につきましては、保護者、地域に加えて交通関係機関の声もいただきながら把握をしております。また、これらの課題につきましては、先ほど宇田議員のときにもご説明しました町全体の通学路の交通安全に取り組む明和町通学路交通安全推進会議を中心に検討をしております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 教育長、熱い答弁ありがとうございます。

その中で、今もらった答弁の中に、熱中症対策のところ帽子や水分補給と

いうのを言われましたが、バスの停留所で待ち時間の10分待っているところに日陰があるかとか、そういうふうなチェックをされているかというのが一番の問題になるんですけれども、問題というよりもそこを知っているか、知っていないかというのが一つ課題になっているのかなと思います。どうしても僕大体バス停によく行くのでよく見ているんですが、だんだん集まる場所が変わってきます。なので、陰のない場所とかもあるので、そういったところ停留所としては待つ時間が結構長かったりします。その辺の計らいをしっかりと取っていただければと思います。

それと、その中で推進会議というのは年に何回開催されているのか、統合直後の課題についていつまでに整理して優先順位をつけて、その答えを出していくのか伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 明和町通学路交通安全推進会議につきましては、会議自体の開催は、基本的には年1回なんですけれども、必要に応じて随時会議を招集する体制を取っております。現場から緊急性の高い要望や重大な懸念が寄せられた場合には、会議の開催を待たずに即座に現地調査や関係機関との協議を行う運用を行っています。

また、課題の整理及び優先順位につきましては、北小学校に関しては7月中をめどに一旦の整理を行いまして、秋口までには、これはほかの学校も含めて、全体の部分も併せてという形になるんですけれども、対応が必要な課題のリストアップ、優先順位づけを行いまして、来年度予算要望の準備とか、可能なものから着手をしていきたいという考えでおります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 理由はどうあれ、年に1回交通会議というのは少ないなと思います。今の答弁では7月をめどに整備して秋までに優先順位をつけるとのことでしたが、もちろん行政として整理や予算要望が必要なことは理解します。

ただ、子どもたちは今も毎日通学しています。私が確認したいのは、行政のスケジュールで進めるのではなく、子どもの安全を中心に考えた場合、緊急性の高い課題についてどのような基準で判断して、しかも誰が判断して、どのように改善につなげていくかという点です。行政都合で子ども中心でないことに気づいてほしいと伝えて、次の質問へ入らせていただきます。

現在、バス通学児童については、QRコードを活用した情報確認が行われています。DXの活用によって登下校状況を把握して保護者や学校の安心につなげていく自体は重要な取り組みです。

一方で、実際の運用では次のような課題も生じているのではないかと感じています。

QRコードの読み取りの不具合、読み込み精度の問題、子ども自身が操作する負担、朝の混雑時の対応、システムトラブル時の確認方法、特に低学年児童にとって毎日の登下校時にQRコードを正しく提示して読み取らせる行為が本当に負担なく定着しているのか確認が必要です。また、読み取り具合がうまくいかなかった場合に誰がどのように確認して安全管理上の漏れを防いでいるのかも重要です。

現在の仕組みでは、バス通学児童には一定の乗降確認ができますが、徒歩通学児童については同様の管理が行われていないため、登下校状況の把握に差が生じています。

町長の施政方針では、DXは「人の温かさを支えるテクノロジー」と位置づけられています。だからこそ今回のQRコード運用についても次の点を検証する必要があります。

導入したことが目的になっていないか、実際に安全確認につながっているのか、学校現場の負担軽減につながっているのか、保護者の安心につながっているのか、そこで伺います。

QRコードを活用した情報確認について、現在どのような不具合や課題を把握しているのか。

読み取りができなかった場合やシステムトラブルが発生した場合、学校、運転手、添乗員、保護者間でどのような代替確認方法を共有しているのか。

バス通学児童だけでなく、徒歩通学児童も含めた学校全体の登下校管理、いわゆるイン・アウトですね、学校に入ったとき、それと下校していくとき、そのときの管理について今後どのような考えがあるのか。

また、現在、登下校管理・連絡機能・学童管理の3つのアプリケーション、れんらくアプリ・すぐーる・コードモンなどが別々のアプリが運用されているため、保護者側の操作負担が増えているという声も聞きます。特に兄弟姉妹がいる家庭では、複数アプリを使い分ける必要があり、学校・スクールバス・学童間で情報連携が十分にとれないことで、運用上の混乱も懸念されます。

現在の課題認識と今後のシステム連携・一元化についてどのように考えているのかということも併せて町の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） まず、二次元コードを活用した乗降確認につきましては、議員おっしゃるように読み取りがスムーズにいかないということが特に年度当初には多く発生をしておりました。その際は紙ベースの名簿もバスに乗せておりますので、それによって運用していたところでございます。

この乗降確認というか、出欠確認は、システムを徒歩通学の児童にも運用できないかというお話ですけど、こちらのほうは将来的には導入したいというふうには考えてはおるところなんですけれども、これまでいろいろなトラブルが出てきておる中で、トラブルが生じたことによって職員の手間が増えて、結果として児童の本来の安全が低下してしまうようでは元も子もありませんので、現在慎重な検討が必要であるかなというふうに考えております。

また、現在学校と学童とバスでそれぞれ別会社のアプリを運用しておるところです。これはなかなか大変というお声もいただいております。保護者の負担軽減のために一元化をしたいというふうには考えておるところなんですけれども、それぞれの会社、別々の会社ということもありますので、一つにできないかとい

うようなことを働きかけを行っておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） この学童のアプリとそれと連絡アプリ、まずこの2つが連携がとれてないということで、学童に行っている、帰りのバスに乗っている、両方とも載っている、1人の人間が2つのところに現れるというような現象が起きていたりするので、そのようなところで現在どのようにして課題を一覧化しているのか、保護者の声をどうやって集めているのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 保護者の声を直接教育委員会にいただくこともございます。また、学校とかバスの運行委託事業者それぞれに届いております。そのいろいろな声を三者で共有もしております。先ほども申し上げましたけど、やはり最初は読み取りができないというような声が圧倒的に多く、対策を今進めておる、徐々には減ってはきておるんですけども、対策をさせてもらっているところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） QRコードとかでスピードが早くなっているのは分かるんです。バス停に毎日おると大体バスが来る時間が早くなっているというのは情報がだいぶ早くなったんやろうなと、慣れてきてるなと思うので、そのようなところではある程度は慣れが出てきているんだからいいほうには進んでいると思います。ただ、そのQRコードの不具合や様々な課題が出ていること自体は実際確認がとれているということで、それと保護者の声も多く寄せられているということを聞きましたので、私はこのようなところの保護者の配慮であったり、負担軽減をしていく、広い意味ではこれが住民サービスだと思っています。そして、その課題の中に特に配慮が必要なのが低学年児童ではないで

しょうか。

そこで、次に低学年児童への対応について伺います。

スクールバスの運用においては、同じ小学生で1年生と2年生では高学年に比べると理解力、判断力、不安の感じ方に大きな差があります。乗車時の対応、バス内でのルールの理解であったり、緊急時の行動、雨天時の対応、下校時に保護者や先生が近くにいない状況での不安など低学年児童には特に丁寧な配慮が必要です。

開校初年度は、児童も保護者も学校側も全てが新しい運用の中で動くことになります。全年齢に同じルール、同じ説明を当てはめるだけでは低学年児童にとっては十分ではない場面も出てくるはずです。

そこで伺います。

低学年児童に対して、乗車・降車・下校時・緊急時など各場面でどのような安全配慮や支援体制をとっているのか、高学年と同じ運用ではなく、低学年の発達段階に応じた別の対応や見守り体制を検討しているのか、以上について町の考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 高学年と低学年で別の運用を行うのは、現場の混乱を来す可能性もあることもありまして、現在行っておりますのは、基本的にはあらゆる場面で高学年児童が低学年に気を配って配慮をするようにという意識づけを行っています。ドライバーも同様です。逆に低学年の児童は何かあったらすぐ高学年のお兄ちゃん、お姉ちゃんを頼るようにということによって話をしております。

いろいろなやり方まだまだこれからあると思うんですけども、今後もより安全な学校に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 高学年児童が低学年児童を支えるという考え方はとても大

切なことだと思います。そのような思いやりや助け合いの心を育てることも教育の一つだと思います。ただ一方で、安全管理という観点から考えた場合、人の善意や気配りだけに頼るのではなく、誰が担当しても一定の安全が確保できる仕組みづくりは必要ではないでしょうか。

開校初年度だからこそ乗車時、降車時、緊急時などにおけるチェックリストや対応マニュアルの整備、課題の共有と改善の積み重ねをお願いします。

今後も現場の声を丁寧に拾いながら低学年児童が安心して通学できる環境づくりに取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、通学手段の基準は現在距離を一つの判断基準として運用されています。しかし、同じ2.6キロ前後であっても地域によっては道路状況、歩道の有無、交通量、雨天時の危険箇所、冬季の下校時の暗さなど安全面の条件は大きく異なります。

そこで伺います。

通学手段の判断において、距離だけではなく地域ごとの道路環境、安全性、保護者負担をどのように把握し、基準運用に反映しているのか。

既存の公共交通との整合性や通学手段が実質的に減少している地域がないかについてどのように把握しているか。

スクールバス・徒歩通学・公共交通・保護者の送迎が地域によって不公平感を生まないように距離基準の柔軟な運用や見直しを行う考えがあるのか。

また、学童児童を利用する家庭を中心に長期休業期間中における送迎負担や移動手段の確保も今後の課題になり得ます。長期休業期間を含めた移動支援について、現在どのような認識を持っているのか、併せて町の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） スクールバス通学をしていただく基準は、距離を基本とはしつつ、交通安全の面、また防犯の面からいって特に配慮が必要であると認められる地区をバスの対象にはしております。こういった考え方でスタートしたスクールバスですが、今後の状況を見ながら改善すべきところ

は適宜改善していきたいと考えております。

また、長期休業期間中の学童利用児童のバスの移動支援ということですが、こちらは総合的に声を検討した結果、現時点では難しいものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 今後の状況を見ながら改善するところは改善していくということなので、現在どんな課題が挙がっているのか、誰がその課題を判断していくのか伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 現在の明和北小の放課後児童クラブの利用児童数は210名ということになっております。そのうちのバスの利用児童数が62名ということです。また、全体のスクールバス利用児童数は213名ということになっております。

課題というか、今の中で全体の公平性とか運用コスト面が一つの課題ということもあります。また、バス停まで徒歩通学もそうですが、バス停までの経路も含めてこれは同じ見方ですけど、やはり徒歩である道の部分の安全性が危険度が高いのではないかなというような箇所箇所で見意見をいただいております。こういったことも先ほども申し上げた明和町は通学路交通安全推進会議のほうで検討してまいりますと、最終的にはもちろん費用対効果とかも考慮しながら行っていきますけど、最終的には理事者の考えも含めて最終決定をしてまいりますところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ちょっと分かりにくくなっていますが、今回の答弁で公平性や運行コストが課題とのことでしたが、もちろん行政運営を行う上でコストや公平性を考えるのは大切だと思います。ただ一方で学校統合という大きな改

革を行った結果として、保護者の送迎負担、長期休業期間中の移動負担が増えているのであれば、それもまた一つの課題として認識するのが必要ではないでしょうか。

私は統合によって子どもたちの教育環境をよくしようとしている中で、新たな不便さを生み出してしまっているといけないと思っています。例えば長期休業期間中だけでもスクールバスを一部活用できないのか、既存ルートを生かした運行できないのかなど様々な可能性があるとともに、これもまた住民サービスになると思っています。今すぐ実施できるかどうかは別として、子どもたちや保護者の負担軽減という視点を持ちながら引き続き検討していただくことを要望いたします。また、こうした課題についても保護者や地域の声を継続的に集めながら、必要性や優先順位を検証していく仕組みが重要だと思います。

次に、明和北小学校の開校に伴い、通学環境は大きく変化し、徒歩通学・保護者の送迎・バス停までの移動、雨天時対応・下校時安全確保など登下校全体に関する課題や不安の声も出始めています。実際に運用が始まったことで保護者からの要望・地域からの意見・運転手を感じる危険箇所、学校現場での対応負担など当初の想定だけでは見えなかった課題も出てきているはずです。重要なのは個別の苦情対応で終わらせるのではなく、出てきた課題を整理・共有し、継続的に改善していく仕組みを持つことです。

そこで伺います。

現在、登下校に関する保護者や地域からの意見・要望・苦情をどのように把握して学校や教育委員会の中で共有しているのか。

スクールバスの運転手や現場職員が把握している危険箇所や課題について学校側や教育委員会と共有する体制は整っているのか。

保護者・学校・地域・運転手・教育委員会が継続的に課題を確認し、改善策を協議していく体制は構築する考えはあるのか。

登下校を単なる移動としてだけでなく、地域全体で子どもたちを支える仕組みとして育てていく必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 現在、様々な意見、保護者・児童・地域からいただいております。こちら先ほど申し上げたように教育委員会・学校、またバスに関しては運行事業者にも届いております。これらの関係機関に毎週情報を共有する場を設けております。そこで共有もして改善策も協議をしておるところでございます。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 毎週協議しているのであれば、保護者や地域はその内容を知ることできるのか、あともう一個、課題や改善状況が見える化していく考えはあるのか、ちょっとその2点教えてください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 協議内容につきましては、緊急事項や重要事項はメール機能を通じてお伝えをしておりますけれど、今現在全ての協議内容を保護者と共有するというような形はとっておりません。課題とか改善状況の見える化というのは重要なことかなと考えております。今後はいただいた意見や決定した改善事項、個人情報の部分には配慮していく必要があるかと考えておりますけれど、保護者とも情報共有する仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） 今の答弁で課題や改善状況が見える化を検討していつでも見えるということなので、その辺の共通認識ができたことは非常によかったなと思います。

そこで、保護者や地域の皆さんにとって自分たちの声がどのように受け止められ、どのように改善につながっていくのかが見えることが安心感にもつながります。私も個別の苦情対応で終わるのではなく、課題を共有しながら改善を積み重ねていく仕組みが重要だと思っています。そして、そのためには課題を

集めるだけではなく、それを整理して分析して優先順位をつけていく仕組みも必要になります。

そこで、次に学校統合後の学校運営全般について伺います。

今回の学校統合は、単に学校施設を新しくすることが目的ではなく、教育環境の向上や将来的な学校運営の持続性も含めた大きな転換であったと認識しています。

先日行政視察で伺った石川県加賀市では、「自分で考え、動き、生み出す」という教育理念の下、教育を完成された正解を教える場ではなく、問いを立て試行錯誤し、改善を繰り返しながら自主的に学び続ける力を育てる場として運営していました。1メートル内にある課題を見つけてすぐに解決に動く、トライアンドエラーの習慣づけをやっていく、すごくすばらしいなと思いました。それと特に印象的だったのは、教育委員会自身が管理する側ではなく、現場と共に伴走しながら想定外の課題が発生することを前提に継続的に改善を積み重ねていく姿勢です。

今回の統合後においても完成したから終わりではなく、学校・地域・保護者・教育委員会が継続的に課題を共有しながら検証と改善を積み重ねていく視点が重要です。

そこで伺います。

学校統合後、現在どのような運営上・教育上の課題を把握しているのか。

学校現場・保護者・地域から出ている意見や課題についてどのように整理して分析しているのか。

今後学校運営についてどのような形で検証し、改善を進めていく考えなのか
その3つについて教育委員会の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 保護者・地域からのご意見につきましては、学校においては学校内で校長、教頭、また学年代表などのメンバーを中心に学校運営についてということで立案・検討しております。そこで、通学面、学習面、

生活面ということで区分をしながら担当教員を置きながら常に分析をしながら学校の状況に応じて優先順位や改善・検討を行いまして、その内容を地域住民などが参画をしている学校運営協議会、コミュニティスクールの制度も活用しながら、そこでも検証・改善を進めていくというような形でそれをP D C A回していくというような形で考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。学校運営協議会でP D C Aを進めていくという答弁を聞きました。

ただ、現在北小学校は、開校したばかりで保護者の意見を集約するP T Aなどの組織もまだ立ち上がってない状況です。そうすると保護者の意見は個別には集まると思いますが、色が濃くなっていくと思うんですね。一方的な意見ができる方たちだけが意見をしていくというのになるので、色濃くなる意見が集約していると思います。それが保護者全体の意見なのか、一部の意見なのか整理する場もないと思います。学校運営協議会だけでなく、保護者の声を集約して学校運営へ反映していく仕組みはどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 学校運営協議会だけではなく、保護者の声を集約して学校運営を反映していく仕組みの一つとしては、P T Aが考えられます。明和北小学校のP T Aにつきましては、これは昨年度からの計画どおりなんですけれど、年度後半からの活動開始に向けまして、今月には役員候補を決めて9月に設立総会の予定ということで学校から聞いております。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。P T Aについては今年度の後半から設立に向けて進めていくということですね。

学校運営協議会に加えて保護者の声を集約する仕組みが整っていくことは本

当に大事だと思います。また、これまでの答弁の中でも課題を集める、整理する、優先順位をつける、改善する、PDCAですね、基本的には。この流れの一定的な考え方を確認することができました。私としましては学校統合が完成して終わりではなく、これからも継続的に改善していくことが重要だと思っています。

そこで、最後に統合によって新しい学校が整備される一方で、既存校との教育環境のバランスについて伺います。

今回の学校の統合に伴い、新しい学校環境が整備される一方で、既存校と教育環境の差についても考えていく必要があると思っています。

また、児童数が減った斎宮小学校については、人数減による教育環境、学校運営上の課題・子ども同士の関わり方・教職員の配置など別の課題も出てきているのではないのでしょうか。

これも先日視察で伺った石川県の加賀市です。石川県の加賀市では、モデル校をつくるのではなく、各学校の地域性・子どもたちの実情・学校ごとの特色を生かしながら、それぞれの学校が教育をつくっていくことを重視していました。学校間の差を単純に一律化するだけではなく、それぞれの学校が持つ地域性や特徴をどう生かしていくかという視点が今後重要になります。

そこで伺います。

学校統合後の各学校の教育環境の変化をどう把握しているのか。

児童数増加による教育面・運営面への影響についてどう分析しているのか。

児童数減の斎宮小学校については、どのような課題認識を持っているのか。

学校間で教育環境や教育機会に差が生まれないよう今後どのように対応していく考えなのか教育委員会の考えを伺います。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 各学校の教育環境の変化につきましては、児童・保護者・地域住民、また現場の職員や関係事業者など学校運営に関わる全ての方々の声を基に把握に努めてまいりたいと考えております。

児童数増加の教育面につきましては、教育への影響につきましては、多くの児童や教職員を含む多くの大人と出会うことで人間関係の選択肢が広がるということ、または大人数でしかできない活動もあるということから、活動が多様化・活性化するかなというふうに考えております。その一方で、人間関係の形や数が増えるということで、複雑化をしてトラブルが発生しやすくなるということも懸念されます。

運営面につきましては、施設設備の不足、教職員の多忙化という懸念が考えられます。

児童数が減少した斎宮小学校ですけれど、児童数減に伴いまして教職員の数も減っております。職員1人が担う業務の数ですね、量ではなく数が増えるということで、それが一つの影響であるかなということで考えております。

学校間で教育環境や教育機会の格差の対応としましては、学校の規模や課題に応じた人員配置、あと教育内容につきましては、各校でカリキュラムを統一するカリキュラムもありますし、逆に、学校の特色を生かしたというので、個別のカリキュラムというような考え方、それを複合的に使いまして、また教員の学校間の交流があったり、また指導主事、今年から2名にまた戻りましたけれど、定期的な学校訪問、指導によって、差をなくしていくというようなことで考えております。

また、含めて、ハード面、教育・施設・設備の整備も考えていきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

加賀市の学校がその学校ごとに物事をつくっていくという考え方というのは、教育長も一緒に行かせてもらって、話聞かせてもらったんで、そのときに話させてもらっている中に、明和町の中にもそれだけのある程度のコンテンツはあるんやと。その使い方であったり、そのときの時に応じた、その場合に応じたという使い方で物事としては変えていくことができるというような話もその

ときさせてもらったので、少しその辺では、物としてはそろっているということ
とで安心している部分でもあります。

今回の答弁では、児童、保護者、地域住民、教職員、関係事業者など、学校
運営に関わる全ての方の声を基に把握しているとのことでしたので、ただ、そ
こで確認していると、その声をどのような方法で集めるかという点が少し思い
ます。

現在、明和北小学校、開校したばかりで、保護者の意見を集約するPTAな
どの組織もまだ立ち上がっていない状況です。個別に寄せられる意見は把握で
きていても、それが保護者全体の意見なのか一部の意見なのかを判断すること
は難しいと思います。

教育委員会として、課題や意見をどのような仕組みで収集・分析し、優先順
位をつけているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） ご指摘のとおり、明和北小学校は開校したばか
りということで、まだまだ意見集約が途上の段階にあるかなというふうに思っ
ております。個別の声が全体の声であるかというような見極める必要もござい
ます。今後、保護者アンケートとか学校運営協議会を定期的に開催し、また、
今後設立する予定のPTAからも広く意見をいただきまして、これらをまずは
学校で1年、その後、学校運営協議会とか、あとはそのPTA等で整理をしな
がら、最終的には、教育委員会も含めて総合的に判断をしていきたいと考えて
おります。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 学校統合の様々な課題については、保護者やアンケート、
学校運営協議会、今後設立していくPTAなど活用しながら課題を収集してい
く、整理していく。教育委員会として総合的に判断していくという考えを確認
することができましたので、よかったです。

学校統合は、完成したから本当終わりではなくて、これから出てくる課題に対して改善を積み重ねていくことがもっと重要です。今後も現場の声を丁寧に拾いながら、子どもたちにとってよりよい教育環境づくりに努めていくことを要望いたします。

それでは、少し変わって、明和北小学校では洋式トイレを中心とした新しい環境が整備されています。一方、既存校の斎宮、明星小学校は、現在も和式トイレが多く残っていると聞きます。家庭環境との違いから、子どもたちが学校でトイレを我慢しているという声が多く、また最近聞きました。

現在、家庭では洋式トイレが一般となっており、和式トイレは日常的に使用する機会が少なくなっているということで、そのため、和式トイレを使えないことで学校で我慢してしまい、体調面や精神面の影響につながる可能性があるかなと思います。そこで、伺います。

既存校におけるトイレ環境について、現在どのような課題認識を持っているのか。児童や保護者から意見・要望についてどのように把握しているのか。学校統合に合わせて、既存校のトイレ環境改善を同時に進めなかった理由をどのように整理しているのか。今後、既存校や洋式化の環境改善についてどのような計画を持っているのか。これがよくいろいろな議員さんの質問でもあったと思います。ただ、北小学校は、開校されてからその中でも差が生まれていると思いますので、その部分について、今の現状としてのどういうふうな思いがあるのかお聞かせ願います。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） まず、4点ご質問いただきました。

1点目の既存校におけますトイレ環境の課題認識につきまして答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、多くの家庭や一般家庭におきまして洋式トイレが普及しており、子どもたちが日常的に和式トイレを使用する機会が減少していることは、十分に認識をしております。

新設をされました明和北小学校は、洋式化を中心とした快適な衛生環境を備えている一方、既存校であります斎宮小学校及び明星小学校においては、依然として和式トイレの割合が高く、児童が使用をためらったり我慢したりすることが体調面や精神面に影響を与えかねないという点においては、教育環境における重要な課題と捉えております。

2点目の児童や保護者からの意見・要望の把握につきまして答弁いたします。

学校のトイレ環境に関しては、PTA関係や保護者、また学校の定期総会や各種意見交換の場などを通じまして、日常的に「洋式化を進めてほしい」と、「子どもたちが学校のトイレを使いづらがっている」といった切実な声をいただいております。

また、実際の教育現場のニーズを的確に把握させるため、学校長や教職員へのヒアリングを随時実施しており、衛生面の管理向上や児童の健康管理の観点からも、早期の環境改善を求める現場の声をしっかりと把握しているところでございます。

○議長（辻井 成人） 一番最初は、既存校におけるトイレ環境についてのことで聞いただけで、あと2番目はまだ違う。

○10番（山本 章） 一問一答ですから、一問一答なんでまとめて1個にしてもらえると、一番ありがたかったんですけれども、すみませんでした。

○議長（辻井 成人） どうぞ、山本議員。もう山本議員からこうやってできるようにしたってください。

まず、トイレ環境について、質問があるところを全部言うたってもうたら、4番あったら4番、3番まででも、4番までもよろしいですから。

○10番（山本 章） そうですか、分かりました。

そうしましたら、今、さっき、児童や保護者の意見・要望については把握されているのかというところは答えていただいたなと思いますので、学校統合時に合わせて、既存校のトイレ環境改善を同時に進めなかった理由をどのように整理しているのかお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） すみません、最初に通告をいただいておりますので、ちょっと焦ってしまいまして、2つ一遍に付け足して答弁してしまいまして、申し訳ございませんでした。

理由の整理につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

学校統合と既存校の環境改善が同時に進まなかった理由につきまして、ご説明をさせていただきます。

既存の斎宮小学校、明星小学校におきましては、単なるトイレの部分改修にとどまらず、校舎全体の老朽化に対する長寿命化工事、改良工事の大きな枠組みの中で、計画的かつ一時的に整備を進める方針を取ったため、時期にずれが生じたこととなりました。

厳しい財政運営の中で、各校の教育環境を均等かつ持続可能な形で底上げしていくための平準化を図った結果としまして、ご理解いただきたいというふうに存じます。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

そうしたら、今後、既存校の洋式化や環境改善について、どのような計画を持っているのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） 今後の見通しにつきましては、現在、斎宮小学校及び明星小学校の長寿命化工事で、令和8年度で設計を行い、令和9年度、10年度で工事を行う予定でございます。

この設計期間内において、現場の教職員や児童・保護者の要望を丁寧に吸い上げをしまして、具体的なトイレの仕様や配置、洋式化の割合などを決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

長寿命化改良工事の中で計画的に進めていく考え方については、理解しました。

また、令和8年度に設計、令和9年度から10年度に工事を予定しているということも確認できました。

ただ、一方で、子どもたちは今も毎日学校に行って、生活を送っています。トイレを我慢することが健康面や学校生活に影響するのであれば、工事完了を待つだけではなく、それまでに何か部分改修であったり、洋式化の前倒しなどできることが本当はないかという視点を持っていただけるとありがたいと思います。

学校統合によって新しい環境が整う一方で、既存校との環境差による不公平感が生じないように、可能な限り早い環境改善についても引き続き検討していただくことを強く要望いたします。

それでは、2つ目の跡地利用、維持管理の地域連携について。

学校統合によって閉校となった施設は、今後、地域にとって大きな課題になっていきます。これまで、学校は地域コミュニティー、防災拠点、地域活動、子どもたちの居場所として多くの役割を担い、地域住民やPTAによる草刈り、清掃、見守りも自然と行われてきました。しかし閉校後は、管理主体・維持管理費・防犯面・老朽化対策など新たな課題が生じます。

そこで、先日、これも行政視察で行かせていただきました石川県かほく市の視察では、屋内施設です。屋内の公園とイメージしてもらえばいいです。その「かほっくる」について説明を受けました。そこに年間30万人が来場します。かほく市の人口、3万6,000人です。明和町の1万人ちょっと多い1万2,500世帯ということなので、3,000世帯ぐらい多い町です。そこに30万人来場します。そのうちの約3分の2が市外から来るということです。単なる子どもの遊び場ではなく、「子育てしやすい町」「住みたい町」というブランド形成にもつながり、移住定住や出生率の向上にも一定の効果が出ているとのことでした。

学校統合後の跡地利用についても、単なる施設維持・管理ではなく、地域コミュニティ・子育て支援・防災・地域交流・人が集まる場所として、「未来への投資」という視点を持ちながら考えていく必要があります。そこで、伺います。

現在、閉校施設にどのような維持管理体制を取っているのか。

地域との協議や意見交換はどのように進めているのか。

防災・地域利用・民間活用なども含め、今後どのような跡地利用を検討しているのか。

閉校後も地域コミュニティとのつながり維持をしていくために、どのような考えを持っているのか。

学校跡地は単なる空き施設ではなく、地域の歴史や記憶が残る場所でもあります。行政だけで方向性を決めるのではなく、地域に対してなぜその方向性なのか、どのような未来を目指しているのかを丁寧に説明しながら、地域とともに未来像を描いていくことが必要です。

また、地域との窓口が単年度で役員が変わる自治会だけになってしまうと、議論や挑戦が止まり、施設だけが残ってしまう可能性があります。だからこそ、継続的に地域と関わりながら、新たな跡地利用を考える事業者や団体、地域住民、行政、この三者が常に対話して課題を共有し、一緒に地域をよくしていくための通年で動ける窓口体制が必要ではないかと考えます。

跡地利用は単なる施設の活用ではなく、地域コミュニティ・防災・子育て・交流人口・移住定住など、これからの地域づくりそのものに関わる課題です。

地域と民間と行政のバランスを取りながら、長期的な視点で丁寧に進めていく必要があると考えますが、以下について、町の見解を伺います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 山本議員から、跡地利用、そして維持管理の地域連携についてのご質問をいただきました。

学校統合により閉校となった施設は、これまで子どもたちの学びの場であるとともに、地域の皆様が集い、地域活動や防災面での重要な役割を担ってきた場所でございます。

そのため、閉校施設は単なる空き施設ではなく、地域の歴史や思い出、地域コミュニティのつながりが息づく大切な資源であると認識しております。

一方で、閉校後の施設につきましては、維持管理費や防犯対策、老朽化への対応などさまざまな問題があり、適切な維持管理を行いながら今後の活用を進めて必要があると思っております。

また、跡地利用につきましては、防災機能の確保、地域活動の場としての活用、民間事業者による利活用など様々な可能性が考えられますが、施設ごとに立地条件であるとか、建物の状況、それから地域の状況、実情も異なることから、それぞれの特性を踏まえながら現状進めていく必要があると思っております。その際には、行政だけで方向性を決めるのではなく、地域の代表である自治会を基本的な窓口としながら、必要に応じて地域のスポーツ団体や関係団体とも情報共有を図り、地域、事業者、行政が課題や将来像を共有しながら進めていくことが重要であると考えております。

今後も地域コミュニティともつながりを大切にしながら、施設の特性や地域の実情を踏まえ、それぞれの施設が地域の活性化や新たな価値につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） すみません、1点目のご質問の詳細のほうは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

現在、閉校施設についてどのような維持管理体制を取っているのかというご質問でございました。

閉校施設の維持管理につきましては、施設そのものの管理、貸出し、緊急修

繕、鍵や備品の管理など、施設管理に必要な対応を社会教育課において行っております。

また、地域行事やスポーツ団体等による利用希望がある場合には、団体の状況を確認しながら、地域住民の皆様のスポーツ活動や避難所としての機能を維持するために、条例に基づき、貸出しや暫定的な利用を継続している状況でございます。

閉校施設は、学校としての役割を終えた後も地域活動や既存団体の利用、防災面での位置づけなど、様々な要素が関係をいたします。

そのため、日常的な維持管理については社会教育課のほうで対応しつつ、跡地利用や地域との調整に関わる事項につきましては、まちづくり戦略課をはじめ関係課と連携しながら、対応しているところでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 私からは、2点目、3点目、4点目についてお答えさせていただきます。

まず、2点目の地域との協議や意見交換はどのように進めているかということに関してですけれども、跡地利用を進めるに当たっては、町が一方向的に方向性を決めるのではなく、地域に対して、なぜその方向性で進めるのか、どのような課題があるのか、地域にどのような影響があるのかなどを情報共有することが重要であると考えております。

そのため、地域の代表である自治会を窓口としながら、地域のスポーツ少年団や関係団体とともに情報共有や話し合いを行っております。

今後も、地域の皆様と意見交換をしながら、地域の不安や課題を把握して、跡地利用の検討に反映してまいりたいと考えております。

次に、3点目の防災・地域利用・民間活用なども含め、今後どのような跡地利用を検討しているのかということに関して、閉校施設は町が全て直営で維持管理し、新たな事業を行っていくということは、財政面や人員面からも大きな課題でございます。

そのため、民間の知恵や運営力を活用しながら、町の負担を抑えつつ、地域にとって価値のある持続可能な使い方を検討していく必要があると考えております。

ただし、民間活用を進める場合であっても、地域への配慮、防災面、既存利用との調整、安全対策、交通とか駐車場とか騒音とか、そういった周辺環境への影響などを十分に確認する必要があると考えています。

また、子育て支援や地域交流、にぎわいづくり、移住定住につながる視点も重要であり、他の自治体の事例も参考にしながら、地域の実情や施設の条件に合った無理のない持続可能な活用方法というのを考えて、検討もしてまいります。

跡地利用は、単に施設を埋めるという考え方ではなくて、防災や地域利用、子育て、交流、地域活性化などを総合的に見ながら判断していく必要があると考えております。

次に、4点目ですけれども、閉校後も地域コミュニティとのつながりを維持するために、どのような考えを持っているのかということに関して、学校の跡地というのは、地域の歴史や記憶が残る大切な場所であると同時に、これから地域づくりにつながる大切な資源でもあるという考え方を持っています。

閉校後も地域とのつながりを維持するためには、事業者が関わる場合であっても、導入前の説明だけで終わるのではなく、導入後も地域からの意見や課題を受け止め、必要に応じて地域と事業者と行政が情報を共有できる形を整えていくことが重要であると考えています。

また、施設の使われ方や周辺環境への影響など、運用が始まってから見える課題もありますので、地域との関係性が一過性というものにならないように、継続的に確認しながら進めてまいります。

町としましても、地域に対して、なぜその方向なのか、どんな課題があるのか、未来像はどこを目指しているのかというところを地域とともに跡地利用を考えて、進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

一番最初の維持管理の部分で、もう実はあれですよ、大淀小学校でいうと、先日、実はこのぐらいの時期ってPTAで草刈りとかってしているはずのときに、もうそれができないからというので、シルバー人材を投入してもらったというように聞かせていただきましたので、ありがとうございます。もうそのようにして課題が生まれていること、課題に対して今までどおりにいっていないということがこう見えてきているのが現状としてあります。その中で、先ほども言われていました。自治会を基本的には窓口としながら、地域、事業者、行政が課題を共有していくというふうな話で答弁を聞かせていただきました。

ただ、この中で私が懸念しているのは、跡地利用というのは単年度の話ではなくて、5年後、10年後、地域づくりそのものに関わる話だということです。自治会ももちろん大切な組織です。ただ、役員が一定期間で交代していきます。そこで、伺います。

最終的にこの跡地利用の方向性は、誰がどこでどのような議論を経て決定をしていくのか教えてください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 跡地利用の方向性につきましては、町の公共施設である以上、もう最終的には町が判断していくものと考えております。

自治会との関係につきましては、自治会だけでなく、地域の意見を決定するという意味ではございません。自治会だけで意見を決定すること、そういう意味ではございません。自治会は、生活環境であるとか、防災、地域の行事など、地域全体に関わる情報共有を行う大切な地域組織であり、学校跡地の活用は周辺にお住まいの方々の生活環境や安全面にも関わることから、自治会との情報共有というのは重要であると考えています。

一方で、跡地利用は自治会だけで完結するものではなく、実際の施設を利用

されるスポーツ少年団や関係団体、新たな活用を検討する事業者など、それぞれの立場からの課題や調整もございます。

そのため町といたしましては、自治会との情報共有を大切にしながら、関係団体や事業者とも意見交換を行い、地域の不安や課題を回復してまいりたいと思っています。

その上で、施設の状況、維持管理費、防災面、既存利用との調整、事業者からの提案内容、周辺環境への影響、それから財政負担など、総合的に整理し、必要な手続を経て、町としての方向性を判断してまいりたいと思います。

したがって、何度も言うようにですけども、自治会だけ、事業者だけ、行政だけで決めるものではなく、関係する皆様と課題を共有しながら、町が最終的に判断し進めてまいります。

跡地利用は、5年後、10年後、地域づくりの関わる重要な課題でございますので、なぜその方向性で進めるのか、どのような課題があるのかというのを丁寧に情報共有しながら、持続可能な跡地利用となるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

山本議員。

○10番（山本 章） 町長、ありがとうございます。

町が最終的には判断するという理解はしました。

それと、公共施設である以上は、最終的には町が持つべきなのかなと思っています。

ただ、一方で私は、誰が決めるか以上に、誰が継続的に議論するのが重要だと思っています。自治会も役員代わります。行政も担当者が代わります。議員も町長も選挙があります。だからこそ、地域住民、関係団体、事業者、行政の継続的に議論できる場や協議体のようなものが必要ではないかと思いますが、そのような考えは町長、どうされますか。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 主体がいろいろ代わっていくのは仕方ないことだと思うんですけど、ある主の筋はきちんと通していったほうがいいかなというふうに思います。先ほど議員が提案された協議体というものも、一つの地域をまとめていく、それから、これから５年後、１０年後、どういうふうにこの明和町のまちづくりをしていくかということに対しては、そういうことに主体的に考えてみえる方に集まってもらって、意見を聞く場があっても、私はいいかなというふうに思っております。

○議長（辻井 成人） 山本議員。

○10番（山本 章） ありがとうございます。

僕も最終的に、本当、学校の跡地利用というのには、何を入れるかとかどの事業者が入るかという話をしたいわけではないんです。今回の学校統合によって生まれた跡地は、単なる空き施設ではなくて、地域の歴史や記憶、そして未来が詰まった場所だと思っています。だからこそ私は、誰が決めるかだけではなくて、何が地域の未来を考え続けるのかが大切だと思っています。

実際に、私の地元、大淀では、期待の声もあれば、不安の声もあります。車が増えるのではないかと、漁業への影響はないのかとか、地域の環境は守られるのか。そうした様々な声が出てくるのは、この地域の皆さん、この場所を本当に大切に思っているからだと思います。

自治会も大切です。行政も大切です。民間事業者も大切です。しかし、それぞれが単独で考えるのではなくて、継続的に対話しながら地域の未来を描いていく、その仕組みこそが必要だと思います。

今回、町長から、その必要性について前向きな答弁、いただきました。ぜひ今後の跡地利用の中で具体的な形として進めていただくことを期待しております。

そして、最後の最後に、学校統合は学校をなくす事業ではなくて、地域の未来をつくり直す事業だと思っています。その視点を持ちながら進めていただくことを皆さんにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で山本章議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

50分まで、お願いします。

（午後 2 時 37分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 51分）

3 番 北岡 泰 議員

○議長（辻井 成人） 5 番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「安心・安全のまちづくり」と「森井教育長の教育方針を伺う」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（3 番 北岡 泰議員 登壇）

○3 番（北岡 泰） 発言のお許しをいただきましたので、早速質問を行わせていただきたいと思います。

今回は、安心・安全のまちづくりと、また、教育長が新しい教育長になられ

ましたので、教育長のお考えを確認させていただきたいなと思って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、安心・安全のまちづくり、災害はいつ起こるか分からないというのが現状であり、地震予知も不可能であるというのも常識となってまいりました。今から新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）、避難者等の通信確保、避難所の環境改善、また、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進の４点について質問をさせていただきます。

いざというときのために、しっかりと準備を怠らないのが町行政の責務であると思いますので、まずは、基本的な下村町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 北岡議員からのご質問にお答えします。

災害はいつ起こるか分からず、特に地震については予知が困難であるというのが現状です。いざというときのために、平時から準備を怠らないことが行政の責務であるというご指摘は、まさにそのとおりであると思っております。

災害対応においては、何よりも事前の準備が重要であり、日頃からの備えにより被害を最小限に抑えることができます。町といたしましては、町民の皆様生命と財産を守るため、防災・減災対策に全力で取り組んでいく所存です。

また、災害の被害を軽減するためには、行政による公助だけではなく自分の命は自ら守る自助、地域で支え合う共助が不可欠です。そのため、本町では総合防災訓練をはじめ、地域での小中規模の訓練であるサバイバルアクションを通じて、実際に住民に防災に関する訓練を実施し、町民の皆様に防災への理解を深め、備えていただく取り組みを進めております。

さらに、地域防災懇談会を各地区で開催し、自治会長や民生委員など災害時のキーマンとなる方々との懇談や意見交換を通じて、地域における防災力の向上に努めております。

これらの訓練や懇談会を通じた広報・啓発活動に加え、災害対応に当たる職

員についても、図上訓練や研修などを通じて、災害時に迅速かつ主体的に行動できるよう取り組みを進めております。

今後も、自助、共助、公助の3つの柱を大切にしながら、町民の皆様と一体となって、災害に強い安心・安全なまちづくりに全力で取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） これから4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）についてお伺いをいたします。

令和4年6月閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、防災、健康・医療・介護、教育などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置づけ、令和7年度までに実装することを目標とされました。

これに基づき、内閣府防災では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し共有することが可能になることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームを令和7年12月までに構築完了することを目指しておられました。

令和5年度事業において、災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報をEEI（災害対応基本共有情報）として定めるとともに、防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を構築されました。これは先ほどのことです。

令和6年4月より運用を開始したこの新総合防災情報システム（SOBO-WEB）は、各省庁、地方自治体等の約1,900機関が利用し、EEI（災害対応基本共有情報）に基づき情報を集約するもので、内閣府のISUT（災害時情報集約支援チーム）に限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関間における情報の利活用拡大を目指しています。

このISUTが作成する地図の3つの特徴を言わせていただきますと、1つが、災害対応に必要な情報を集約できるということです。2つ目が、情報を重

ね合わせ、ニーズに応じた地図を作成することができる。3つ目が、新総合防災情報システムで災害対応機関に共有ができるということになっております。

この新総合防災情報システム（SOBO-WEB）は、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としています。

新総合防災情報システムでは、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムの操作性や扱うデータ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

そこでお伺いをいたします。

明和町として、この新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利用により、災害対応へどのような効果があるか伺います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 当該システムにより、これまで国・県・町といった各階層、医療・福祉・道路・避難所といった各分野、そして各機関がそれぞれ管理していた情報が一元管理されることで、町内はもちろん、受援のための町外の情報収集も容易になり、円滑な被災者支援に資する効果があると期待しています。

一方で、このシステムの効果は各分野・各機関の情報入力精度や速度に依存するものでありまして、広範囲に及ぶ甚大な災害でいまだこのシステムが活用されることがないため、現時点で具体的な効果があるかを図ることは難しいと考えています。

また、明和町が他市町の支援をする場合等においても、同様に効果はあると思います。それは活用できるものと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） では、明和町として、この新総合防災情報システムの利用

を効果的に利用するために、対応する部門の構成は今どうなっているかお伺いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 基本的に、明和町がこの新総合防災情報システムに直接入力をすることはありません。これは、現在三重県への災害状況等の報告に用いております三重県防災情報システムと、こちらの新総合防災情報システムが連携しておりますので、町が直接入力する必要はないことは確認しております。

町が活用するケースといたしましては、他機関が入力した情報を収集することが主になると思います。各担当課においては、道路であれば、例えば、くしの歯防災システム、医療であれば、広域災害・救急医療情報システム、E M I Sと呼ばれるものです。保健福祉分野であれば、災害時保健医療福祉活動支援システム、いわゆるD24Hなど、それぞれのシステムが運用されておまして、それらを基本に活用することとなります。

一方で、新総合防災情報システムは、物資担当が道路状況を確認したいとか、避難所担当が医療情報を確認したいといった直接の担当分野ではない情報を確認する際には大変有効なシステムと考えております。あえて担当を定めるのであれば、総務課の情報担当となるのかもしれませんが、基本的には対応する部門を定めるのではなく、災害対策本部内で誰もが確認できる体制が重要だと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） では、このS O B O－W E Bの利用で、各地域の細やかな情報が書き込まれるようでございますが、個人情報の扱い、これについて、どのように整理しているのかお伺いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 先ほど申し上げましたとおり、町として直接入

力することはございませんので、個人情報等の入力に関し、町で何らかの整理をしていることはございません。

ただし、県の防災情報システムに入力する時点では、原則として被害情報は報道機関等への提供も含め公表される情報となっておりますので、もちろん個人が特定できる情報はそもそも入力しないものとしております。

また、ほかのシステムからの連携による情報につきましては、それぞれのシステムに規定があると思いますので、それに従って適切に判断されているものだと考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございます。

では、次に、災害発生時における避難所等の通信確保についてお伺いしたいと思います。

能登半島地震では、地中に埋設された光ケーブルなどの回線が地面の亀裂や陥没、土砂崩れで断線し、電線も断線するなどして多くの基地局が機能を失い、救助や復旧作業に甚大な影響が出ました。道路の寸断や土砂崩れにより孤立した集落などでは、通信が途絶えることによって、いつ食料が届くのか、水道、電気、ガスなどの復旧はどうなるのかという生活する上での必要な情報が届かない事態となり、また、孤立集落の被災状況も不明となってしまいました。

各通信会社は、能登半島で様々な方法で通信を試みました。NTTドコモとKDDIは、1月6日、それぞれの基地局設備をNTTグループ会社の海底ケーブル敷設船に設置し、輪島市沖に派遣、海上基地局から沿岸部の町野町地区や大沢町地区に電波を届けました。

一方、空からアプローチしたのがソフトバンクで、無線中継装置を搭載したドローンを飛ばし、輪島市門前町の一部エリアで電波を届けました。このドローンは、地上の電力装置とケーブルをつなぎ、給電しながら長時間、4日間連続で飛行ができるというものでございました。

こうした中、今回の通信復旧に最も貢献したのがスターリンクでした。スタ

ーリンクは、アメリカのイーロン・マスク氏率いるスペースXが提供する通信衛星を用いたインターネットサービスです。このスターリンクを活用したのがKDDIで、同社は1月7日、スターリンクの専用アンテナ350台を無償提供し、役所、消防隊拠点、避難所など各所に設置をしました。日常的なデータ通信のほか、インフラ事業、オンライン診療などに役立てられました。断線した光ケーブルの代わりの回線として自社で使ったり、自衛隊、自治体、電力会社などに提供したりした分を合わせると約700台が活用されました。

ソフトバンクも、珠洲市役所、能登町役場、輪島市役所などにスターリンクの機材を設置し、100台以上を無償で提供しました。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書では、発災当初の通信途絶が生じている間、通話やデータの送信等が困難で意思疎通の手段に制約が生じた一方、衛星インターネットの活用により通信環境の改善が図られたとあり、実施すべき取り組みとして、衛星通信設備、公共安全モバイルシステム等の導入、活用及び速やかに使用できるよう平時からの訓練等について検討すべきであるとしています。

なお、公共安全モバイルシステムとは、携帯電話技術を活用した公共機関向けの無線システム、平時は携帯電話として使用でき、災害発生時には各機関内及び機関間の連絡・情報共有に活用できるものがございます。

そこでお伺いをいたします。

先ほど言ったのが、こういう装置が様々にあるということです。この公共安全モバイルシステムの利用事例が様々に総務省のほうで発表していただいております。

利用事例1が、アプリによるグループ・トランシーバー機能というのがあるそうです。

利用事例2として、地図機能をアプリを活用した被害状況の把握等に使えるそうです。

利用事例3、汎用ウェブの会議やアプリを使った被災状況の共有というのが

できるそうでございます。

利用事例 4、避難所間等でのインターネット接続に使えるそうです。

利用事例 5、汎用ウェブの会議、アプリを用いた映像伝送もできるそうでございます。

利用事例 6、チャットアプリ、グループウェアを用いた情報管理、他の機関との連携等もできるという優れたものでございます。

今回の災害を契機として、今後の大規模災害発生時における避難所等の通信確保のため、指定避難所等への衛星インターネット機器等の新技術の導入が望まれますが、技術の進展に応じた新しい通信サービス・機器についてのその迅速な立ち上げと継続的な運営を地域が自ら円滑に行えるよう、新しい通信技術に関する訓練、機器の設置、設定維持・管理等を修了した者や無線従事者免許取得者等、地域ごとに無線技術に知見のある者を中心とする体制整備、仮称で通信復旧支援チームと言うそうですが、これらを行い、発災時に通信設備の被災状況把握や通信環境確保等を迅速かつ継続的に行う取り組みを検討すべきであると思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 情報通信手段の発達と多様化に伴い、災害時の通信確保は年々大きな課題となってきました。本町においても、昨年度、松阪地区医師会様からの寄贈により衛星通信機器スターリンク 1 台の導入を行いました。

一方で、ランニングコストや電源の確保を考えますと、広く指定避難所に導入することは難しい状況にあります。そのため、現在は移動系防災無線を拠点避難所に導入し、災害対策本部との通信確保を図っているところでございます。

また、松阪ケーブルテレビステーション様との協定により、地域 BWA と呼ばれる無線通信回線の確保も行っており、これらを用いることでインターネット環境の確保ができるものと考えております。

一方で、通信技術の進展は目覚ましく、本年 4 月からは、ソフトバンク及び

N T T ドコモもスマートフォンからスターリンクに直接接続するサービスを開始しておりまして、楽天モバイルにおいても本年中に高速インターネット通信サービスを提供開始予定と発表されております。

ご指摘いただきました通信復旧支援チームの体制整備は、地域の防災力向上という観点から有意義な提案であると認識しております。ただし、現時点では新たにハード整備を行うのではなく、通信各社によるサービスの充実を活用しながら、既存の通信機器を最大限に活用することを基本としたいと考えております。発災後には、受援等により通信の確保を図りたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

北岡議員。

○3番（北岡 泰） 今、現状できるのは、新しく導入するのは予算がかかりますので、そこら辺は大変だと思うんですけども、新しい技術をどんどん導入しながら皆さん方の情報共有ができるように、今回の台風での長い停電、ああいうものも情報が早く取って流すことができるように、何か手段があるということとは想像に難くないと思いますので、ぜひ様々なことを検討していただくということが大切かなということで、今回紹介をさせていただいたところでございます。

あと、外国人旅行者が増えている状況の中、これは日本国内でございますが、これから観光で力を入れて外国の方々にたくさん来ていただこうという思いがあると思うんですけども、外国人にとってはインターネットによる情報収集がメインであることから、通信確保の優先度を上げた対応が必要であると思います。このことについても、取り組みがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 通信確保については、避難所等の防災拠点となる施設については、先ほど申し上げたとおり対応を行っておりますけれど、それ以外の施設及び屋外等における通信確保は優先順位が大きく下がると考えております。発災後には、帰宅困難者への情報提供等に努めますが、携帯電話の

基地局が使えなくなった後は、外部からの大規模な支援がない限り、スマートフォンによる衛星通信等をご活用いただくか、通信環境の提供が可能ないずれかの施設にお越しいただくことになると考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） そういうことも検討をぜひ進めていっていただいて、観光客もだんだん増えてくるという方向性で観光行政頑張るみたいでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難所の環境改善についてお伺いをしたいと思います。

私ども公明党は、これまで大規模災害時の避難所環境の改善につきまして、特に、TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の迅速配備やスフィア基準の導入を訴えてまいりました。

政府は、昨年12月に避難所の運営指針を改定し、被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人1基だったものを20人に1基と明記をしました。さらに、トイレの比率を男性用と女性用を1対3とするよう推奨し、入浴施設も50人に1つの基準を示しました。

また、避難所内の1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル（畳2畳分）とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指しています。

指針では、このほか、温かい食事を提供できるよう、地域内でキッチンカーを手配するなどの取り組み事例が紹介されています。

また、昨年11月に中央防災会議から、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書が出されました。その中で、国の応援組織の充実強化や被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練などを総合的に進めるとしております。

そこでお伺いをいたします。

昨年12月に改定されました避難所の運営指針で明記されましたスフィア基準

について、わが明和町での避難所におけるトイレ基準の在り方についてお伺いをします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町においては、トイレの総数確保は基本的に達成していると考えております。災害用に備蓄しておりますトイレ本体だけで370個余りを確保しておりまして、南海トラフ地震の理論上最大時の想定避難所避難者数7,700人に対して、おおむね20人に1基を確保しております。

また、地震で便器本体が壊れていなければ、袋をかぶせるなどして使用可能でございますので、スフィア基準で求められている20人に1基の基準は達成済みと考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 次に、スフィア基準に基づく入浴施設の基準の取り組みについて見解をお伺いします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） スフィア基準におきましては、入浴施設の基準につきましては、50人に1つとされておりまして、これを受けて国のガイドラインにも50人に1つとの記載があります。

一方、明和町には公共の入浴施設がありませんので、平時からの確保は非常に難しい状況です。入浴環境の確保には、入浴施設の数のみならず、男女別に区分できる環境、設置する土地、大量の水、石けん類や着替え、タオルなど多くの物資が必要となります。そのため、発災後には、国、他の自治体、自衛隊、民間事業者の支援をいただきながら、災害の規模にもよりますが、できるだけ早く衛生的に入浴いただける環境の整備に取り組んでまいります。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） では、スフィア基準に基づく避難所内の1人当たりのスペースを最低3.5平方メートルとし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指す取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご指摘の避難所収容人数につきましては、現在反映ができていない状況です。もちろん小規模な災害で収容人数に余裕がある時は3.5平米を基準に対応することになりますが、南海トラフ地震等の大規模災害を想定すると、避難所が全く足りない状況でございます。町内には避難所に活用できるような宿泊施設もございませんので、他市町への広域避難が必要な状態でございます。

昨今、三重県に対して広域避難の事前調整等に関して申入れを行っておりますが、現在まで具体的には進展していない状況でございます。

現在の収容人数は、通路等のスペースを除き1人2平米で計算しており、基準に達しておりませんが、この状況で収容人数を減らすということは適切ではないと考えております。引き続き、広域避難等に関する調整を進めるとともに、在宅で避難生活ができるような備えの啓発を重ねていきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございました。

政府では、被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度を検討しておりますが、明和町では積極的に取り組んでみえるのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 明和町においては、登録可能な車両を有しておらず、平時の利用が見込めない現状であるため、新たな導入は難しいと考えております。

また、仮に導入したとしても、液状化等で迅速に動くことが難しいほか、トイレトレーラーなどは頻繁なし尿のくみ取りが必要であるものの、その能力確保も困難ではないかと思われます。そのため、トイレについては簡易トイレと処理剤、キッチンについては拠点避難所における炊き出し用品の整備など、その場で完結する対策を進めることが先決と考えており、引き続き、こうした備

えの充実に取り組んでまいります。

なお、キッチンカーについては、明和町が過去に補助した民間事業者との協定を締結できないか模索していきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 答弁いただきましたけれども、キッチンカーとかトイレトレーラーとかランドリーカー、様々に今新しいものがどんどんできています。トイレトレーラー、ランドリーカーというのは、水を大量に消費しなくてもできる、水を循環しながら洗濯ができるランドリーカーとか、トイレも水を循環しながら使えるというトイレトレーラーとか、そういうものも開発されておりますので、ぜひそのようなものも含めて検討していただければなというふうに思いますし、この前、斎王まつりでたくさんのキッチンカーの皆さん方が来ていただいて本当にありがたいなと。遠方から来てみえるので、その方々に来てくれというのは難しいのかもしれませんが、そういう店の方々ともしっかりと協力ができるような連携をお願いしたいと思います。

次に、政府では、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設を検討しており、わが明和町で積極的に取り組むべきだと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 災害ボランティアは、災害時の復興に向けた非常に大きな力であり、ご指摘の事前登録制度は一定有効な情報であると考えます。町内の団体において登録の意向があれば、ボランティアを所管する福祉総合支援課とも連携し、登録制度の紹介をしていきたいと考えています。

一方、大規模な災害では、個人・団体を問わず被災地以外のボランティアを円滑に受け入れ、ニーズとのマッチングをいかに円滑に行うかが重要でございます。そのため、福祉総合支援課、社会福祉協議会、中間支援組織としての市民活動サポートセンターなどとも連携しながら、ボランティアセンターの運用管理体制の構築を徐々に進めてまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） では、次に、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についての報告書では、国や地方自治体等における災害応急対応について、孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の必要性を指摘しております。わが町では、あまり孤立するというようなところはないかも分かりませんが、そこら辺の計画はどんなふうになっているのかお伺いをいたします。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 現在までの国の調査におきましては、おっしゃいますとおり、明和町において孤立が想定される地区はないものとされております。

ただし、今年度、国が改めて調査を行うこと、県の南海トラフ地震の想定においても孤立地域に関する想定が発表される見込みであることから、それらを受けて改めて検討が必要になる可能性があります。

そのような状況でございますので、現在の受援計画は自治体応援職員、物資、ボランティアの受入れについて定めたもので、具体的に孤立を想定した計画とはなっておりません。町も参加する県全体の図上訓練や松阪地域の訓練、町においても図上訓練などで受援に関する内容は取り扱っておりますが、受援のみを対象とした訓練は実施しておりません。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 最後に、受援計画について、職員への計画内容の周知や受援計画に基づく訓練の実施等により、この実効性の確保が重要となっております。今回の能登半島地震では、国や関係機関などから多くの応援が入りましたが、計画に沿った迅速な対応が若干遅れた面が報告されております。

明和町にとって、あまりないという話だったんですが、どういう取り組みをこれからされていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 基本的に広域災害時の支援は個別の協定によるものを除き、国からのプッシュ支援なども含め県を通して受け入れることとなりますので、県の受援計画に基づいて策定するものと考えています。受援計画についても、新たな南海トラフ地震の想定が出そろえば、修正していく必要があると考えています。

一方、能登半島地震のような被災地が限定された災害とは異なり、南海トラフ地震のような大規模広範囲な災害時には、支援の手も不足することが容易に想像できます。ニーズに合わせた支援が届く状況ではない可能性が高いので、届いた支援をいかに効果的に活用できるかといった視点が重要だと考えております。そのため、町としての業務継続計画と合わせまして、災害時の受援担当の総務課と共に検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ありがとうございました。

では、4点目の最後、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてお伺いします。

災害時に地域住民の避難所となる学校体育館の防災機能強化の推進について質問させていただきます。

学校体育館は、子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。近年は全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっています。2018年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きています。

また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も、残念ながら増加をしているところでございます。

国際赤十字が提唱する最低基準（スフィア基準）の項目でも、避難所につい

ては、最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、このような問題意識から、安全・安心な教育環境と避難所の環境整備について大幅な加速が求められています。

2024年9月1日時点の全国の公立小中学校の空調設置率を今出していただいております。普通教室で99.1%、体育館の設置率につきましては、2018年の約1%から18.9%に上昇しているものの、まだまだ少ないと言わざるを得ません。わが町におきましても、体育館に関しては避難所指定箇所も含めると8か所中1か所、12.5%という実態です。

私ども公明党は、昨年12月11日、2024年度補正予算案をめぐる衆議院予算委員会の質疑の中で、党文部科学部会長の浮島智子議員が、学校体育館への空調整備について全国的に設置が進んでいない状況を指摘し、大幅な加速が求められると強調。自治体が円滑に整備を行うために参考となる事例を周知すべきだと訴えました。また、空調を整備する自治体への臨時特例交付金をめぐっては、空調設置と同時に断熱性確保を求めないなど柔軟な運用を要請、リーズナブルで効果的な断熱方法の周知も求めてまいりました。

こうして、2024年度補正予算では、学校体育館の空調エアコン整備に779億円が計上され、空調を整備する自治体への特例交付金の新設、また、関連工事を含めた費用の2分の1の補助などが確定しました。国の予算が確定されたわけですから、あとは我々自治体が連携して直ちに学校の空調環境を進めるときであると思います。その際、私が強調したい点がございしますが、それは、せっかく新たな交付金や補助金を活用して整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館のエアコンを設置すればよいという発想ではなく、わが町の学校体育館への空調整備は、空調効率の最適化や導入時のコストだけでなくランニングコストの比較、さらには、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に対する設備など、最新の技術や先進的な導入例につきましてしっかり研究し、比較検討をするべきだと思うわけでございます。

置換換気空調システムというのがあります。右のは、今やっている空調です。

室内の空気をぐるぐるミキシングしながら冷やしていく、暖めていくという感じなのですが、この置換式換気方式というのは、熱源をどんと、ミキシングするのではなくて外気を導入しながら、それを冷やしたり暖めたりして、自然と設置してある床からゆっくり吹き出して、自然対流によって上へ上がっていくという形でございまして、冷房は非常によく効く。暖房も下からゆっくりと上がっていきますので、空調能力が上がるということでございます。また、外気100%導入で窓開けによる換気が不要となり、短時間で冷暖房された空気が大きな体育館の隅々まで行き渡るようなものでございます。

また、災害時には、多くの場合、停電が想定されます。避難所となった体育館にエアコンがあっても停電で稼働しなければ意味がございません。電力の復旧が長期化する場合もあります。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと思います。その際、重油や軽油を燃料とする発電機よりも、災害時において比較的運搬しやすい、すなわち継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の一つだと考えます。

下村町長、このタイミングで、わが町の公立小中学校全ての体育館に空調設備を設置することを決意していただくわけにはいきませんかでしょうか。それは当然として、国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携して、まずは一刻も早く、この斎宮と明星小学校の体育館への空調施設を導入するための最新の技術や事例を参考にすべきだと思いますが、下村町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 議員ご指摘のとおり、学校体育館は児童生徒の教育活動の場であるとともに、災害時には地域の避難所として重要な役割を担う施設であります。近年、全国的に猛暑日が増加し、また、激甚化・頻発化する自然災害への対応として、先ほどから出ておりますスフィア基準に示される最適な快適温度、換気と保護を提供するという観点からも、体育館の空調整備は、教育環境の改善だけでなく避難所の強化という観点からも重要な課題であると認

識しております。

また、学校体育館の空調整備に対する特例交付金の新設され、関連工事を含めた費用の2分の1が補助されるということになったことは、本町にとって大変ありがたい制度であると受け止めております。

一方、本町の財政状況を鑑みますと、町負担分の確保であるとか、整備後の維持管理、ランニングコストなどを含めて慎重に検討する必要があります。したがって、現時点で全ての町内の小中学校の体育館に対して、一斉に空調設備を整備すると申し上げることはなかなか難しい状況ではございます。

しかしながら、今後の検討により空調設備を導入することとなった場合、単に従来型の空調設備を設置するという考え方ではなく、先ほど議員からもご提案のありました点を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと思います。

先ほどご提案いただいた置換空調方式、それから、外気導入で窓開け不要となり短時間で冷暖房された空気が体育館全体に行き渡る最新技術の導入、それから導入時のコストだけでなく長期的な運用経費の比較検討であるとか、2050年のカーボンニュートラル達成に向けた省エネ・再生可能エネルギーの活用、そして、停電時の対応としてガス発電機やガス空調設備など、継続したバックアップが期待できる非常用電源の併設についても、検討項目としていきたいと考えています。

ご指摘の斎宮小学校、明星小学校の体育館につきましては、国や県の担当部署と連携しながら、最新の技術や先進的な導入事例を参考にしながら、財政状況を勘案した上で、空調施設導入に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

併せて、他の自治体の先進事例や国の支援制度の活用方法について情報収集を行い、本町の財政状況の中でどのような整備方法が最も効果的であるのかということも関係部署と共に検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひ、先ほど山本議員も言われていました既存校と新しい学校の落差が激しすぎて、どうなっておるんやという世界になってきておりま

すので、ぜひ学校体育館だけでもちゃんと広くしていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、森井教育長の教育方針を、そんな立派なこと聞きませんので、肩の力を抜いておいてください。

まずは、教育施設の充実についてお伺いしたいと思います。

前任の下村教育長時代に、明和中学校、明和北小学校の施設整備が行われました。今年度、斎宮・明星小学校の長寿命化対策の設計に入るというお話を聞いております。教育現場の声をどのように反映されているのかお伺いしたいと思います。

まずは、私が思うに、斎宮小学校は生徒数が減りました。スペースの余裕ができました。トイレの数も生徒数に比べてある程度余裕もできました。ところが、明星小学校においては、まだ団地開発がどんどん進んでおりまして、また新しく家がたくさんあちらこちらに建っております。そういう意味では、明星小学校における、今足りないと言われている会議室やフリースペースの状況、これは一体どうなっているのかというのと同時に、新しい給食室を建設して職員トイレの設置導入検討時期はいつぐらいになるのか、そういうことをどう教育長はお考えになって課題として思ってみえるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（森井 義和） 教育施設の充実についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の教育方針の根幹は、子どもたちの安全・安心で意欲的に学ぶことができる教育環境の構築であります。前任の下村教育長が、明和中学校や明和北小学校の施設充実において築き上げられた実績をしっかりと継承しつつ、時代の変化や地域の要請に即した教育行政を推進していく所存でございます。

教育施設の充実に当たりましては、単なる建物の老朽化対策にとどまらず、これからの時代に求められた多様な学習スタイルに対応できるような空間づく

り、そして、教職員の働く環境の改善を同時に進めることが重要であると考えております。

今年度、設計に着手いたします斎宮小学校及び明星小学校のトイレ、LED工事等におきましても、教育現場の声を反映させることが重要であると考えております。両校の校長先生をはじめ、教職員とのヒアリングなどの場を設けて、管理上の課題などを丁寧に吸い上げていきたいと思っております。

明星小学校の具体的なことにつきましては、担当の社会教育課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） 明星小学校におけます会議室・フリースペース、給食室、職員トイレにつきまして答弁させていただきたいと思っております。

現在の明星小学校におけます会議室やフリースペースは、限られた校舎スペースの中で工夫して運用されているものの、GIGAスクール構想に伴う個別最適な学びや特別支援教育の充実という観点からは、必ずしも十分とは言えない面があると認識しております。新しい給食室の建設と職員トイレの設置導入検討時期につきましても、給食室の改築及び職員トイレの設置などにつきましては、教職員の労働環境改善や衛生環境の向上に直結する重要な課題と思っております。

これらの時期につきましては、今後の長寿命化対策の基本設計におきまして、具体的な配置や仕様を決定してまいりたいと思っております。施工時期につきましては、財政当局とも緊密に連携を図りながら進めてまいります。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 前任の下村教育長さんのときにもお話をさせてもらいましたけれども、とにかく給食室ががたがたで、職員さんのトイレの前ということで、職員トイレまで移動しながらご利用いただいている。そういう状況を現場を見て、お話を聞いていただきたいというふうに思いますし、長寿命化、今の建物をそのままの設計をするのではなくて、私は現場を見て、昔、自衛隊

の補助か何かをもらって防音関係で空調装置を入れるというふうなことを、結局は空調機器を入れられないので、建物だけ残ったんですね。だから、それを外してしまってそこへ増築すれば、ある意味フリースペースやいろんな会議室や、いろんなものができるのではないかと思いますので、頭の片隅にしっかりと入れておいてもらって、その部分をどういうふうに活用するのかというのもぜひ設計の中に入れていただいて、これからまだ20年近くは使っていただかないかん建物でございますので、しっかりとそういう対応をしていただいて、2億、3億かけても、20年で割れば、年間1,000万とか2,000万の世界になってしまいますので、その辺しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

もう一点が、その後、屋根防水、屋上の防水を今までやってきた、今これ悪くなってきて、それを防水のやり替えをするということになると思うんですけども、私は防水工事をやるんじゃないくて、屋根を掛けて、その上に災害時対応も含めて、太陽光発電の装置をつけてはどうかなというふうに思います。先ほど、ちょっとガス発電を常時という話が体育館にして、空調のためにしたらどうかというのを入れたんですけども、6月8日付の私どもの公明新聞の記事によりますと、2026年、今年は、ペロブスカイト太陽電池の社会実装元年というふうに言われておると。国が主導して自治体の公共施設などへ本格導入が決定していく。また、国内初のフィルム型製品は、環境省が公募した導入支援事業で採択された自治体と西日本高速道路、もう自治体か高速道路の会社か、主に限定して販売を始めた。環境省の了解いただいて、できたら明和町に導入をしていただきたいなというふうに思いますので、この2点、ちょっと併せて答弁いただきたいと思います。

○議長（辻井 成人） 社会教育課長。

○社会教育課長（松井 友吾） 屋根掛けタイプの災害対応の発電の工事の件でお問合せをいただきました。

この屋上の防水対策、環境防災対策につきましては、従来の防水のシート等

の方針ではなくて、屋根を掛ける勾配屋根化という手法につきまして、雨漏りリスクの大幅な低減や断熱効果の向上など、有効な選択肢の一つであるというふうには認識をしております。建物の構造耐力、重量への耐性やコスト面では検証が必要となりますので、今後の検討課題とさせていただければというふうに思っております。

学校施設は、地域住民の皆様の安全を守る指定避難所として重要な役割を先ほど来お伺いしました。災害時における停電対策として、再生可能エネルギーの活用は大変有意義であります。今回はトイレやLEDの改修でございまして、太陽光発電、蓄電池の可能性につきましては、検討してまいりたいというふうに思っております。

先ほど追加で、北岡委員おっしゃっていただきましたペロブスカイト太陽光発電電池ということで、私も最近時々耳にしております、薄くて軽くて自由に曲げられるということで、壁にくっついたり、窓ガラスにもつけられるというふうな発電施設というふうに伺っております。ぜひそういった事例もあるというのでございますので、検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） どんなふうにも形を変えるというシート式の太陽光発電装置なんですけれども、質問していなかったもので、問いませんが、テントなんか、これ上が全部発電装置になるということで、防災現場というのは広げますよね。それに対しても太陽光発電直接当たって、その場で発電ができるという、そういう代物でございます。いろんな活用方法を検討していただきまして、明和町の防災やいろんなものに活用していただければなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

それと、これもまた通告はしてないんですけど、先ほど山本議員が言われていましたトイレの問題ですね。これも、平成20年ぐらいにバリアフリー工事を全ての学校したんですよ。そのときに、議会で私は、トイレを全部洋式化しな

さいというのとウォシュレットを入れなさいという話をさせていただいたんです。ところが、そのときに、和式を使う人が多いんですとか言って、家でほとんど和式なんてあらへんのになと思いいながらも、そのときに、教育委員会の担当者が押し切っていったんですけれども、予算がなかったのか、そういう答弁しかできなかったのか分かりませんが、そのときにしておったら、今こういう問題引きずってこなくてもよかったんだな。その判断ミスというのがすごく大きかったんじゃないかな。それは教育委員会の判断なのか、首長が予算がないといって蹴ったのか、私は分かりませんよ。でも、バリアフリー工事で、物すごいお金かけてエレベーターもつけて工事をしたのに、トイレの改修ができていなかった。それも1個か2個、洋式トイレ、それぞれの階につけたというので終わってたんやね。また、同じ工事をまたせないかんという無駄なこと、先見性がないとこんなふうになってしまうということなんです。ですから、ちゃんと将来のことを考えて、今何をすべきかというのを検討していただいて、しっかりと教育長も、町長と予算の取り合いをしていただいて、交渉していただければなというふうに思って、次いきます。

不登校対策の強化についてお伺いします。

私が議会に入らせていただいて約30年近くになりますが、その間中学校の長期不登校児童は、この数はあまり変わっていない。10名、15名がずーっと不登校で30年間続いておるね。今でもそうだそうです。そこの部分の対策をぜひ新しい教育長としては打っていただきたいなというふうに思います。その方針を伺いたい。

その中で、生活のリズムの乱れなどで不登校に陥る小・中学生が、9年連続で増加する中、大阪府堺市では、睡眠不足が子どもの不登校を招く一因である、こういうふうに着目して、睡眠の重要性を学ぶ授業や面談などを通じて、子どもの生活習慣の改善を図る睡眠教育というものを導入し、不登校の生徒を半減する結果を受けたというふうに載っておりました。森井教育長は、明和町の不登校についてどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（森井 義和） 不登校対策についてお答えさせていただきます。

不登校の要因は多様化しており、家庭環境や本人を取り巻く環境の変化など、様々な要因が複雑に関係していると思います。そのため、本町では不登校となった児童・生徒への支援に加え、議員がおっしゃったように、睡眠の大切さを呼びかけるなど、不登校の未然防止に重点を置いた取り組みを進めております。

各校では、欠席が続く児童・生徒や登校しぶりが見られる児童・生徒に対して、家庭との連携や家庭訪問を継続的に行うとともに、教職員間で情報共有を図りながら組織的な支援を行っております。また、専門的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど関係機関とも連携をして、一人一人の状況に応じた支援に努めております。

本町の不登校児童・生徒の状況につきましては、先ほど議員おっしゃったように、それほど変わらず、やや微減であるというような現状であります。こうした取り組みの成果を数値のみで評価することは難しいんですけれども、近年の微減傾向におきましては、背景の一つとして、昨年度から全ての小・中学校で実施している「めいわタイム」というのがあります。これは、「めいわタイム」というのは、児童・生徒の人間関係づくりが一定の成果であるかなと。

「めいわタイム」により、誰もが居心地のよい学級づくり、仲間づくりを目指して、子どもたち同士でコミュニケーションを取りながら、人との関わり力、コミュニケーション力の育成に努めているところでございます。子どもたちが互いを認め合い、安心して過ごせる学級づくりを進めることで、学級への所属感、自己肯定感の向上につながっているものと捉えております。

教育委員会といたしましても、今後も学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒一人一人が安心して学校生活を送り、互いを認め合いながら成長できる環境づくりを進め、不登校対策のさらなる充実に努めたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひしっかりと取り組んでいただいて、成果が出るように
よろしくお願いしたいと思います。

次に、交通安全教育の充実についてお伺いします。

交通ルールが変更され、自転車にも青切符が交付されるようになりましたが、
明和中学校の生徒の登校状況というのはいかがでしょうか。全国の自治体では、
交通教室や免許証の実施など、様々な取り組みがなされていますが、明和町の
取り組み状況と現状をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 明和中学校では、生徒のほとんどが自転車で通
学をしています。地域の方々から苦情をいただくこともあり、定期的に課題
もありますけれども、交通安全指導を継続的に実施しております。

交通安全教室は毎年実施をしておりまして、交通安全教育指導員のとまとい
ずの教室や、交通事故の再現スタントから交通安全を学ぶ教室など、様々な形
で行うとともに、登下校中の安全指導や、地域の見守り活動と連携をしまして、
常に生徒に対して交通ルールの遵守を指導しておるところでございます。

また、本年4月1日から施行されました自転車に対する交通反則通告制度、
いわゆる青切符制度につきましては、この制度の対象年齢は16歳以上となっ
ているものではありませんけれども、明和中学校では、交通安全の意識向上のために、
4月初めの全校集会で、この制度の説明を行いまして、改めて交通安全の徹底
を指導しておるところでございます。

加えまして、本年4月に開校しました明和北小学校に通う児童が、昨年まで
とは違う通学路を歩いているということも伝えまして、中学生として、先輩と
して、小学生への配慮、また小学生のお手本となるような行動を取るような指
導しております。先日、歩いている小学生の後ろを中学生が自転車を降りて引
きながら歩いているというようなほっこりする場面に出くわしたという報告も
いただいております。

引き続き、継続的に生徒への交通安全指導を行っていきたいと考えておりま

す。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひ安全に通学をしていただけるように、しっかり指導をしていただくような形を取っていただきたいなと思います。

この前中学校の校長先生と少しお話をする機会がございました。やっぱりちょっと時々ルール違反をされるような子がお見えになるということで、なるべく学校としても指導するんだというような話をされていましたが、教育委員会としても少し気をつけていただけたらいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、SNSによる子どもたちの影響についてお伺いいたします。

世界的にSNSが子どもたちに与える影響が大きいとの報道もあり、ヨーロッパでは子どもの利用制限をするための規制をかける検討に入っているようがございます。日本でも一部の自治体がこの利用時間を制限するなど、条例案を検討する動きがありますが、教育長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（森井 義和） SNSは、大人だけでなく、子どもたちにとっても学習面、生活面とも今や欠かせないツールになっていると考えております。このような時代において、子どもたちのSNSの利用を一律に規制するものではなく、子どもたちが社会で生きていくために、学びに有効に活用できるようにしていくために、本町としてはしっかりと情報モラル教育を行っていきたいと考えております。この時代に合ったSNS利用を行えるよう、SNSの危険性を十分に理解し、加害者にも被害者にもならないよう、子どもたちの判断力・行動力の向上を図っていきます。その取り組みの一つとして、明和町では、情報教育において、小・中9年間の共通カリキュラムを作成し、今年度から運用を行っております。これは小中一貫教育の一環でもあります。

現時点ではこのように考えておりますが、現在の時代の移り変わりは目まぐ

るしく早く、今後の国外、国内の動向を注視しながら、適宜判断していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） SNSを使って外国人を叩いたり、いろんな情報が操作されるというような、今動きがたくさん多いです。今日の日経新聞に載っているんですけども、SNSや動画共有サイトを中心に情報を得ている人たちの半数近くがそう思う、見てそう思う、素直に。ところが、テレビ・新聞を中心に情報を得ている人では、そう思うという人が18パーセント、30ポイント以上の差がある。

ものを考える時間、読んだり、そういういろんな意見が交錯するものというものを見ている人は、それを見ながら、これは正しいのかな、どうかなと考える余裕があると思うんですけど、SNSは一方的に自分の見たい情報だけを見てしまいますので、そう思うという確率がどんどん増えていく。ものをだんだん考えなくなってしまう。そういう部分でも、やっぱり学校教育が一番大切だというふうに思うんです。そういうところをしっかりと、また教育長がコントロールしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

最後に、明星小学校の体育館についてお伺いをしたいと思います。

近隣との課題解決が進まないまま、社会体育関連の使用ができない状況が、西岡・下村、この2代の教育長、約20年間の間解決できないまま続いてきております。森井新教育長によって解決をお願いしたいのですが、この課題の引継ぎなどしっかりしていただいているのか、お伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（辻井 成人） 教育長。

○教育長（森井 義和） 現状認識とこれまでの経緯についてお答えをさせていただきます。

明星小学校の体育館における社会体育関連の使用につきましては、議員から

ご指摘がありましたように、長年にわたり、近隣住民の皆様の生活環境への配慮や利用に伴う様々な課題の解決に至らず、結果として、社会教育での貸出し・利用ができない状況が続いています。そのように、前任の教育長から引継ぎの中で重く受け止めております。

学校体育施設の一般開放は、町民の皆様の健康推進、生涯スポーツの推進において大変重要な役割を持つ一方で、学校が住宅地に隣接している場合などには、夜間の騒音や照明、駐車車両による交通課題、利用者のマナーなどをめぐり、地域住民の皆様の平穏な生活環境との調和が極めて大きな問題となります。これまで約20年間という長きにわたり、この状況が解決に至らなかった背景には、近隣の皆様のご理解を得ることの難しさ、そして、対話を重ねる中で決定的な合意点を見い出すことが困難であったという歴史的な経緯があるものと認識しております。

私といたしましては、新しく教育長を拝命した立場から、この長年の懸案事項について、現在の正確な状況把握と、近隣住民の皆様がどのような点に最も不安や懸念を抱かれているかを、丁寧に整理することから始めてまいりたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 北岡議員。

○3番（北岡 泰） ぜひこの大きな課題を解決していただけるように、宿題ばかり負いねかして申し訳ございません。

ただ、先ほど体育館の空調設備を入れるという話をさせていただきましたけれども、空調を入れて防音したら、ある程度解消するんですね。外へ音が出なくなりますので。ですから、断熱じゃなくて防音も含めて、いろんな課題解決をしていただければ、やっぱりどこかでクリアできる問題じゃないのかなというふうに思いますので、町長、お金もないでしょうけれども、ぜひそういうものも含めて検討していただいて、教育長の課題解決に尽力していただければありがたいなというふうに希望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、北岡議員の一般質問を終わります。

7 番 奥山 幸洋 議員

○議長（辻井 成人） 6 番通告者は、奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「地域環境整備と観光資源保全について」の 1 点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

（7 番 奥山 幸洋議員 登壇）

○7 番（奥山 幸洋） それでは、早速議長さんより許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、明和町環境センター及び最終処分場の今後についてということでお聞きをしたいと思います。

今後の一般廃棄物処理基本計画によりますと、明和町環境センターは平成14年度から供用開始され、主にがれき類等の埋立処分を担っております。一方で、計画上は残余容量が令和18年度中にゼロになるという見込みが示されており、新たな処分容量確保に向けた検討が必要とされています。

最終処分場は単なる埋立施設ではなく、一般廃棄物行政全体を支える最後の受皿であり、施設維持管理、周辺環境対策、将来的な処分容量確保までを含めた長期的視点での対応が求められます。

また、新たな最終処分場の整備は、用地確保や住民の理解の形成などから年々困難性が高まっており、従来と同じ考え方のみでは対応が難しい時代になってきていると考えます。

現在、明和町環境センターは、主にがれき類を対象としておりますが、将来的に現在、処分場に代わる新たな埋立施設を検討する際には、1 つだけ処分できていないものが残っておりまして、それは、現在の埋立対象物だけではなく、家庭系の一般廃棄物の焼却灰等も含めた処分需要について整理していく必要があると考えます。

そのため、今後は単なる施設延命化にとどまらず、次期埋立施設の在り方そのものについて、中長期的視点から検討していく必要があると考えます。一般廃棄物処理においては、市町村が最終処分まで責任を有する立場であることから、今後は現施設の延命化のみならず、将来的な最終処分体制全体を見据えた整理が必要であると考えます。

こうした状況を踏まえ、令和18年度を一つの節目として、次期処分容量確保、減量化、広域的な連携も含めた総合的な最終処分体制について、現行計画や方向性そのものが現在及び将来の状況に適合しているのか、改めて検証する必要があると考えます。

そこで、以下5点について伺います。

1点目、埋立残余容量と延命化対策について、一般廃棄物処理基本計画では、残余容量は令和18年度中にゼロとなる予測が示されています。そこで伺います。

現時点における最新の残余容量はどの程度となっているのか。また、当初計画と比較して延命化はどの程度進んでいるのか。さらに、今後の延命化に向けた具体策について伺います。

2点目、水質監視及び周辺環境管理について、最終処分場では、浸出水や地下水など周辺環境への影響管理が重要です。そこで伺います。

現在実施している水質検査項目、検査頻度、監視体制はどのようになっているのか。また、これまで異常値や基準超過等があったのか。住民への情報公開はどのように行っているのか伺います。

3点目として、施設管理及び修繕計画について、供用開始から20年以上が経過し、施設本体や関連設備の老朽化も進んでいると考えられます。そこで伺います。

遮水シート、排水設備、搬入路など施設全体の点検状況はどうか。また、今後予定している修繕計画や設備更新計画について伺います。

4点目、次期処分容量確保について、計画では、新たな処分容量確保に向け検討を進めるとされています。しかし、新たな最終処分場整備は、先ほども申

し上げましたが、用地確保や住民同意の形成の観点から相当な期間を要すると考えます。次期処分容量確保について、現在どの段階まで検討が進んでいるのか。また、候補地選定や代替手法について、どのような方向性を持っているのか町長にお伺いします。

5 点目、減量化・再利用及び広域的連携について、次期処分容量確保と並行して、埋立そのものを減らす視点も重要です。全国では、焼却残渣の資源化やコンクリートがれきの再生砕石化など、最終処分量の削減に向けた取り組みが進められています。現在、本町で実施している減量化・再利用施策はどのようなものか。また、今後の広域的な連携に対する考え方について町長の考えをお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 奥山議員から、明和町環境センター及び最終処分場の今後についてのご質問をいただきました。

5 点ご質問いただきましたが、1 点目の埋立残余容量と延命化対策について、そして、4 点目の次期処分容量確保について、それから、5 番目の減量化・再利用及び広域的連携について、私のほうから答弁をさせていただきます。

明和町環境センターにつきましては、令和 2 年に策定しました一般廃棄物処理基本計画において、令和18年度中に残余容量がゼロになるものと予測しておりました。しかしながら、令和 7 年度末時点の残余容量は約46パーセントに当たり、約1,700立方メートルであり、最終処分場の供用開始当初と比べ、がれき等の搬入量が減少してきていることから、近年は埋立ての進行はやや緩やかになっております。

当初の予測と比較すると、今後の搬入量の状況にもよりますが、近年の平均搬入量を基に換算した場合、今後20年以上利用可能であることが見込まれており、令和 2 年度に策定した一般廃棄物処理基本計画で予測した令和18年度よりも、さらに10年程度延命化が図られるものと考えております。

延命化については、供用開始当初から受入れ品目を制限し、可能な限り長期

間使用する方針の下で運用してまいりました。今後におきましても、引き続き住民の皆様に適正な搬入へのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、次期処分容量の確保についてでございます。

新たな最終処分場の整備を行うこととなれば、用地の確保に加え、周辺住民の皆様のご理解、ご協力を得ていくことは不可欠であり、相当の期間を要する課題であると認識しております。

このため、町といたしましても、現処分場の残余容量や今後のがれき類等の受入れ見通しを踏まえながら、検討を進めていかなければならないと考えています。現在はまず、現施設の使用可能期間の見通しや将来的な搬入量など、基礎的な情報整理を進めていく段階と考えています。

先ほども申しましたが、これまでの搬入量で推計した場合、今後20年以上利用可能であることが見込まれています。検討すべき課題であることは認識しておりますが、現時点におきまして、十分な埋立容量を確保していることから、しかるべき時期に方針を示せるよう準備したいと考えています。

減量化・再利用及び広域的連携についてでございます。

現状の最終処分場の延命化のためには、埋立量そのものを減らす取り組みが重要であると認識しております。最終処分場は、中間処理施設とは性質が異なり、処分場内に搬入された廃棄物そのものに対して再利用施策を講じることは難しいことから、現時点におきましては、住民の皆様による適正な搬入と減量への取り組みが、処分容量の確保につながるものと考えております。

今後とも住民の皆様に適正な搬入へのご協力をお願いしてまいります。

また、持込みされるがれき類等の減量化や再資源化につきましては、他自治体の先進事例も参考にしながら、民間活用や費用対効果、仕組みづくり等を踏まえ、今後研究してまいりたいと考えております。

さらに、広域的な連携の取り組みにつきましては、ごみの減量化や再資源の取り組みと併せて、選択肢の一つとして研究していきたいと考えております。

なお、2の水質管理及び周辺環境の管理についてと施設管理及び修繕計画に

については、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（中川 英之） 私のほうからは、2点目、3点目の質問についてお答えをさせていただきます。

まずは、2点目の水質監視及び周辺環境管理についての質問にお答えいたします。

現在の最終処分場を整備するに当たり、周辺環境へできるだけ影響がないように検討をまいりました。また、開設以降、当初の方針に従い、目視、計器、水質検査等により監視を続けています。

明和町の環境センターにおきましては、水質検査として、地下水について上流及び下流の2地点で塩化物イオン及び電気伝導率を、また、埋立地からの浸出水につきましては、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量の5項目につきまして、毎月1回の検査を実施しております。

さらに、地下水につきましては、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀をはじめとする環境基準に係る20項目について、年2回の検査を実施しております。併せて、処理水につきましては、先ほど申し上げた検査項目に加え、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に係る33項目について、年1回の検査を実施しております。

いずれにつきましても、検査項目について基準超過や異常値は認められず、その結果についてはホームページについて公表をしております。

続いて、3点目のご質問に移ります。施設管理及び修繕計画のほうになります。

当該施設につきましては、供用開始から相当年数が経過していることから、施設本体及び関連設備の維持管理が重要であると認識しております。

このため、遮水シート、排水設備、搬入路を含め、日常的に点検を実施し、施設の状況把握に努めているところでございます。

遮水シートにつきましては、構造上直接確認することが難しい面もございますが、関連する水処理や排水の状況等を確認しながら、機能面の把握に努めております。

今後の修繕につきましては、点検結果や施設の劣化状況を踏まえ、緊急性、安全性等を勘案しながら必要な対応を行うこととし、施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

また、設備の更新につきましては、処分場の延命化と併せて検討していくべき項目でありますので、現時点では具体的な予定はありません。

○議長（辻井 成人） 答弁は終わりました。

再質問。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） 答弁ありがとうございました。

延命が20年以上というふうなことでお聞きをしましたので、少し時間はあったというふうに考えております。

つくるについては20項目ぐらいの環境アセスとかいろいろありまして、やらないかんで、20年ということであれば、これから検討していただくということではよろしいのかなと思います。

特には遮水シートで点検してもらうということで、私も一度あそこへ邪魔させてもらいました。そしたら機械が10個ぐらい立っているんですね。で、3つぐらいのところは全部グリーンなんですけれども、3つぐらいのところだけ赤ランプがついたのがあるんですね。何がちょっと分からない。そこにおる人に聞いたけれども、私も分からないということで、そんなのを見てきたもので、それが果たしていいものかどうかというのはまた確認しておいていただきたいと思います。3つぐらいついていました。そんなようなことでございました。

これにつきましては、後もございますので、環境センター及び最終処分場は、町の廃棄物行政を支える最終の受皿であります。将来にわたり安定した処分体制が確保されるよう、引き続き計画的な検討と取り組みをお願い申し上げ、次

に移ります。

次は、伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業と今後の環境行政についてということで、現在、伊勢市、明和町、玉城町、度会町による1市3町の広域事業として、新ごみ処理施設整備が進められております。本事業は、老朽化施設への対応や効率的なごみ処理体制の構築を目的とした重要な広域連携事業であり、今後の地域における安定的なごみ処理体制を支える基盤となるものと認識しております。また、現時点では、令和9年10月の供用開始に向け、工事はおおむね順調に進められているものと認識しております。

一方で、近年は材料価格や労務費の上昇、物価高騰、工事価格の変動など、建設事業を取り巻く環境が大きく変化しております。こうした社会情勢の中で、大規模事業である本施設についても、今後の事業費や工程管理への影響を1市3町として注視していく必要があると考えております。

また、施設完成後の住民生活に最も身近に関わるのは、それぞれの自治体の運用による住民対応であります。特に明和町においては、ごみ出し方法、分別区分、粗大ごみ対応、直接搬入先、受入方法、料金体系など、住民生活に直結する事項について、住民が混乱することなく新たな体制へ移行できるよう、事前の整理と丁寧な周知が重要であると考えます。

さらに高齢化の進行に伴い、高齢者世帯や車を持たない世帯など、制度変更や搬入先変更の影響を受けやすい住民への配慮も必要になるものと考えます。加えて、人口減少や財政負担、人材確保など、自治体を取り巻く課題が今後さらに厳しさを増す中、環境行政分野においては、より広域的な連携の必要が高まってくることも予想されます。

このような中、今回新たな施設が整備されるわけではありますが、単に新しくなるだけではなく、ごみそのものを減らしていく視点が重要であると考えます。いわゆるリデュース、リユース、リサイクル、3Rの取り組みをこれまで以上に推進し、住民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量化と資源循環に取り組んでいく必要があります。

私は、今回の施設完成を一つの節目として、本町におけるごみ減量の元年ともいえる新しい取り組みのスタートに位置づけることも重要ではないかと考えます。そのためには、施設完成後に対応するのではなく、完成前から意識の醸成や制度整理、周知啓発を進め、広域連携の中で一体的に準備を進めることが必要であります。また、今回の施設整備を単なる施設更新にとどめることなく、ごみ減量、資源循環、災害廃棄物の対応、最終処分対策なども含め、今後の広域環境行政全体の在り方を整理していく契機とすることも重要であると考えております。

こうした観点から、本事業については、施設整備の進捗のみならず、完成後の住民への影響や本町としての対応や、さらには今後の広域環境行政の方向性まで含めて確認したいと考えております。

まず1点目として、施設整備の進捗状況及び工程管理について伺います。

現在、令和9年10月供用開始に向け進められておりますが、現時点での工事の進捗状況、また昨今の資材価格の上昇や物価高騰の工事価格などの変動の影響を踏まえ、本事業の事業費や工程管理への影響は見込んでいるのか、併せてお伺いします。

2点目として、施設完成後の住民生活に関わる運用整理について伺います。

新施設の供用開始後は、住民にとってごみ出し方法や搬入方法など、日常生活に直結する運用面の整理が極めて重要なものと考えます。特に施設本体の整備が進んだとしても、行政側の運用整備や住民周知が不十分であれば、供用開始時混乱が生じる可能性もあります。そのため、並行して供用開始時点を見据えた実務的な制度の整備や住民対応準備を進めていく必要があると考えます。

そこで、本町として、ごみ出し方法や分別区分、粗大ごみ対応、直接搬入先、受入方法、料金体系など、住民生活に係わる事項について、現在どのような考え方で整理を進めているのか伺います。

3点目として、住民周知及び住民配慮について伺います。

制度変更等について、どの時期からどのような方法で段階的に住民へ周知し

ていく考えなのか、また、高齢者世帯や車を持たない世帯などへの配慮について、どのような対応にしていける考えなのかを伺います。

4 点目として、災害対応及び最終処分について伺います。近年は自然災害が頻発しており、災害廃棄物処理は自治体にとって重要な課題となっております。施設についても、平時のごみ処理のみならず、災害廃棄物処理拠点として役割が期待されるところであります。また、焼却後に発生する焼却灰や残渣等の最終処分についても、安定的な処理体制の確保が重要であると考えます。

そこで、本施設における災害対応時の機能、災害廃棄物体制並びに焼却灰等の最終処分体制について伺います。

5 点目として、今後の広域環境行政の方向について伺います。

今後、人口減少や高齢化の進行に加え、施設の自主管理費の増加、人材確保など、環境行政への取り巻く課題はさらに大きくなっているものと考えます。

そのような中、将来的に広域連携の拡大や近隣自治体との新たな連携の可能性について、現時点でどのように考えているのか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 伊勢広域環境組合ごみ施設整備事業と今後の環境行政についてということで、5 点ご質問をいただきました。

1 点目の施設整備の進捗及び工程管理についてと、それから 5 番目の今後の広域環境行政の復興方針について、私のほうから答弁させていただき、そのほかは担当課長のほうからさせていただきます。

伊勢広域環境組合のごみ処理施設の整備につきましては、現在令和 9 年 10 月の供用開始を目指して整備が進められておりますが、現時点での工事の進捗状況につきましては、工程表どおりに順調に進んでいると伺っております。

事業費につきましては、令和 5 年に伊勢広域環境組合ごみ処理施設建設工事の契約業者が決定された後、物価高騰により価格水準が上昇したことから、インフレスライドの請求がございまして、令和 8 年 2 月に組合議会の承認を得て、工事請負契約額の変更が行われております。

しかしながら、資材価格の上昇物価の高騰は引き続き続いている状況であり、令和8年3月31日付で、総務省、そして国土交通省から、中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保についての要請もありましたことから、今後も引き続き最新の情報把握等を行い、伊勢広域環境組合と連携を密にしながら、事業の継続を注視していきたいと思っております。

それから、5番目になりますけれども、今後の広域環境行政の方向性についてということでございますが、現在、三重県主導で、ごみ処理の広域化に関する構想案の作成が進められております。この構想案は、県が作成するものであり、直ちに拘束力を持つものではありませんが、全国的に単独での施設整備や運用に課題が生じている状況を踏まえたものであると認識しております。

そのため、広域的な施設運営につきましては、現在は明和町を含む1市3町で構成されている伊勢広域環境組合が行っているところですが、今後、関係市町との協議の中で、検討課題の一つとなる可能性もあるものと考えております。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（中川 英之） それでは、私のほうからは、2点目、3点目、4点目について回答をさせていただきます。

2点目の伊勢広域環境組合の新ごみ処理施設、完成後の住民生活に関わる運用についてのご質問になります。

住民の皆様にとっては、ごみ出しの方法や運搬方法などは、日常生活に直結する重要なことであると思います。

ごみの出し方においては、家庭から出るタイミングの話で考えますと、住民の皆様の協力による減量化、環境的にも財政的にも効果があると考えております。引き続き、ごみ減量化読本などを使って、リデュース、リユース、リサイクルの3Rに加え、不要なものは買わないといったリフューズ、壊れたものは修理して長く使うというリペアといった取り組みへのご協力もお願いしていきたいと考えております。

新ごみ処理施設の供用開始時における分別区分、粗大ごみ対応、直接搬入先、受付方法、料金体系につきましては、広域環境組合とも連携し、住民生活に混乱が生じないように周知していきたいと考えております。

次に、３点目の住民周知及び住民配慮へのご質問になります。

住民の皆様が直接搬入される場合、これまでの手順とは異なる部分はあるものの、基本的には取扱品目に大きな差はないと聞いております。供用開始前に新ごみ処理施設の試運転もありますことから、その前には住民の皆様に対し、新ごみ処理施設へのごみの持込み等について、広報やホームページなどで町として適切に周知をしてまいりたいと考えております。

また、建設中の中間処理施設への搬入業務である収集運搬につきましては、町が実施しておりますが、伊勢広域環境組合ごみ処理施設の取扱品目に大きな変更がなければ、町内の収集運搬についても制度等の変更はない予定です。ごみの収集につきましても、高齢者世帯や車を持たない世帯も含め、現時点では従来どおりの収集体制を継続していく予定でございます。

続きまして、４点目の質問、災害対応及び最終処分についてでございます。

新ごみ処理施設における災害対応対策機能については、ごみ焼却熱による発電を行うことから、停電時にも安定的に施設を稼働することができると聞いております。また、災害時の避難所としての利用も予定しており、停電時でも空調・浴室の使用が可能となります。

また、災害廃棄物処理体制につきましては、三重県災害廃棄物処理計画の方針を踏まえ、可能な限り市町間での協力の下で災害廃棄物の処理に努めていくものと考えております。

焼却灰等につきましては、現在は再利用化の処理委託により処分しておりますが、新しいごみ処理施設になっても同様に処理する予定と聞いております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

奥山議員。

○７番（奥山 幸洋） ありがとうございます。町長もありがとうございます。

広域的に将来的にそういうような県のところでも取り組まれているということですので、理解をさせていただきました。

一つ、課長さんの答弁で大事なものがあまして、この焼却灰というのは、組合でやっているわけですがけれども、どこへ持っていくか分かりませんが、新しい施設やで、非常にすばらしい施設になっていると思うんですが、あれだけやっているもので、死灰って言ってダイオキシンが出るんですね。最後のフィルターのところにバグフィルターというのがあるんですが、それは特管物やもので、埋立てなんです。これは広域でやっとするんですが、基本的な考え方というのは、1市3町がどこでされているか私は知りませんが、どこかへ埋めたら、その1市3町で、その埋め立てたところを1市3町がつくったという考え方をせなあかんわけですね。契約を結んどるんですね。何か一つことが起こったら、やっぱりそこら辺のところはきちっとチェックをしていおいていただきたいです。任しているというんじゃないくて、1市3町でそこへ処分場をつくったという考えにならないかと。そういうことがあるので、そこら辺のところは、またチェックをしていただいて、確認していただきたいと思います。

次がありますので、この新施設の整備そのものは広域組合の事業であります。供用開始後に住民と最も身近に向き合うのは各自治体であります。今後住民への影響も十分に見据えながら、運用の整備や丁寧な周知に取り組んでいただくとともに、ごみ減量化や資源循環の推進など、将来を見据えた環境行政の充実につなげていただくことを期待いたしまして、次に移ります。

次に、斎宮駅周辺観光エリアのショウブ園の現状と今後の維持管理についてお聞きいたします。

本町の花でありますノハナショウブの群生地現状と今後の保全及び景観形成について質問いたします。

今回取り上げるのは、斎宮駅裏周辺に広がるノハナショウブ群生地についてであります。この一帯は、斎宮駅を降りてすぐの場所に位置し、斎宮駅側、歴

史体験館側、いつき茶屋側、斎王の森側など四方から人が訪れ回遊する、本町を代表する観光エリアの中心部であり、本町の印象を左右する重要な景観空間であると考えております。

その中で、本町の花であるノハナショウブが形成する景観は、地域の歴史や風土を象徴するとともに、本町らしさを感じていただける重要な観光資源であると認識しております。また、まちづくりを進めていく意味では、交流人口や集客力の向上は極めて重要であり、その中でも花の景観は、子どもから高齢者まで世代を問わず人を引きつけ、足を運んでいただける大きな魅力を持つ資源であると考えます。特にノハナショウブは、本町の花として地域性や季節感を感じられる存在であり、本町ならではの景観形成や魅力発信につながる重要な資源であると考えております。

かつてこの場所は、ノハナショウブが一面に広がり、季節になると紫色の景観が広がる風景として多くの方々に親しまれてまいりました。しかし、現在では以前のような群生景観はほぼ失われ、残存株も極めて限られた状況となっております。また、地域の方々からも、昔は本当にきれいだった、少しずつ減っていった、ここまでなくなるとは思わなかったといった声を耳にしており、この状況に至るまでには既に6年以上が経過しているものと認識しております。

現在、町では、今後の管理や景観形成に向けた計画づくりに取り組まれているものと認識しておりますが、計画策定は一定の時間を要することから、その間においても現場の維持管理や必要対応を並行して進めていく必要があると考えます。

今回の対象として、旧群生地については、斎宮駅周辺から斎王の森周辺にかけて、面的かつ連続的にノハナショウブ景観が広がっていたものと認識しております。過去の航空写真を基に整理しましたところ、その範囲はおおむね2万4,000平米に及ぶものと認識しております。

しかし、現在では、かつての一面に広がっていたノハナショウブの景観はほぼ失われており、これだけ広範囲に失われた景観を再び形成していくためには、

単なる現状維持だけではなく、計画的かつ段階的な再生が必要であります。仮に景観形成と維持管理のしやすさを考慮し、1 平米当たり 3 株程度を植栽とした場合、全体では 7 万 3,000 株規模が必要になる計算になります。この規模は、短時間で回復できるものではなく、苗の確保、予算、人員体制を含めた中長期的な対応が必要になるものと考えます。

また、ノハナショウブは植えればすぐ景観化できるものではなく、除草、水管理、生育環境、株分けなど、継続しながら数年単位で群生地を育てていく必要があります。さらに、景観として一定の広がり的形成し、安定した群生地として定着させるまでには相当期間を要することから、継続的な維持管理が極めて重要になるものと考えます。

加えて、再生に当たっては、一部だけを整備するのではなく、斎宮駅側、歴史体験館側、いつき茶屋側、斎王の森側など、来訪者の回遊動線全体を視野に入れながら、ショウブのある風景が面的かつ連続的に感じられる景観形成が重要であると考えます。

ノハナショウブは自然に維持されるものではなく、継続的な管理が必要な景観資源であります。しかし、現状を見る限り、従来の管理資料のみでは十分な保全や景観形成が難しい状況であるのではないかと考えております。そこで伺います。

1 点目として、この 6 年以上にわたり、ノハナショウブの群生地として景観が失われてきた状況について、行政はどのように認識しているのかお伺いします。

2 点目として、現在残存しているノハナショウブについて、今後も維持・保全が可能な状態にあるのか伺います。また、その判断を踏まえ、今後どのような維持管理、生育環境整備、補植や植栽等を考えているのが伺えます。

3 点目として、本町の玄関口でもあるこの場所を観光景観資源としてどのように位置づけるのか伺います。また、旧群生地として確認される 2 万 4,000 平米に及ぶこの一帯を視野に入れながら、来訪者の回遊動線の中でショウブの景

観が感じられる面的かつ連続性のある景観形成をどのように進めていくのか伺います。

併せて、これだけ広範囲な継続管理を擁する景観資源を維持していくための管理委託も含めた新たな維持管理体制について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 奥山議員から、明和町を代表する観光資源であるノハナショウブに関するご質問をいただきました。

ご承知のとおり、町の花でもあるノハナショウブは、昭和11年に「斎宮のハナショウブ群落」として国の天然記念物に指定された花で、ハナショウブの原種でございます。

ご質問の斎宮駅北側のノハナショウブについては、元々はノハナショウブの群生地ではなく、地元の方々が大切に守っていた田畑を史跡斎宮跡の保護のために公有化し、明和町花菖蒲会をはじめ様々な地元団体が植栽等に携わりながら、平成元年よりその管理を、町が公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会に委託してきたもので、史跡斎宮跡らしい景観づくりの一環として、斎宮跡へ親しみを感じてもらい、来訪の入り口の一つと位置づけ、長年取り組んできたものでございます。

平成22年には、保存協会が事務局となり、史跡斎宮跡植栽計画推進委員会を組織し、行政のみならず、関係団体や地域住民の皆様にも参画していただきながら、公有地でのノハナショウブの管理に取り組んできたところです。

1点目の斎宮駅北側のノハナショウブの状況については、議員がおっしゃる2万4,000平米平方メートルの広さについては把握しかねますが、当時約1万株であった株数が年々減少していることを把握しております。このような減少傾向は、斎宮駅北側だけではなく、天然記念物に指定されている東野の群落においても生じており、温暖化や周辺の自然環境の変化、連作障害が大きな要因であると認識しております。

また、東野の群落の環境と比べ、斎宮駅北側は、元々戦前は畑地であったところが水田化され、後に公有化しているという経過もあり、本来ノハナショウブが生育しにくい土壌的な要因もあると考えられます。そのため、以前関係団体や地元住民の方々にも協力をいただき、株分けしたノハナショウブが、残念ながら衰微してしまったものと認識しております。

また、町としてもこの間、植栽委員会の事務局である保存協会に任せきりであったことを反省し、昨年度から改めて保存協会と、それぞれの生育地における生育情報や管理方法について情報交換を行うとともに、指定地横の実験地で採取したノハナショウブの種を植栽委員会に提供し、本年4月には発芽した約300本の苗を斎王の森の前の育成地に植えたところでございます。

2点目のご質問について、天然記念物の群落においては、給水、除草のみならず、国・県にも相談しながら株分け作業にも取り組んでおり、株数についてやや持ち直しの状況も見られます。

議員ご指摘のとおり、ノハナショウブは生き物であり、環境や気候にも大きく左右されますが、こうした栽培手法について保存協会にも共有し、斎宮駅北側でも実施していくことで、維持のみならず増殖が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のご質問についてです。斎宮駅の北側周辺については、現在も斎宮跡へ親しみを感じてもらうための玄関口の一つと位置づけており、地元住民の皆様や関係団体のご協力を得て、ノハナショウブだけでなく、同系種のハナショウブやアヤメなどを移植してまいりました。また、移植場所については、三重県や町での整備などの事業に合わせ、その時々において斎宮跡の周遊にも資するよう生育場所も多少移動しながら、平成15年には、町の花であるノハナショウブ一色に統一してきたものと承知しております。

しかしながら、議員がおっしゃったとおり、斎宮駅周辺から各施設を含めたエリア全体で、連続的かつ面的な景観形成を再生するためには、中長期的な再生プロジェクトも必要であると認識しており、現在、地元や観光関係団体、緑

のまちづくり推進委員会から構成される史跡斎宮跡植栽計画推進委員会にて、新たな植栽計画の策定を進めているところです。

町といたしましても、この計画を基に、県が進める史跡整備に合わせ、斎宮駅周辺の周遊ルートを生かしながら、史跡斎宮跡の歴史を肌で感じてもらいながら、ノハナショウブを鑑賞いただける面的かつ連続性のある環境整備を行ってまいりたいと考えております。

また、斎宮駅北側のノハナショウブの管理につきましては、あくまで史跡斎宮跡の公有地管理の委託事業の一環として継続していく中で、新たに保存協会内に植栽管理部門を別で設けていただくことで体制強化を図るとともに、今まで以上に史跡斎宮跡植栽計画推進委員会と連携を図りながら、引き続き広大な公有地の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

奥山議員。

○7番（奥山 幸洋） ありがとうございます。ぜひとも取り組みを進めていただきたいと思います。

私もこの計画見ていたんですが、総合計画も見たんですが、一番思いましたのは、第3次振興計画、これもありました。これについてもやっぱりそういう処遇を、その一部を読みますと、歴史文化資源の観光を核として位置づけ、保全と活用を両立したまちづくりを推進しますということも明記されているわけです。

特には、斎宮跡の保存活用計画の中には、史跡斎宮跡保存活用計画は、史跡斎宮跡の価値を適切に保存し、後世に継承するとともに、その活用を通じて地域の魅力向上及び地域振興に資することを目的とする。また、本計画は史跡の保存を基本としつつ、地域資源としての活用を図ることで、来訪者の増加や交流人口の拡大を促進し、地域のまちづくりや観光振興に寄与することを目的とするものである。また、史跡を核とした周辺環境との一体的な整備や景観の形成、回遊性の向上等を通じて、地域全体の価値向上を図ることが重要とされて

いるということで、管理計画にも書かれております。

最後に、本町の町の花であるノハナショウブは、単なる植栽としてではなく、明和町らしさを象徴する地域資源として適切に保全され、斎宮跡をはじめとする歴史文化資源と一体となって景観形成や回遊性の向上に生かされることで、まちづくりや町の活性化につながっていくことを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で、奥山議員の一般質問を終わります。

お知らせします。先般全員協議会で発表させていただいたとおり、今日の会議は延長という方向でいかせていただきますので、今から瀬田萌議員の質問をさせていただいて終わりということにさせていただきます。よろしくご理解のほどお願いします。

5 番 瀬田 萌 議員

○議長（辻井 成人） それでは、7番通告者は、瀬田萌議員であります。

質問項目は、「既存資源を活かした身近な改善と、本町の魅力向上について」の1点であります。

瀬田萌議員、登壇願います。

（5 番 瀬田 萌議員 登壇）

○5 番（瀬田 萌） よろしく願いいたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき、「既存資源を活かした身近な改善と本町の魅力向上」について一般質問を行います。

現在の明和町において、予算や制度の壁を理由に立ち止まるのではなく、今ある町の資源を前向きに磨き上げていく姿勢が不可欠だと考えます。本日は、現場の声と国や県の動向の両面を照らした提案を行い、見解を伺います。

1点目、「双方の負担軽減を重視した行政手続きのアップデートは」としてお尋ねします。

本町では、令和7年度から、住民と育てる「選ばれる町」の共創DX事業などを通じ、関係人口の呼び込みに注力されています。町単費の支出を抑えた上での前向きな投資にとっても期待していますが、KPIは町外の方にフォーカスして設計されているものが多いため、実際に町内で事業を営まれている方が直面している課題にも向き合ってほしいと考えています。

今後の「選ばれる町」づくりにおいて、DXなどによる行政手続の見直しをどのように進めていかれるのか、まずは町長の方針をお聞かせください。

○議長（辻井 成人） 町長。

○町長（下村 由美子） 瀬田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

選ばれる町を目指していく上では、町外の方に明和町を知っていただき、関わっていただく取り組みと合わせ、現在、町内で暮らし、また事業を営んでいる皆様が、日々の行政手続の中で感じている負担を軽くしていることが大変重要であるというふうに考えております。

本町が進めている、住民と育てる「選ばれる町」の共創DX事業は、単に新たなシステムを導入することや町外向けの情報発信を強めることだけを目的としたものではありません。住民、関係人口、事業者、行政職員など、多様な主体が対話を通じて本町の将来像や重点テーマを共有し、町に関わりやすい仕組みを整えていくことを狙いとしております。その上で、町内事業者の皆様が町に対して行う手続についても、共創DXの考え方を生かしながら、順次見直しをしていく必要があると考えています。

町内事業者と町との接点は、税務、入札・契約、開発事前協議、道路や水路の占用、上水道関係、農地転用、介護事業所の指定、各種補助金の申請など、複数の分野にわたります。これらは、事業者の皆様にとっては同じ町に提出する手続であっても、庁内では所管課や制度が分かれており、確認の流れや県など関係機関との関与もそれぞれ異なっております。

まずは、件数の多いものから、事業者の負担が大きいもの、書類の差戻しや確認作業が多いもの、来庁や紙での提出が前提となっているものなどを整理し、

優先順位をつけて改善してまいりたいと思います。

既に本町では、事業者側の負担軽減と行政手続の簡素化・効率化を目的に、提出方法を電子化するなど、一部の分野では見直しを進めております。こうした取り組みを一つの先行事例として、他の手続にも広げられる部分がないか確認し、費用を大きくかけなくてもできる身近な改善から進めてまいります。

また、事業者の皆様が行う手続のデジタル化は、町だけで完結するものばかりではありません。税務関係ではe L T A X、事業者支援や県が関係する手続では、三重県、三重県産業支援センター、商工会などとの連携も必要となります。県においても、みえD Xセンターなど、県内事業者や行政機関のD Xを支援する取り組みが進められておりますので、町としましても、県や関係機関の取り組みと連携しながら、町内事業者にとって分かりやすい案内や相談につなげてまいりたいと思います。

本町としては、共創D Xを町外の発信や関係人口の拡大だけで終わらせるのではなく、町内の町民、事業者、職員の双方の負担軽減につながる行政運営の見直しにも生かし、便利になった、相談しやすくなった、関わりやすくなったと実感していただける町を目指してまいります。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） 縦割りの実態に課題感を持って取り組んでいただけるとのこと、また、便利になったと感じていただけるような町にさせていただけるとのこと、ありがとうございます。

交付金と補助等を合わせ、実質負担の少ない形で、町に関わりやすい仕組みを整えていくことができる当事業は、意義深いものであると捉えていますが、意見聴取の仕組みづくりはあくまで手段であって、その意見が反映され、改善された実感を持ってもらえないと、一過性のものになってしまうと思います。

単に新たなシステムを導入することではないというお話がありましたが、新たなツールを導入して視覚的に分かりやすくすることは、業務の属人化を防ぐ

ために有効で、実際役場内では、新しいツールの活用により、従来5日かけて行っていた業務が当日中に完了できるようになったという実践例を伺いました。ぜひその成功を重ねていただきつつ、内向きの効率化にとどまることなく、事業者や住民サービスにもその熱量を広げてもらいたいと思い、質問を続けます。

現在、町県民税の特別徴収納付書は、ペイジーやコンビニ支払いに対応していません。電子納付システムeLTAXも推進されているかと思いますが、専任の経理担当者がいない事業者にとっては、e-Taxに比べ手順が多いことから複雑に感じられ、毎月平日の日中、金融機関や役場の窓口へ現金を持ち込まれている方が多くいらっしゃいます。

さらに昨年、窓口業務の受付時間が短縮されました。働き方改革の観点は理解しますが、事業者からすれば、これまで以上に時間を気にしながら、平日に駆け込まなければならないという実質的な負担増となっています。

新たな関係人口、企業を誘致する入り口を広げるだけでなく、こうした実務の出口の不便さを先手で取り除いておくことが、事業者・職員双方の貴重な時間を創出するアップデートだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 質問に対する答弁。

税務課長。

○税務課長（畑 弘人） 失礼します。

議員ご指摘のとおり、現在納付運用が一部の事業者様にとってご負担となっている現状は確認をしております。

特別徴収税額は年度途中の従業員の異動により流動的でありまして、帳票の管理は非常に複雑でございます。現在国や地方公共団体が全国一律で推進しておりますeLTAXによる電子納付は、時間や場所に縛られず、複数の地方公共団体での申請を一括して作成・提出することが可能でございまして、また、転記ミスのない効率的な納付が可能なインフラとして整備をされております。

現在の限られた職員体制の中で、紙媒体による納付手段をこれ以上増やすことは、事務の肥大化を招きまして、基幹業務の停滞を招く懸念がございます。

そのため、アナログな運用の継続ではなく、あくまで電子化への移行、これが事業者様にとっても、また町にとっても将来的な事務負担を減らす唯一の解決策であると考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

給与支払報告書を書面で提出している事業者にとって、電子納付を含むe L T A Xへの完全移行は、必ずしも効率的とはいえないのが実態です。一括して作成・提出とおっしゃいましたが、自治体ごとの利用届出と従業員ごとのひもづけが必要で、一度紙媒体で作成したものを転記している事業者は特に二度手間に感じますし、その過程でミスも十分起こり得るものです。多くの顧問先を抱える税理士事務所でさえ、給与支払報告書や異動届に関しては、まとめて紙で提出されるケースもあると伺いました。

全事業所へ一律にe L - Q R、地方税統一2次元コードなどのついた納付書を発送することは、役場側の事務コストが膨らむことにつながるといった懸念は理解できます。しかし、お隣の伊勢市では、その壁を回避するため、希望する事業所にのみ個別にバーコード付納付書を発行するという申請制で、コストを抑えた現実的な運用を行っています。このような希望者のみへの発行という形式であれば、予算を大きくかけずとも双方の時間を生み出すことができると考えますが、導入について前向きに検討を進めていただけないでしょうか。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（畑 弘人） 失礼いたします。

ほかの自治体の事例のご提示をありがとうございます。伊勢市等で取り組みをされているということで、それを本町において直ちに導入をするということには、ちょっと現時点では慎重にならざるを得ません。

希望者のみという条件付きであっても、該当事業者の抽出とか管理、税額変更に伴う再発行作業の発生、システム改修とか郵送等のコストといった事務フ

ローは、現行の税務体制において職員の多大なリソースを要することになります。また、事業者様の手元に複数の納付書が混在をしまして、誤納付とか事務処理の複雑化を招くおそれがあるのではないかと考えます。

町としましては、現在利用可能な e L T A X の利便性向上とか、デジタル化への適応をいただくための支援・周知につきまして、そちらのほうに資源を集中させることが、結果的に組織全体の生産性向上につながると判断をいたしております。

以上の理由から、直ちに物理的な納付書の拡充を行うことは困難ではございますけども、電子申告・納付をより多くの事業者様にご利用いただくための環境整備や支援策につきまして、引き続き研究のほうをしてみたいと思います。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

瀬田議員。

○5 番（瀬田 萌） ありがとうございます。

e L T A X の運用開始から15年以上経った現在でも、給与支払報告書約1万5,000件のうち約4,000件が紙で届き、異動届に関しては、約1,500件のうち約1,200件が未だに紙で届いていると先日伺いました。税額変更がある都度、納付書を発行されている自治体もあると思いますが、本町はそもそも発行していないとのことです。であれば、希望者のみ異動があった場合は窓口でという運用にし、かつ令和9年分より、基準年給与支払報告書30枚未満の事業者に限られてくることなどを踏まえれば、L o G o フォームなどの活用次第で、町側の負担はそこまで大きくならないと考えています。単独の自治体ではどうにもならない e - T a x の利便性向上をただ待つよりも、よほど現実的な一手ではないでしょうか。

また、窓口で取り扱う納付者や現金が少なくなることも、結果として組織全体の生産性向上につながるのだと考えますので、引き続き前向きな研究をお願いいたします。

2 点目、既存校に波及させる教育環境の充実と安全対策は、としてお尋ねします。

この 4 月に開校された明和北小学校では、スクールバスの乗降時に一人一人に配付された 2 次元コードを読み取り、通学の状況が保護者の方に通知される新しい見守りシステムが導入されました。読み取る端末はそれぞれで必要になるものの、2 次元コードの発行自体にはコストを要しないということで、この保護者の方の安心に直結する取り組みを、徒歩通学の児童や、既存の明星小学校、斎宮小学校の児童へも速やかに波及させてもらいたいと考えております。

現状、このような面がまだ着手されていないことから、スクールバスの運用改善に注力されているように受け止められることが多いと思いますが、教育委員会の姿勢を教えてください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 全ての児童が安全・安心に通学できる環境づくりは、全ての学校関係者の共通の願いであり、重要課題の一つという認識を持っております。

議員ご指摘のとおり、徒歩通学であってもバス通学であっても、児童の安全確保は同等に重要なものと考えております。今回スクールバスにおいて導入しました 2 次元コードによる情報確認システムは、保護者に安心をお届けする有効な手段として一定の成果を上げていると考えております。

ご提案をいただきました、この仕組みを徒歩通学の児童や明星小学校・斎宮小学校の児童へも展開していくことにつきましては、保護者の皆様には有意義な取り組みであるかなというふうに考えております。先ほどの山本議員の答弁でもご説明を申し上げたとおり、現在の明和北小学校での運用状況をしっかりと検証しながら、既存校や徒歩通学の児童に対するシステムの拡充に向けて調査検討を進めてまいります。

今後もデジタル技術の活用と合わせまして、地域の見守りボランティアや保護者の皆様とともに、町内全域の児童の安全な通学環境の維持向上に努めてま

いりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） 全ての児童が安全・安心に通学できる環境づくりは、全ての学校関係者の共通の願いとの答弁、ありがとうございます。

通学路の安全確保につきまして、道路拡幅などのハード整備には長い年月が必要ですが、ソフト運用の工夫でいち早く解決できる問題もあると考えています。令和5年9月の一般質問でも申し上げましたが、今年度新しいダイヤでの運行が始まり、より具体的になったことから、再度提案させていただきます。

例えば、明和団地の子どもたちが通う県道は、歩道整備の着工を待ってられない危険が伴っています。その中で、朝の町民バス、大淀・明星ルートにおいて、1便がバス停サンシに到着する8時15分から、2便が出発する8時25分までの間に、10分間の運用の余白があります。この時間を活用し、2便を明星小学校経由に微調整することはできないでしょうか。

また、登校時にはバスが利用できる池村・新茶屋（東）、尾野といった地域の子どもたちも、下校時のダイヤの空白により、遠距離通学への対応がない状況です。下校時刻が固定ではないことから、一律のバス運行が難しいのであれば「チョイソコめいひめ」を下校時に活用しやすくするため、学校側と密に連携させる仕組みを構築できないでしょうか。その際は、既にスクールバスや町民バスの対象となっている子どもたちと公平になるように、無料での対応が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご提案いただきました町民バスの第2便を明星小学校経由に微調整することについてですが、こちら事故防止等のため、運転手の連続運転を回避することを目的にインターバルを設けています。この10分を連続で運転することにより、2時間以上の連続運転になってしまいますので、どこかでインターバルを取るなら、その後ダイヤを調整することになりまして、

結果的に便数を減らさざるを得ないことから困難な状況にあります。

また、ご指摘のとおり、池村・新茶屋（東）・尾野の児童の下校時刻が一律でないため、町民バスの運行による対応は困難でございます。

しかしながら、「チョイソコめいひめ」の活用につきましては、現行の運行形態に基づいた利用であればご利用いただけたと思います。その際ご提案いただきましたとおり、現在の町民バスを通学で利用している児童と同じく無料の通学パスのようなものを交付することについては、今後検討してまいります。併せて、学校側と密に連携し、児童が「チョイソコめいひめ」を下校時に活用しやすい仕組みづくりの構築も検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） 無料の通学パス交付について検討して下さるとのこと、ありがとうございます。登校の時間帯から運行している結モビも活用し、児童や保護者の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

山本議員や北岡議員の質問にあったとおり、既存校は新設校に比べ、トイレの洋式化や体育館の空調などハード面の整備が追いついていません。この早期実現は引き続き強く求めますが、各学校の魅力向上について、国が推進する企業版ふるさと納税を戦略的に活用し、例えば教育系ユーチューバーなどを招いた特別な授業や、教員の事務負担を減らす設備の導入などを行えないでしょうか。既存校の安心と魅力を高める取り組みを計画されているか教えてください。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 各学校の魅力を高めていくことは、子どもたちが主体的に学びを深める上で極めて重要なと考えております。

教育活動の充実につきまして、その一例としましては、平成6年度からオンラインで様々なジャンルの専門家とつなぐ「複業先生」というものを活用しております。こちらは、起業家とかエンジニア、クリエイターといったプロのそれぞれの専門知識を生かして授業を行うもので、一例としましては斎宮小学校

で、ユニセフで勤務されている方とオンラインでつなぎまして、世界情勢を直接学ぶというような授業も実施をしております。

この制度のいいところは、単に講師と学校をつなぐだけではなくて、講師の提案から、日程調整とか授業づくりの伴走、当日の運営に至るまで包括的なサポートがいただけるということで、教員の授業準備に係る負担軽減にもつながっているのかなということで考えております。

また、中学校においては、こちらは事務負担のこともあるんですけど、令和5年度から採点ソフトの導入をしております、こちら生徒の答案用紙をスキャンすると自動的に採点をするというようなものがありまして、これを導入することによって、採点時間が以前の4分の1程度にまで短縮をするというような、これらの成果は上がっております。

いろいろ特色を持った活動の余地があるものかなと考えておりますけれど、このような様々な工夫も凝らしまして、教員が子どもたちと向き合いまして、向き合う時間を一層確保しまして、新設校・既設校を問わず、安心と活気のある学校づくりを進めていきたいと考えています。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） 様々な工夫をありがとうございます。

現在、学校現場では負担軽減の観点から、子どもたちが地域と関わるイベントへの参加や案内チラシの配付が断られるケースがあると伺っています。一方、古いシステムや機械の不具合から発生したミスを手作業で一つ一つ直すような、本来なくすべき非効率には麻痺して放置されているといった場面に出会うことがあります。そのような非効率よりも先に、子どもたちの体験機会が削られているというのは、働き方改革の履き違えとも言えるのではないのでしょうか。

新設校だけでなく、既存校の古い設備や環境こそ見直し、先生方が手作業に追われる時間を削減して、その捻出できた時間で、子どもたちを地域とつなぐ心の余裕を取り戻せるようにすることこそが、教育環境の拡充であり、働き方

改革だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 学校教育課長。

○学校教育課長（中瀬 基司） 議員ご指摘のとおり、教職員が本来の教育活動ではなくて、配付物の仕分とか管理とかいった、そういう事務作業に時間を取られるというのは、全国的にも深刻な問題となっております。

この点に関しましては、明和町では、令和6年10月から保護者連絡システムのすぐーるというものを運用しております。その成果の一つとしましては、すぐーるを活用した保護者アンケートなども、それまで紙でやっておったアンケートに比べて、回答率が大幅に上昇するようになって、この必要な通知がすばやく、迅速かつ確実に届く仕組みが整っているかなと考えております。こちら教職員の、これによって、教職員の配付物の作業負担を軽減されて、業務改善の一つかなというふうに考えております。

案内チラシの配付につきましてはですけど、これまで様々な配付物で現場が疲弊しているというところもあったんですけど、こちらも現在配付基準を設けまして、基本的には教育委員会主催のものを中心ということで整理をしております。それ以外のものにつきましては、学校のお知らせコーナーに設置をすとか、デジタルのすぐーるの配信とかいうことでやらせてもらっていて、情報発信のほうも工夫をさせてもらっております。

議員のおっしゃるとおり、町民の皆様がいろんな取り組まれているイベントや体験会を、こちらに児童が参加するということは、明和町が目指しております地域に開かれた学校づくりにつながるものでありまして、子どもたちにとって非常に大切なものかなと考えております。

今、いろいろな形で取り組んでおりますが、この働き方改革は、あくまで手段の一つということで、その最終目的は、その改革によって、浮いた時間、心の余裕を、教職員が子どもたちと向き合う時間、ひいては地域と学校をつなぐ活動へ還元していくことにあります。

今後は、地域団体の皆様と連携を取りながら、子どもたちの体験機会が奪わ

れないように、ますます充実していくように努めてまいりたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

すぐ一で保護者の方に伝わるのもとても良い取り組みだと思いますが、選ぶことのできる体験機会が皆さんの周りにちゃんと存在していると、子どもたちの目や耳に伝わるのが重要だと思います。タブレットを用いた一括配付など、子どもたちを中心に、地域に開かれた学校に関わる全ての人が、少しでも心に余裕を感じられるような運用をお願いいたします。

明後日には、第57回交通安全子ども自転車三重県大会に明星小学校の6年生4人が管内の代表として出場されると伺いました。個別事案ごとの公平性にしか目を向けずに停滞させてしまうのではなく、そのようなそれぞれの学校らしい取り組みを今後も活発に推進し、魅力を高め合っていただけたらと思います。

最後に3点目、伊勢志摩圏域における本町の存在感の発揮はとしてお尋ねします。

以前の一般質問でも申し上げましたが、2033年は町政75周年など様々な節目が重なる重要な機会です。しかし、現在周辺自治体との広域観光の取り組みにおいて、本町の存在がないものとされているのではないかと強い危機感を抱いています。

モニターをお願いいたします。

先日、第63回神宮式年遷宮に向けた地域連携企画「いせしませんぐう旅札」が発表されました。この対象エリアには、伊勢市、鳥羽市、志摩市、そして南伊勢町、玉城町、度会町の計6市町が名を連ねています。しかし、歴史的にも神宮と極めて深いつながりがあるはずの本町は、企画に入れていないばかりか、三重県の公式観光サイト上でも、境界線に文字が重なって存在自体が消えているような状況で、遷宮に向けた大きな人の流れから、本町が埋没してしまうの

ではないかと心配しております。

直近の文化庁の評価からも、伊勢神宮との連携の必要性を感じられている中、単独で大規模な投資を行うことが難しい現状だからこそ、国の地域プロジェクトマネージャー制度などを戦略的に活用し、地域連携DMOの中枢に、本町の立場や独自の強みを主張できる人材を配置すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 伊勢志摩圏域における明和町の立ち位置を改善するための国の制度の活用についてのご質問をいただきました。

瀬田議員がおっしゃいますとおり、国の総務省のほうで、地域プロジェクトマネージャー制度がございます。こちらは外部人材制度の一つで、関係者間を取りまとめ、プロジェクトをマネジメントできる人材を地域プロジェクトマネージャーとして町が任用するものであり、利用した人材の報償費などを対象に、一定額が特別交付税措置の対象となる制度でございます。ただし、1人当たり3年間を上限とするものであり、制度を活用する場合は、全庁的なプロジェクトを推進していく中で、どのプロジェクトにどのような人材を配置していくか検討していく必要があると考えています。

また、伊勢志摩圏域における連携につきましては、第3次明和町観光振興計画でも、2033年の伊勢神宮の式年遷宮を一つの契機として、改めて効果的な広域連携を図り、広域観光に重点を置いて施策を展開していくこととしているところでございます。

そのため、明和町といたしましては、これまでも伊勢志摩観光コンベンション機構の会員として、伊勢志摩圏域との連携を図ってきたところでございますが、令和8年度当初予算でお認めいただきましたとおり、今年度より事業負担金を納めて、いせしませんぐう旅実行委員会へも加入いたしました。こちらは、伊勢志摩観光コンベンション機構の中に設置してございます、2033年の式年遷宮に向けて、伊勢志摩圏域の観光活性化と観光誘客のための様々な施策を企

画・実施していく組織で、令和5年11月に設立されたものでございます。先ほど瀬田議員からモニターのほうで映して紹介していただいた、これがまさに伊勢志摩遷宮旅実行委員会の事業でございます。

今後は明和町といたしましても、様々な形でより一層伊勢志摩圏域との広域連携を強化し、事業展開をしていきたい考えでございまして、当事業に限定せず、総合的に地域プロジェクトマネージャー制度の活用も検討していきたいと考えております。

○議長（辻井 成人） 答弁終わりました。

瀬田議員。

○5番（瀬田 萌） ありがとうございます。

事業負担金の財源支出と成り得る定住自立圏構想についての交付税は、上限額があると伺いましたので、こちらも全庁的に精査し、丁寧に推進していただきたいと思っております。

また、今後広がっていくと予想される総務省のふるさと住民登録制度も、本町の独自性が出せるとしたら、神宮と密接につながり、町内に構成文化財が点在する日本遺産、祈る皇女斎王のみやこ斎宮の部分になってくるかと思っております。

観光ビジョンの「担ってよし」の部分達成するためにも、地域プロジェクトマネージャー制度の活用を検討を前向きにお願いいたします。

先日、斎王まつりに出演されたある先生が、着付け会場で「先生」と声をかけられて振り返ったら、その子は20年以上前の教え子で、今斎王まつり実行委員会で班長をしていて、次に、また「先生」と声かけてくれたのが、今出演者のOGとしてスタッフをしている子で、ほかにも関わったことのある生徒が、今それぞれの場所で地域の祭りを盛り上げていて、「ああ、こういうことなんだな、と思いました」と感想を伝えてくださいました。こうした温かい循環を明和町全体により大きく広げていくためには、まず私たちが旧態依然とした非効率や負担を手放し、心と時間の余白をつくることに意識的に取り組まなけれ

ばならないと考えます。

本日提案させていただいた事業者や職員の負担を減らす取り組み、通学・教育環境の更新、広域連携の中で本町の価値を高める人材配置など、「選ばれる町」の土台づくりを予算や前例の壁を理由に立ち止まるのではなく、今ある資源や情報を掛け合わせて進めていただきたいと思います。

以上、既存資源を活かした身近な改善と本町の魅力向上について一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻井 成人） 以上で瀬田議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 5 時 26分）
